

第2次出雲市障がい者計画

[令和3年度(2021)～令和8年度(2026)]

第6期出雲市障がい福祉計画

第2期出雲市障がい児福祉計画

[令和3年度(2021)～令和5年度(2023)]

～ぬくもりあふれる共生のまち いずも～



令和3年(2021)3月

出 雲 市

目 次

第1部 計画の策定にあたって	1
1. はじめに	1
2. 社会情勢	2
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 出雲市障がい者施策推進協議会による検討	6
(2) 障がい者等のニーズ把握調査及び事業者実態調査の実施	6
(3) パブリックコメントの実施	6
6. 計画の推進に向けて	7
(1) 計画の推進体制	7
(2) 計画の進行管理	7
(3) 施策推進協議会の組織体制	8
7. 障がい者の状況及び現状分析	11
(1) 障がい者の状況	11
(2) 障がい種別の状況	12
(3) 障がい支援区分・障がい福祉サービス支給決定状況	17
第2部 第2次出雲市障がい者計画	18
第1章 障がい者計画の基本方針	18
1. 基本的な考え方	18
(1) 目標	18
(2) 方針	18
(3) 施策の体系	19
2. 前計画の進捗と評価	20
(1) 障がい児を支援するために連携する「教育との連携」	20
(2) 就労を支援する「就労場所を確保する」	21
(3) 地域移行を支援する「病院・施設から地域で暮らすための相談支援体制を強化する」	22
(4) 社会参加を支援する「社会参加の機会を増やす」	22
(5) 人材を育成する「地域の支援体制構築と人材の確保」	23
(6) 権利擁護、災害時支援「権利の擁護・虐待の防止、災害時の支援」	24
第2章 障がい者計画の施策の方向	25
1. 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進	25
(1) 障がい者差別の解消及び障がいに対する理解の推進	25
(2) 権利擁護の推進、虐待の防止	26
2. 地域生活の充実	27
(1) サービス基盤の整備	27
(2) 生活支援体制の整備	28
(3) 障がい児支援の充実	29
(4) 社会参加支援	30
3. 就労支援	31
(1) 障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進	31
4. 保健・医療、教育の充実	32
(1) 障がい者に対する適切な医療等の提供	32
(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	33
5. 生活環境、災害時支援	34
(1) バリアフリーの推進	34
(2) 防災、災害時や感染症に対応した支援の充実	35

第3部 第6期出雲市障がい福祉計画	36
第1章 基本的事項	36
1. 前計画の進捗と評価	36
2. 基本方針	36
(1) 自己決定権の尊重と意思決定の支援	36
(2) 必要なサービス提供体制の整備	36
3. サービス見込量等設定の考え方	36
第2章 具体的な施策と成果目標	37
1. 地域における生活の維持及び継続の推進	37
(1) 地域生活支援拠点の機能の充実	37
(2) 入所等からの地域移行に向けての体制確保	38
2. 福祉施設から一般就労への移行	39
(1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進	39
(2) 就労定着支援事業の利用促進	40
(3) 農福連携の更なる推進と理解促進等	41
3. 共生社会の実現に向けた取組	41
(1) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援	41
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	41
(3) 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援	42
(4) 発達障がい者等支援の一層の充実	43
(5) 多文化共生社会の実現に向けた取組	43
4. 障がい者の社会参加を支える取組	44
(1) 障がい者による文化芸術活動・スポーツ活動の推進や視覚障がい者等の読書 環境の整備推進	44
5. 相談支援体制の充実・強化等	44
(1) 相談支援体制の充実・強化等	44
6. 障がい福祉サービス等の質の向上	45
(1) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上	46
(2) 障がい福祉人材の確保	46
(3) サービス給付の適正化	46
第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画	47
1. 障がい福祉サービスの達成状況と目標	47
(1) 訪問系（居宅介護等）	47
(2) 日中活動系（生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着支援）	48
(3) 居住系（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）	57
(4) 相談支援	60
2. 地域生活支援事業の達成状況と目標	63
(1) 理解促進研修・啓発事業	63
(2) 自発的活動支援事業	63
(3) 相談支援事業	64
(4) 成年後見制度利用支援事業	65
(5) 意思疎通支援事業	67
(6) 日常生活用具給付事業	68
(7) 移動支援事業	69
(8) 地域活動支援センター	70
(9) 訪問入浴事業	72
(10) 日中一時支援事業	73
(11) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業	73
(12) 職親委託事業	74
(13) 身体障がい者自動車改造費助成事業	74
(14) 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	74

3. 出雲市独自のサービスの達成状況と目標	75
(1) 手話普及推進条例	75
(2) 障がい者福祉タクシー	76
(3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業	78
(4) 自立支援医療費助成事業	79
(5) 障がい者福祉施設整備費補助.....	79
第4部 第2期出雲市障がい児福祉計画	80
第1章 基本的事項	80
1. 前計画の進捗と評価	80
2. 基本方針.....	80
3. サービス見込量等設定の考え方	80
第2章 具体的な施策と成果目標	81
1. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	81
(1) 児童発達支援センターの機能強化	81
(2) 保育所等訪問支援の地域支援体制の整備	81
(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保	82
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携.....	82
(5) 保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援	83
(6) 障がい児相談支援の提供体制の確保、整備	83
第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画	84
1. 障がい児通所支援の達成状況と目標	84
(1) 障がい児通所支援.....	84
(2) 障がい児相談支援.....	88
資料編.....	89
1. 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿	89
2. 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例	90
3. 計画の審議経過.....	91
4. 出雲市福祉のまちづくり条例.....	92
5. 出雲市手話の普及の推進に関する条例	97
6. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図及び活動	99
(1) 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図.....	99
(2) 運営会議、専門部会等の活動	100
7. 障がい者の状況等	105
8. アンケート集計結果概要.....	108
(1) 地域生活支援拠点整備に係る結果	108
(2) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る結果.....	111
9. 障がい福祉サービスの種類と内容	118
10. 地域生活支援事業の種類と内容	120
11. 計画見込数値(島根県報告数値)	122
(1) 成果目標.....	122
(2) 活動指標.....	123
(3) 各種サービスの計画目標.....	126
12. 障がい福祉サービス給付費の推移	128
13. 出雲市相談支援事業所一覧	129

本計画の構成について

本計画は、障がい福祉に関する 3 つの計画を一体的なものとして取り組んでいくことから、3 つの計画を1つにまとめて策定しています。構成は下記のとおりです。

第1部 計画の策定にあたって

第2部 第2次出雲市障がい者計画

【計画期間:令和3年度(2021)~令和8年度(2026)】

第3部 第6期出雲市障がい福祉計画

第4部 第2期出雲市障がい児福祉計画

【計画期間:令和3年度(2021)~令和5年度(2023)】

出雲市における「障がい」の表記について

出雲市では、平成20年(2008)9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本計画においても、この取扱いによりひらがな表記とすることを原則としています。

なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。

本計画における「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」については、「障害者基本法」(昭和25年5月21日法律第84号)第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(注)により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとします。

なお、「障がい者」には18歳未満の障がいのある児童を含みます。(ただし、障がいのある18歳未満の児童のみを指す場合は「障がい児」と表記しています。)

(注)社会的障壁^{しょうへき}とは

障がい者にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁^{しょうへき}となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののことを言う。

第1部 計画の策定にあたって

1. はじめに

出雲市では、平成7年(1995)9月に「出雲市バリアフリーのまちづくり計画」を障がい者計画として策定し、平成9年(1997)3月には、中国地方の市町村では初の「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが人間としての尊厳と権利を尊重され、自立し、社会参加することができ、健康で安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、「心づくり」「地域づくり」そして「都市づくり」に積極的に取り組んできました。

その後、国や県の障がい者施策に対応して、平成27年度(2015)から令和2年度(2020)までの6年間を基本計画とする「出雲市障がい者計画」を策定し、共生社会を実現するために、障がい者とその家族、市民、相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所及び市が、出雲市障がい者施策推進協議会を中心に、協働する実施体制を構築しています。

一方、国においては「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」という。)の批准に向けて、平成25年(2013)6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)を制定するなど、関連する国内法の整備が進められてきました。そして、この条約は、平成26年(2014)1月に批准され、現在は障がい者の権利の実現や差別解消の取組が国際水準で進められています。また、平成28年(2016)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)や「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がい者に関する様々な法整備が行われています。

今回策定する「第2次出雲市障がい者計画」、「第6期出雲市障がい福祉計画」、「第2期出雲市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労支援など、幅広い分野にわたって障がい者施策を総合的に推進するために一体のものとして策定するものです。

2. 社会情勢

年	近年の国の主な動向、関係する法律など	市の主な施策など
H23 (2011)	障害者基本法 一部改正 (同年施行) - 障害者権利条約の批准に向け、障がい者への障がいを理由とした差別の禁止、また合理的配慮の提供など条約の趣旨を反映 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下、「障害者虐待防止法」という。) 成立 (平成24年(2012)施行) - 障がい者への虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護について規定 「障がい者虐待防止センター」設置について規定	「障がい相談ルーム」開設 (～H25 年7月まで) 市内商業施設内での相談受付を開始
H24 (2012)	障害者総合支援法 成立 (平成25年(2013)施行) 「障害者自立支援法」を改正・改称 「障がい程度区分」を「障がい支援区分」に改定 - 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や地域生活支援事業の実施事項に関する障がい福祉計画の策定について規定	「出雲市障がい者虐待防止センター」開設 - 虐待の相談・通報の届出を受け、事実確認の調査、他機関との調整や支援を行う 第3期障がい福祉計画策定 障がい者福祉タクシー制度改正 - 対象者を療育手帳 B 及び精神障がい者保健福祉手帳2級所持者へ拡大、所得要件を新設
H25 (2013)	障害者の雇用の促進等に関する法律 (以下、「障害者雇用促進法」という。) 一部改正 (平成28年施行) - 雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 - 精神障がい者の法定雇用率の算定基礎の導入 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 一部改正 (平成26年(2014)施行) - 精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止 - 医療保護入院における入院手続き等の見直し 障害者差別解消法 成立 (平成28年(2016)施行) - 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 - 行政機関及び民間事業者の責務について明記 - 差別を解消するための支援措置等について規定	
H26 (2014)	難病の患者に対する医療等に関する法律 (以下、「難病法」という。) 成立 (平成27年(2015)施行) - 難病の患者に対する医療費助成に関する法定化 - 難病相談支援センターの設置、訪問介護の拡充について規定 障害者権利条約 批准 - 障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 「全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的	福祉医療費助成制度見直し - 県制度の変更に伴い自己負担上限額を見直し 「ひきこもり相談窓口」設置 - 本人や家族からの相談を受け付け、他部署や専門機関を紹介
H27 (2015)		出雲市障がい者計画、第4期障がい福祉計画策定

年	近年の国の主な動向、関係する法律など	市の主な施策など
H28 (2016)	児童福祉法 一部改正（平成29年（2017）施行） ・ 妊娠期からの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置について規定 ・ 市町村において障がい児福祉計画の策定を規定 ・ 児童等に対する必要な支援を行うための拠点整備について規定 障害者総合支援法 一部改正（平成30年（2018）施行） ・ 自立生活援助、就労定着支援のサービスを創設 ・ 障がい児の居宅訪問型発達支援サービスを創設 ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定） ・ 医療的ケアを必要とする児童に対する支援 発達障害者支援法 一部改正（同年施行） ・ 発達障がいの定義について規定 ・ 市町村の責務として相談体制の整備を行う	障害者差別解消法に基づく職員対応要領作成 ・ 出雲市職員の障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供について規定 「出雲市障がい者差別相談センター」開設 ・ 障がい者や事業者からの相談に応じ、他機関への取次など解決に向けた取組を行う
H29 (2017)		出雲市手話の普及の推進に関する条例制定 ・ 手話の普及の推進に向けた取組を行うことなどを明記
H30 (2018)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 成立（同年施行） ・ 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための基本的な施策を規定	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定 出雲市福祉のまちづくり条例の改正 ・ 障がいを理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供について明記
R元 (2019)	障害者雇用促進法 一部改正（令和2年（2020）施行） ・ 事業主に対する給付制度の創設 ・ 障がい者雇用に関する優良事業主の認定制度 ・ 障がい者活躍推進計画の策定について規定	Net119の運用開始 ・ 聴覚障がい等のある方の緊急時の支援方法を拡大
R2 (2020)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という。）一部改正（令和3年（2021）完全施行予定） ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進	遠隔手話通訳サービスの開始 出雲市障がい者活躍推進計画策定 ・ 公務部門における障がい者の活躍の場の拡大のための取組について規定

年度	国における主な障がい福祉サービス等の報酬改定状況
H27 (2015)	福祉・介護職員処遇改善加算の拡充 ・ 現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価を行うための新たな区分を創設。 福祉専門職員配置等加算の見直し 福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設 食事提供体制加算の適用期限の延長等 ・ 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長 ・ 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し 栄養マネジメント加算の見直し ・ 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止 ・ 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ

年度	国における主な障がい福祉サービス等の報酬改定状況
H27 (2015)	視覚・聴覚・言語障がい者支援体制加算の対象拡大 - 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大 送迎加算の見直し - 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止 - 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設 - 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加 サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し 物価動向の反映 - 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障がい福祉サービス等の基本報酬を見直し 地域区分の見直し - 社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障がい児サービスに係る地域区分を見直し
H29 (2017)	福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乗せ評価を行う加算を創設
H30 (2018)	障がい者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 - 重度の障がい者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設 - 一人暮らしの障がい者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「自立生活援助」の報酬を設定 - 地域生活支援拠点等の機能強化 - 共生型サービスの基準・報酬の設定 医療的ケア児への対応等 - 人工呼吸器等の使用やたん吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設 - 障がい児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う - 障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定 精神障がい者の地域移行の推進 - 長期に入院する精神障がい者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設 - 地域移行支援における地域移行実績等の評価 - 医療観察法対象者等の受入れの促進 就労系のサービスにおける賃金・工賃の向上、一般就労への移行促進 - 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする - 一般就労に移行した障がい者に生活面の支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「就労定着支援」の報酬を設定 障がい福祉サービスの持続可能性の確保 - 計画相談支援・障がい児相談支援における質の高い事業者の評価 - 送迎加算の見直し
R元 (2019)	障がい福祉人材の処遇改善 現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、リーダー級の障がい福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障がい福祉人材の更なる処遇改善を行う。 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し 障がい福祉サービス等に関する消費税率引き上げ分を上乗せ

3. 計画の位置づけ

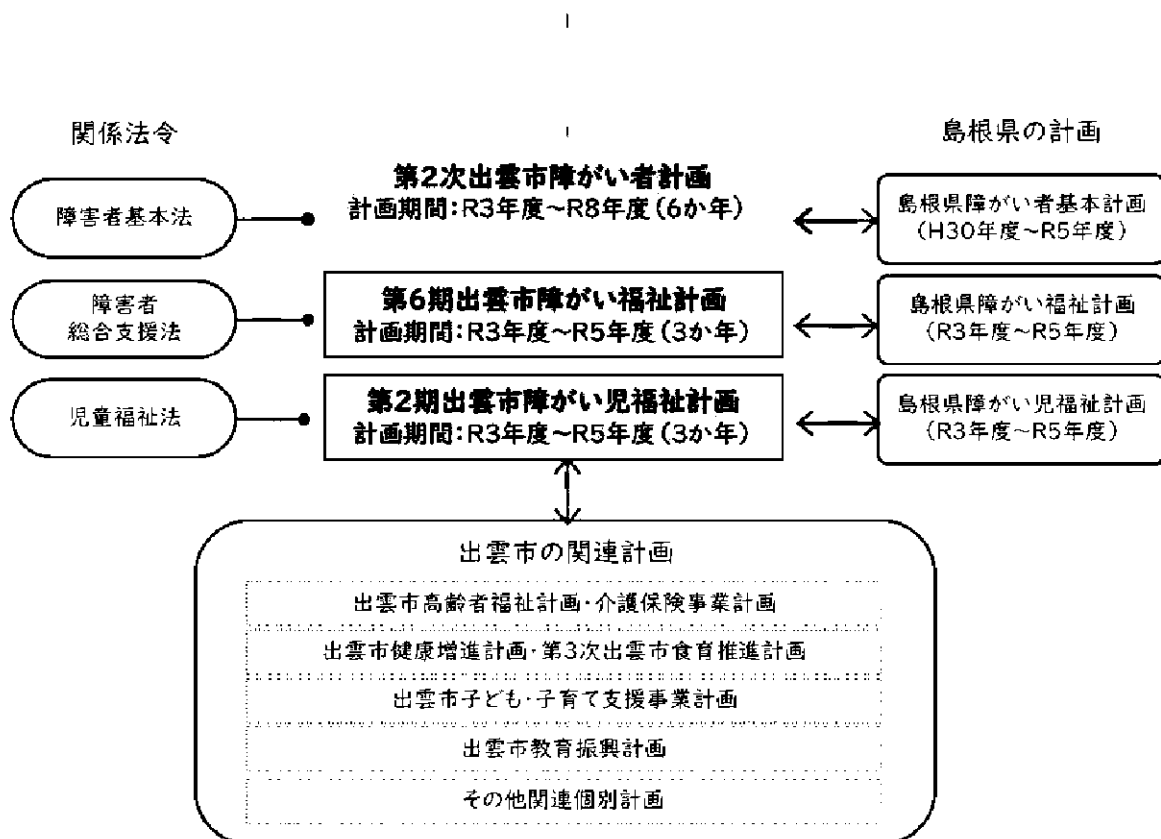
本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障がい者計画及び「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画並びに「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するものです。

本計画においては、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための基本的な事項や理念を定めるとともに、障がい福祉サービス・障がい児通所サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制について、必要なサービス見込量及びその確保体制並びに連携体制等に関して定めるものとします。

また、本市の最上位計画である「新たな出雲の国づくり計画『出雲未来図』」や福祉の上位計画である「出雲市地域福祉計画」と整合のとれた計画とするとともに、関連計画である「出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「出雲市子ども・子育て支援事業計画」等と連携をしながら障がい者施策を推進するものとします。

さらに、「島根県障がい者基本計画」、「島根県障がい福祉計画」及び「島根県障がい児福祉計画」との整合性を図りながら策定します。

他の計画との関係図



4. 計画期間

「第2次出雲市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度（2021）から令和8年度（2026）までの6年間とします。

「第6期出雲市障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの3年間とします。

	平成						令和								
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
出雲市 障がい者計画	バリアフリーの まちづくり計画			障がい者計画 （前計画）					第2次障がい者計画						
出雲市 障がい福祉計画	第3期 障がい福祉計画			第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画								
出雲市 障がい児福祉計画							第1期 障がい児福祉計画								

5. 計画の策定体制

(1) 出雲市障がい者施策推進協議会による検討

本計画の策定にあたっては、障がい者団体、障がい福祉サービス提供事業所、教育、医療、就労その他生活支援各分野の代表、学識経験者等関係機関で構成する出雲市障がい者施策推進協議会（以下、「施策推進協議会」という。）において計画内容を審議しました。

(2) 障がい者等のニーズ把握調査及び事業者実態調査の実施

本計画の策定にあたっては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートを行いました。実施にあたっては、厚生労働省の調査研究事業「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」を活用し、国から示された基礎的調査に加え、移動支援事業、障がい者福祉タクシー制度、日中一時支援事業の利用実態の把握及び地域生活支援拠点整備のためのニーズ把握を行いました。

- 実施期間 令和元年（2019）9月～10月

- 回答状況

区分	対象数	回答数	回答率
利用者	1,000人	630人	63.0%
運営法人	69法人	64法人	92.8%
事業所	149事業所	124事業所	83.2%

(3) パブリックコメントの実施

策定した本計画（案）について、令和2年（2020）12月11日から令和3年（2021）1月12日までパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまからの意見を募集し本計画に反映しました。

6. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、全ての市民が障がいに対する理解を深めるとともに、行政機関はもとより、障がい者、地域住民、学校、団体、企業等がお互いに連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

また、本計画の施策は、子育て、教育、労働、保健、医療、生活環境など、幅広い分野にわたっており、市として施策を推進していくために、関係部署の連携を深め施策を実施します。

【市の役割】

- 障がい福祉に関する総合的な施策を、市民の声を広く聴きながら策定し、計画的に実施する。
- 障がいへの理解促進に向けた取組を実施するとともに、障がい者への合理的配慮^{※1}の提供を行う。

【市民の役割】

- 一人ひとりを大切にしてお互いを助け合い、福祉のまちづくりを推進する。
- 障がいの特性などについて理解を深める。

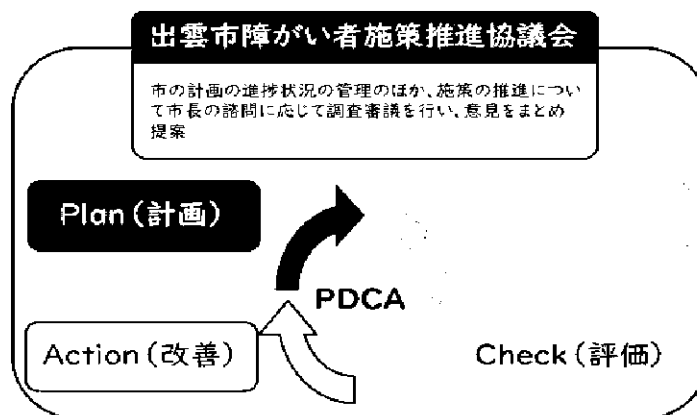
【事業者の役割】

- 不特定多数の方が利用する所有・管理施設及び公共交通機関を全ての人が安全かつ容易に利用できるための環境づくりを行う。
- 障がい者自らの意思決定を尊重した支援や働きたい障がい者の雇用を積極的に行う。
- 障がい者への合理的配慮の提供に努める。

(2) 計画の進捗管理

計画を推進するために、「障害者総合支援法」第88条の2及び「児童福祉法」第33条の21には、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することや必要な措置を講じることが規定されています。

本市では、施策推進協議会において、毎年、計画の施策及び取組について、進捗状況の点検及び評価を行うこととし、その結果を公表します。



※1 合理的配慮

障がい者から社会にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、その相手にとって負担の重すぎない範囲で対応すること。

(3) 施策推進協議会の組織体制

障がい福祉に関する5つの組織がそれぞれ連携し、多くの関係者が関与することにより、多様な意見を取り入れることができる体制としています。

施策推進協議会

本市の障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定・変更・進捗管理、障がい者施策の総合的・計画的推進について必要な事項及び実施状況を把握し、障がい者施策の推進について市長の諮問に応じ、調査審議し、意見をまとめ提案する役割を担っています。

委員は、障がい者等の団体の代表者、識見を有する者、関係団体等の代表者、サービス事業者の代表者等で構成し、年2回から4回開催しています。

内部組織として、以下の4つの組織（運営会議、サービス調整会議、専門部会、ネットワーク会議）があり、地域課題の情報共有と関係機関の連携の緊密化等を図るための、連絡・調整機関として機能しています。

● 運営会議

本市と市が委託する相談支援機能強化事業所^{※2}・相談支援事業所、各専門部会の部会長で構成しており、毎月会議を開催しています。

運営会議では、以下の業務を行います。

- ・ サービス調整会議、ネットワーク会議の事務局として、相談支援専門員が活動を行う中で生じた課題の各会議への振り分け、専門部会における課題整理や進捗状況管理を行っています。
- ・ サービスの質の向上のための人材育成を担う組織として、相談支援専門員、サービス管理責任者^{※3}等の研修等を行っています。

● サービス調整会議

本市と指定特定相談支援事業所、関係機関（出雲保健所、市社会福祉協議会（いずれも権利擁護センター、高齢者あんしん支援センター）、島根県東部発達障害者支援センター『ウィッシュ』、児童心理療育センター『みらい』、特別支援学校）で構成しており、毎月会議を開催しています。

サービス調整会議では以下の業務を行います。

- ・ 課題に沿った事例検討と研修を行い、課題解決に向け相談支援専門員のスキルアップを行っています。また、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図っています。
- ・ 事例検討をとおして地域課題を抽出し、地域の支援施策等の協議を行い、サービス等利用計画作成等に役立てています。
- ・ 法律改正に伴う制度の学習など、研修会を年1～2回実施しています。

※2 相談支援機能強化事業所

困難事例等について当事者や家族への専門的な相談を行ったり、地域の相談支援事業所の質の向上を図るために相談支援事業所に対して専門的な助言や支援を行う事業所。

※3 サービス管理責任者

障がい福祉サービスを行っている事業所のサービス品質向上のために、「障害者総合支援法」により配置が義務付けられており、利用者の個別支援計画の作成を行ったり、他の職員への指導を行うなど、サービス提供プロセス全般の管理を担う。

● 専門部会

本市と委託相談支援事業所、サービス管理責任者等により構成しています。

テーマ別課題の研究と検討、地域課題の解決、施策推進協議会への提言を行います。それぞれの専門部会で年間計画に基づき、年6回から12回程度会議を行い、テーマに沿って自主的に活動をしています。

また、必要に応じて専門部会関係者の協力が得られる体制となっています。

専門部会は、新たな地域課題に速やかに検討・対応するために新設、統合、廃止等ができるようにしています。令和3年度(2021)から、新たに「そうだん専門部会」を設置し、活動を行います。

次の6つの専門部会で活動を行っていきます。

	連携をキーワードに「介護保険(ケアマネ)とつながる」、「地域とつながる」について検討しています。
	障がい者が住み慣れた地域で暮らせるよう、調査した資源等の情報を活用し、余暇活動や社会参加できるよう取り組みます。
	障がい者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域生活支援拠点での課題の検討や障がい者の地域移行に取り組んでいきます。
	重度心身障がい児、医療的ケア児の支援についての課題を整理し、検討していきます。 障がい児支援の課題に必要な資源やスキルアップを検討し取り組んでいきます。
	福祉サービス事業所のサービス管理責任者同士が連携するために情報共有を行い、サービス管理責任者の資質の向上をめざします。
	相談支援専門員のスキルアップや連携の強化に取り組めます。 災害などの緊急時も考慮したサービス等利用計画となるようツールの見直しなどに取り組み、障がい者のエンパワーメント ^{※4} や生活の質の向上、より一層の安全な暮らしの実現をめざします。

※4 エンパワーメント

誰もが本来持っている力を十分に発揮し、自己選択・自己決定を行う力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。

● ネットワーク会議

専門部会、サービス調整会議、運営会議のメンバー、障がい福祉サービス事業者により構成されています。

専門部会、サービス調整会議、運営会議での意見をもとに、障がい福祉サービス事業者間や関係機関等で障がい福祉施策に関する情報交換・情報共有を行い、サービスの質の向上のため協議や研修を行っています。平成29年度(2017)から就労支援ネットワーク会議を行っています。今後、医療や防災についてネットワーク化を図っていきます。

就労支援に関する関係機関(企業・福祉・行政・教育等)で構成する「就労支援ネットワーク会議」を設置しています。ジョブガイダンス、企業情報交換会など関係機関が協働して事業を実施し、障がい者の就労定着に向けた課題に取り組んでいます。

医療や障がい福祉の連携をより一層強化し、緊急時や入退院時など様々な状況において、障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援が提供できる体制の構築をめざします。

災害時に命を守るため、行動や支援が適切に行えるように、情報収集や情報提供など様々な分野の人や組織が垣根を越えて繋がっていくことをめざします。

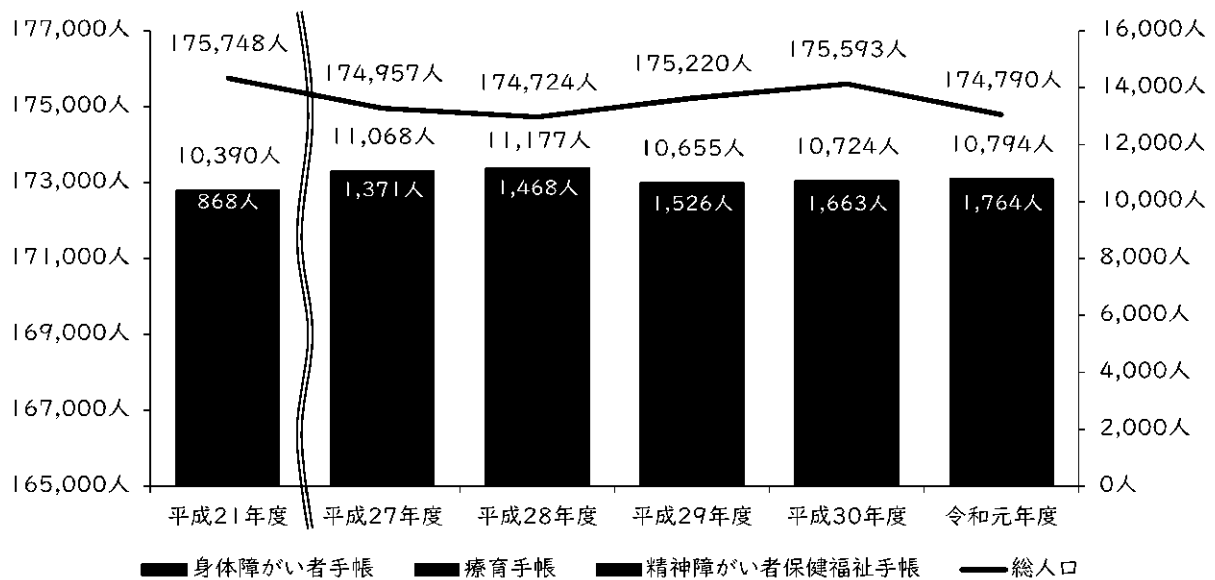
7. 障がい者の状況及び現状分析

(1) 障がい者の状況

本市の人口は、令和2年（2020）3月末で174,790人となっています。総人口に対する障がい者手帳の所持者数は近年約6%を占め、市民16人に1人が手帳所持者という状況となっています。

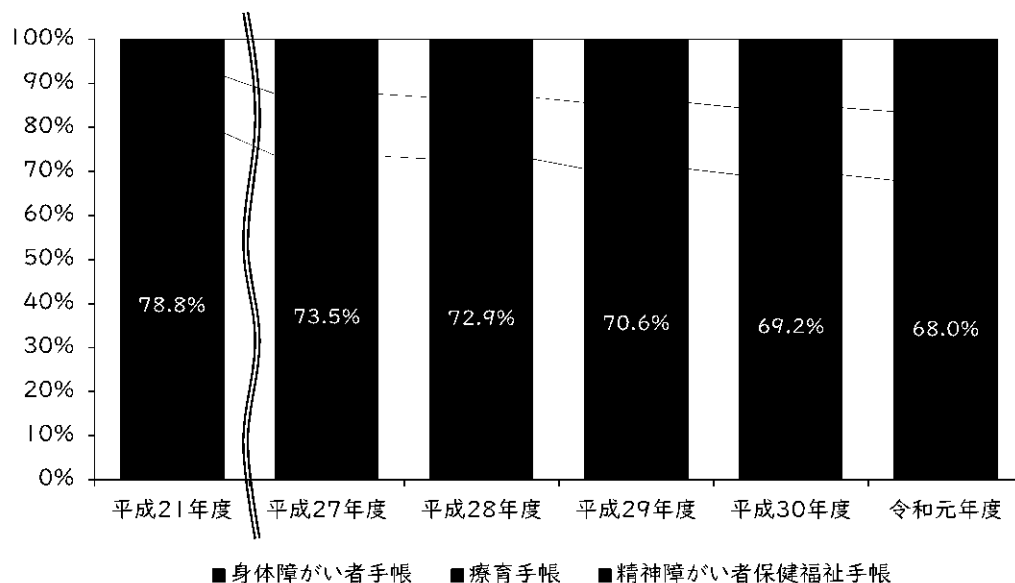
障がい者手帳には、3つの種類があり、手帳所持者数をみると、最も多いのは身体障がい者手帳です。療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数が年々増加傾向にあります。

総人口及び障がい者手帳所持者の状況



資料：総人口：住民基本台帳（年度末時点）、障がい者手帳所持者：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳所持者の構成比



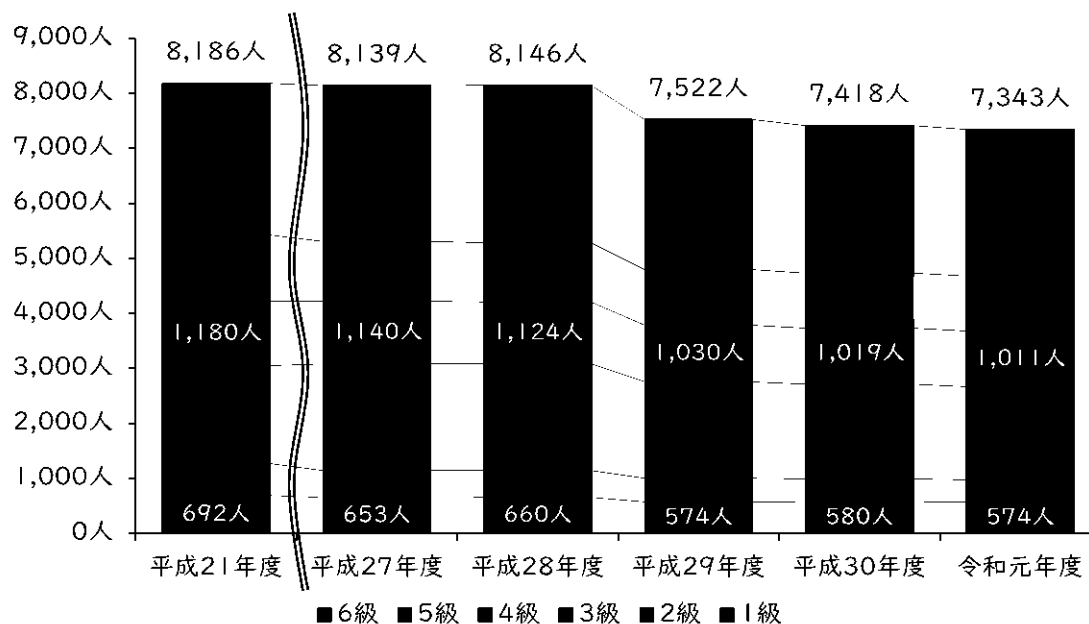
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

(2) 障がい種別の状況

① 身体障がい者の状況

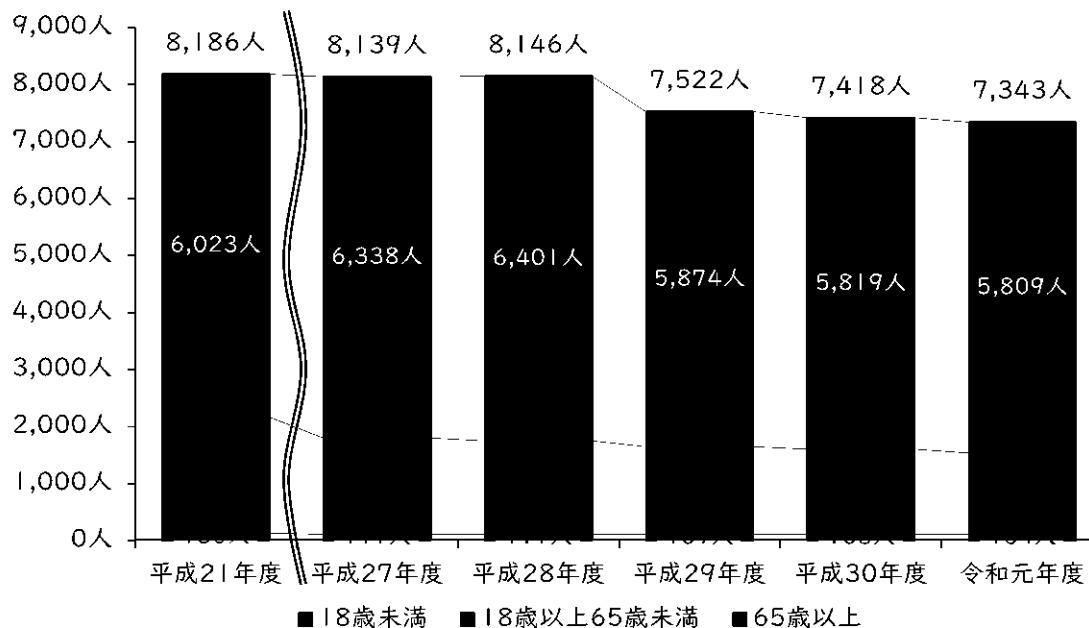
身体障がい者手帳の所持者のうち、最も多いのは1級の方で、全体の約4割を占めています。また、年齢別では、65歳以上の方が全体の約8割を占めていますが、近年、全年齢区分において手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障がい者手帳所持者数【等級別】



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

身体障がい者手帳所持者数【年齢別】



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（注）

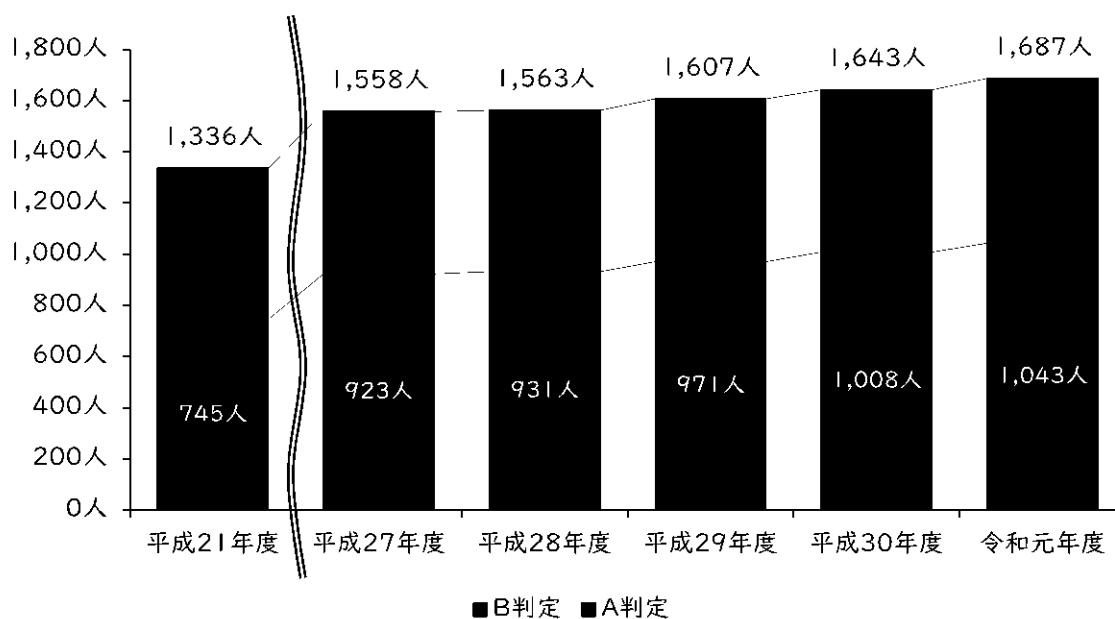
（注）平成29年度において手帳所持者の台帳の訂正（抹消）があったことから、平成29年度は手帳所持者数が大幅に減っています。

② 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者は、令和元年度（2019）において障がい者手帳所持者数の15.6%を占めており、近年増加傾向にあります。

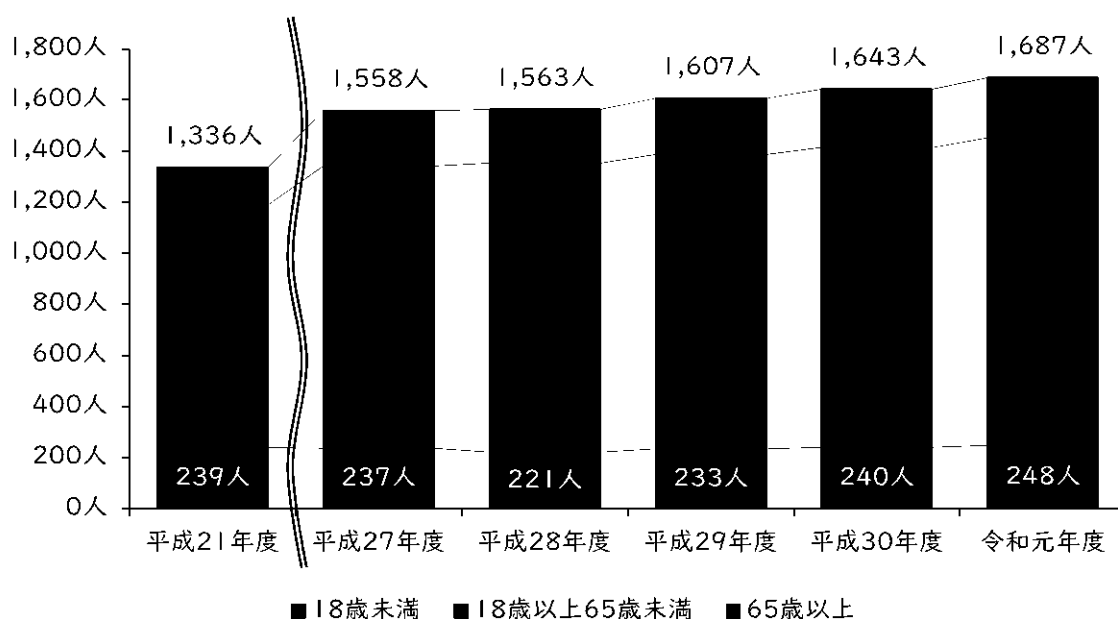
療育手帳については、就学や就労上、必要な支援を受けるため学校や関係機関の紹介により取得する方が多いことが考えられます。

療育手帳所持者数【等級別】



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

療育手帳所持者数【年齢別】



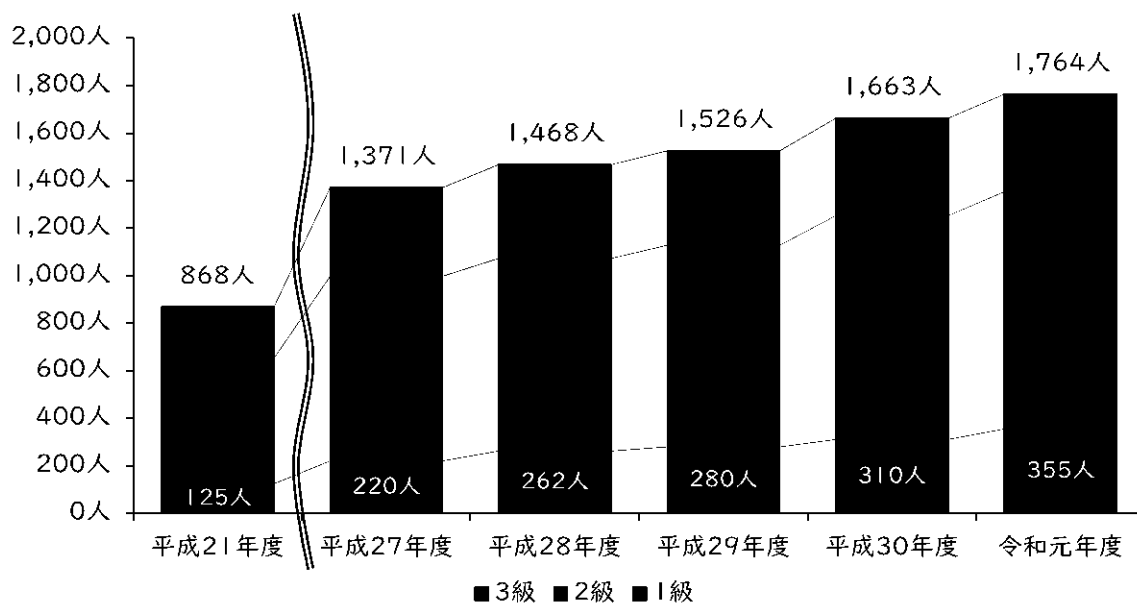
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

③ 精神障がい者の状況

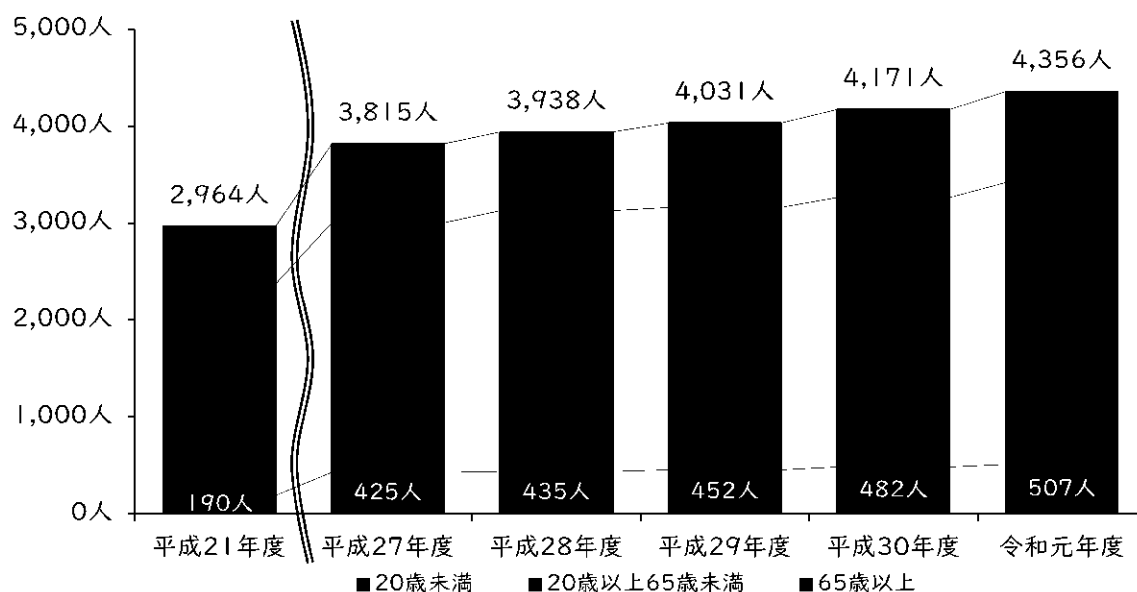
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和元年度（2019）において障がい者手帳所持者数の16.4%を占めており、他の手帳より取得者の伸び率が高い傾向にあります。就労の際、障がい者雇用の対象となるために取得する場合や、高齢者の方で認知症を理由に取得する場合があります。

また、手帳を取得する方以外にも、統合失調症やうつ病等の精神疾患（てんかんを含む。）を有し、通院による医療が必要な方に対する医療費助成制度（自立支援医療制度）を利用される方が近年増加しています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数【等級別】



自立支援医療（精神通院医療）受給者数



④ 発達障がい者の状況

発達障がいとは「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、その他政令で定めるもの^{※5}」と定義されています。

自立支援医療（精神通院医療）の対象には発達障がいのある人が含まれますが、発達障がいを単独で認定する制度はないため、本市の発達障がい者の実数を把握することは難しい状況です。

⑤ 高次脳機能障がい^{※6}者の状況

令和元年度（2019）に本市において実施した障がい者やサービス事業者等へのアンケートによると、回答のあった利用者630人のうち23人（3.7%）が高次脳機能障がいとして診断されたことがあると回答しています。

高次脳機能障がいは認知面のリハビリ的視点を持った関わりを行うことで、時間をかけて回復していくことがわかっており、長期的な生活支援や就学・就労支援が必要となります。

県では相談支援拠点が設けられており、相談支援、家族支援、研修会などの開催に取り組まれています。出雲圏域は、特に医療と福祉のネットワークが構築されており、入院におけるリハビリだけではなく、高次脳機能障がい者向けデイケアを活用することで、長期の認知リハビリが可能となっています。さらに相談支援拠点を中心に、医療から福祉、就学・就労へと継続した支援が展開されているほか、高次脳機能障がいの理解に関する普及啓発も図られています。

県によると、令和元年度（2019）において、高次脳機能障がいに関する相談件数は県全体で3,122件であったのに対し、出雲圏域では1,661件であり、出雲圏域においては県内で最も多くの相談に対応しています。

※5 その他政令で定めるもの

「発達障害者支援法施行規則」（平成17年4月1日厚生労働省令第81号）によると、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）」と定められている。

※6 高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中など様々な原因により脳の一部に損傷を受け、その後遺症として記憶したり、考えをまとめたり、物事を判断して段取りをするなどの脳の機能（高次脳機能）がうまく働かなくなる障がいのこと。

⑥ 難病患者の状況

難病患者に対する支援（特定疾患治療研究事業^{※7}）については、昭和47年（1972）に策定された「難病対策要綱」に基づく予算事業として位置付けられ、難病対策として取り上げるべき疾病の範囲は「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」または「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護に著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされてきました。

その後、対象疾患の増加や一部自己負担の導入など、変化を重ねながら40年の時を経て、安定的な財源が確保（消費税の増税分を充当）されたことにより、本事業は平成27年（2015）1月「難病法」に基づく「特定医療費」の支給制度として創設され、令和元年（2019）7月1日現在、333の疾病が新たな助成制度の対象となっています。

なお、特定疾患治療研究事業については、スモンとプリオン病のうちヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病を残し、引き続き予算事業として継続されています。

本市における特定医療費受給者数（指定難病）は、平成26年（2014）は1,364人でしたが、6年間で対象となる疾病数が大幅に増加したことも要因となり、令和2年3月末現在では1,569人と増加しています。重症化しやすい神経・筋疾患等の患者数も多いため、福祉サービス等の支援の充実が必要です。

特定医療費受給者証（指定難病）の発行状況（令和2年3月末現在）

病名	受給者数 (人)	病名	受給者数 (人)
パーキンソン病	266	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	37
潰瘍性大腸炎	204	特発性拡張型心筋症	36
全身性エリテマトーデス	81	多発性硬化症／視神経脊髄炎	31
クローン病	74	網膜色素変性症	28
後縦靱帯骨化症	49	皮膚筋炎／多発性筋炎	26
好酸球性副鼻腔炎	47	原発性胆汁性胆管炎	22
全身性強皮症	46	進行性核上性麻痺	21
下垂体前葉機能低下症	46	もやもや病	21
特発性間質性肺炎	45	その他(79 疾病)	451
重症筋無力症	38		
合計			1,569

（参考）平成31年（2019）3月末現在受給者数 1,535人

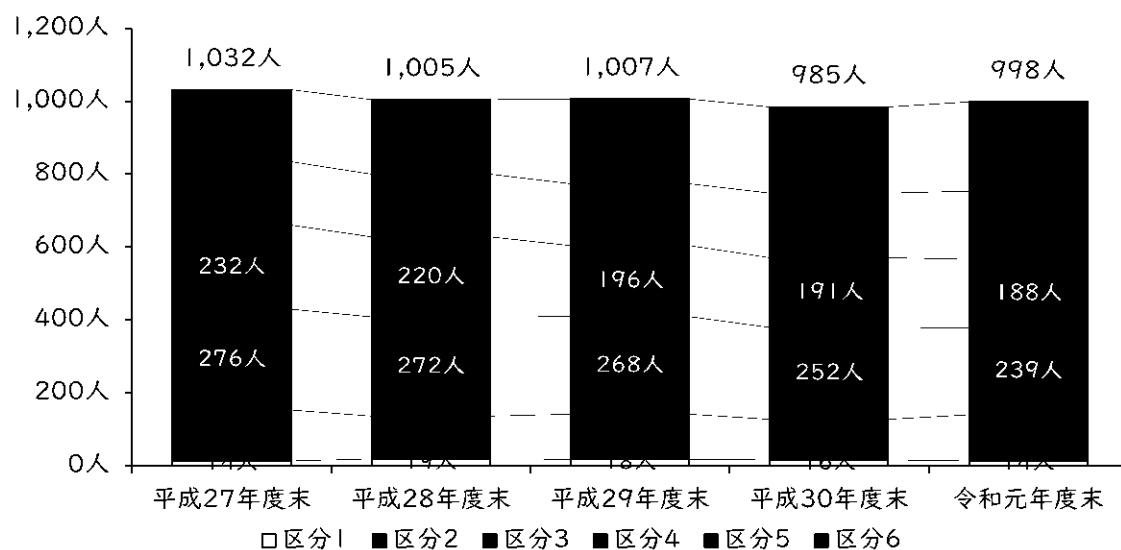
資料：島根県出雲保健所

※7 特定疾患治療研究事業

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち、特定の疾患について治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担し、その負担の軽減を図ることを目的とした事業。

(3) 障がい支援区分※8・障がい福祉サービス支給決定状況

障がい支援区分



資料：出雲市福祉推進課調べ

障がい福祉サービス支給決定状況（各年度末時点）

（単位：人）

サービス種別	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
居宅介護等	397	423	404	384	384
生活介護	531	511	506	496	496
自立訓練（機能訓練）	5	9	8	8	5
自立訓練（生活訓練）	38	29	24	27	41
就労移行支援	55	51	46	41	46
就労継続支援A型	51	52	51	53	52
就労継続支援B型	522	535	543	578	575
就労定着支援	0	0	0	0	6
児童発達支援	83	96	91	86	91
放課後等デイサービス	243	263	277	306	319
保育所等訪問支援	200	187	152	129	133
短期入所支援	278	265	241	249	250
療養介護	55	56	57	58	58
共同生活援助（グループホーム）	186	189	187	189	189
施設入所支援	311	295	295	288	288
自立生活援助	0	0	0	0	8
計画相談支援	1,390	1,381	1,412	1,450	1,456
地域移行支援	5	2	7	4	3
地域定着支援	61	66	73	70	72
障がい児相談支援	341	354	377	404	426

資料：出雲市福祉推進課調べ

※8 障がい支援区分

障がい者等の特性や心身の状態に応じて必要な支援の度合いを示すもので、非該当、1～6に区分される。利用するサービスや障がいの状態等により、有効期間を1年～3年として認定される。

第2部 第2次出雲市障がい者計画

第1章 障がい者計画の基本方針

1. 基本的な考え方

(1) 目標

目標

障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域社会の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現をめざします。

第2次出雲市障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、本市の障がい福祉に関する施策の基本的な考え方とそれに基づく事項を定める計画です。

この計画は、「障害者基本法」の「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるもの」との理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながら、共生社会の実現をめざすことを基本としています。

共生社会の実現のためには、地域社会の構成員として、障がいのある人の能力を生かした自分らしい生活を送るための支援体制の整備とともに、市民の障がいに対する理解の醸成を図ることが必要です。

また、「出雲市福祉のまちづくり条例」においては、「すべての人が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会こそ、真に豊かな社会」とうたっており、その実現に向けて、「ぬくもりあふれる共生のまちづくり」をめざします。

(2) 方針

上記の目標の実現に向けて、本市における障がい者施策がめざすまちづくりの方針を次のとおり定めます。

方針

障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備します。

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として生活していくうえで、福祉サービスに加えて、地域での支えあいなどのインフォーマルな資源も活用することで、能力を最大限に発揮してあらゆる分野の活動に参加することが可能となります。充実した暮らしができる社会を実現していくため、支援ネットワークの構築を進めるとともに、次の3つの理念を掲げ、それに基づく各種の取組を行います。

理念① 障がい者の自己選択と自己決定の尊重

障がい者の基本的人権を尊重し、その人自身の選択と決定が尊重され、自分らしく生活していくために必要な支援を行います。

理念② 地域社会の構成員としての自立支援

障がいの種類や程度によらず、地域社会の一員として自立し、充実した生活ができるよう、障がい福祉サービスの基盤整備や利用支援のほか、就労支援等の社会参加促進に向けた支援に取り組めます。

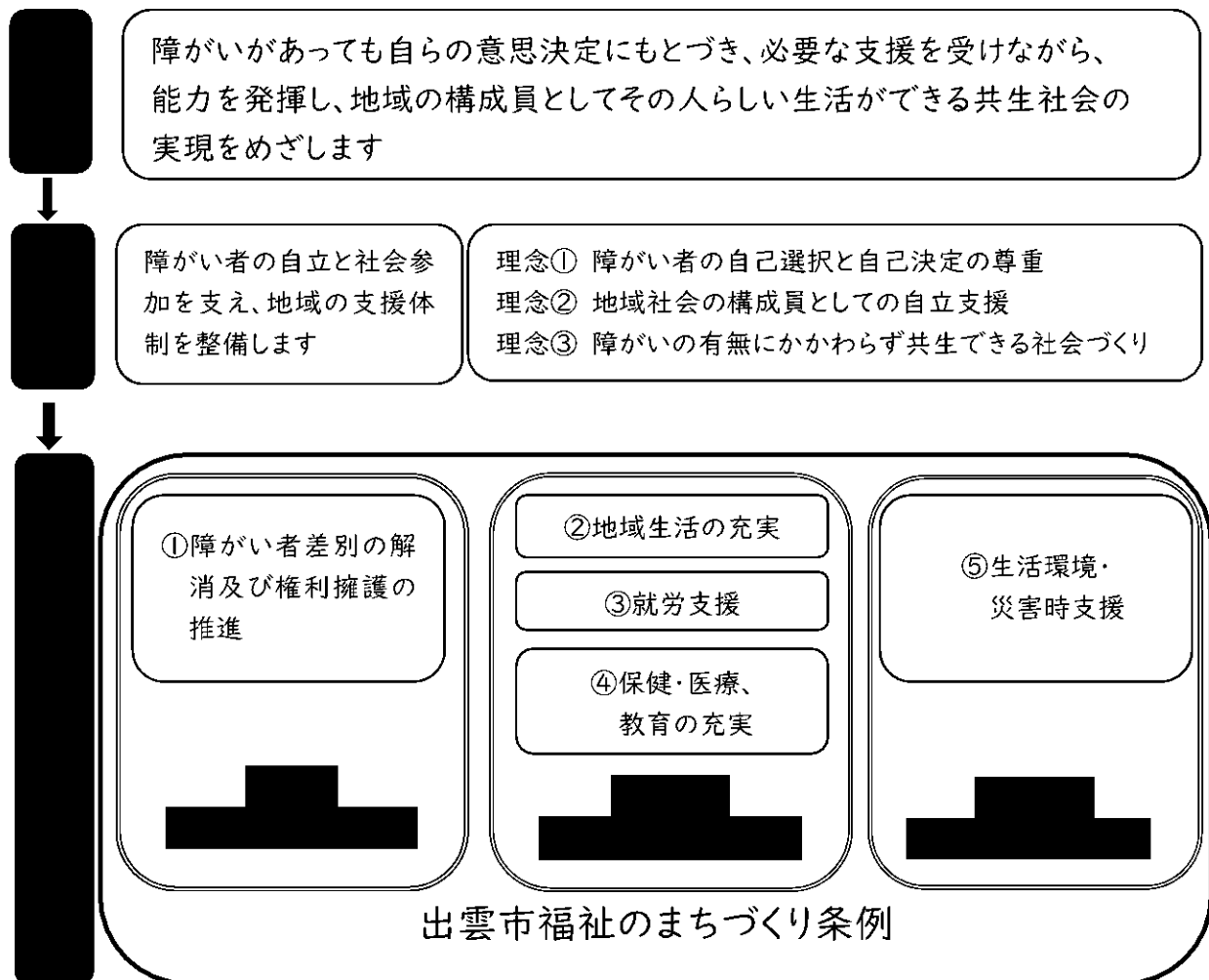
理念③ 障がいの有無にかかわらず共生できる社会づくり

障がい者がその人らしく、地域住民と共に暮らせる社会づくりにむけて、障がいの理解や差別解消などの啓発や生活環境の整備に取り組みます。

(3) 施策の体系

障がい者計画では、目標と方針に基づき、これまでの障がい者計画の基底としてきた「出雲市福祉のまちづくり条例」の3つの柱に応じた5つの基本施策により計画の推進を図っていきます。

施策体系図



2. 前計画の進捗と評価

本市では社会情勢の変化及び関係法令等の改正により、平成7年度(1995)に策定した「出雲市バリアフリーのまちづくり計画」に代わる新たな計画として、平成26年度(2014)に「出雲市障がい者計画」(平成27年度(2015)～令和2年度(2020))を策定しました。この間、障がい者が地域において充実した暮らしができるよう、自立と社会参加のための取組を進めていくために様々な施策を実行してきました。

また、前計画である「出雲市障がい者計画」(以下、本項においては「前計画」という。)に示された目的を実行していくため、障がい者による団体や福祉サービス事業者、学校、企業、学識経験者等の関係者による施策推進協議会を設置し、地域の課題や支援施策等についての審議、検討を行いました。また、施策推進協議会においては、テーマ別の課題の研究と検討、また解決に向けた取組を行う専門部会を設けており、各専門部会が自主的に活動を行っています。前計画の期間中、専門部会については3回の機能の見直しを行い、様々な地域課題解決への機動性を高めてきました。

本項では、前計画において示された6つの施策の体系別に、取組の進捗を示すとともに評価を行います。

(1) 障がい児を支援するために連携する「教育との連携」

障がい児の支援について、複雑化する子育て環境の変化に伴い、保育や就学、教育などそれぞれのライフステージにおける支援体制が必要です。前計画では、「児童福祉法」に基づく各種福祉サービス事業と学校との協働、教育と福祉の連携を積極的に進めることとしていました。

専門部会を中心として、民生委員・児童委員、教育委員会など関係者との対話や研修を通し、それぞれの現状把握やニーズの共有を行うことにより、ライフステージごとに必要となる支援について連携を行いました。こども専門部会では、市内の小学校にアンケート調査を行い、その結果をもとに、相談支援専門員の役割や福祉サービスの内容をお知らせするパンフレットを作成しました。今後、児童の成長段階における関係者の役割分担をより明確にし、その中で生じる課題についての解決に向けた連携が一層必要となります。

障がい児に対する福祉サービスの利用については平成27年度(2015)で411人の利用が令和元年度(2019)で511人と増加し、障がい児通所支援サービス提供事業所も、17事業所から24事業所と増えています。障がい者やサービス事業者等へのアンケート結果から今後も利用を継続したいとの意向があることから、福祉サービス事業所と連携した安定したサービス提供が求められています。

一方、平成30年度(2018)の「障害者総合支援法」の改正に伴い、医療的ケアを必要とする児童(以下、「医療的ケア児」という。)への支援の強化が求められています。相談支援事業所や行政関係者が、支援の具体的な方法や流れを研修等に参加することにより理解を深め、より実態に応じた支援につながるよう努めてきました。今後は医療機関との連携等も含めた施策の充実が必要です。

(2) 就労を支援する「就労場所を確保する」

障がい者の働きたいという気持ちを大切に、その人にあった働き方や働き場の確保について、前計画では、福祉就労事業所や行政、企業等の関係機関が連携し就労に繋げる努力をしていくこととしていました。

平成27年度(2015)には就労アセスメント^{※9}の活用がはじまり、障がい者の特性や能力を最大限生かすことのできる支援が求められるようになったほか、平成30年度(2018)には就労定着支援事業が新設されるなど、障がい者の就労支援に関する施策が行われてきました。

本市では、就労支援に関する諸課題について専門部会において検討を行ってきましたが、特に障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営を行うため、平成29年度(2017)に新たに「就労支援ネットワーク会議^{※10}」を設け、取組をすすめてきました。

取組の中では、就労アセスメントの共通ツールの作成や検討会を行うことで、養護学校からの福祉就労への移行をスムーズに行う支援を行ったほか、一般就労に向けた取組として市内企業や「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』^{※11}」との協働事業を行ったことで、各関係機関との連携を深めました。今後も各関係機関との役割分担のもと、適切な就労支援に向けた取組が必要です。

また、精神障がい者への就労支援、定着支援については、平成30年度(2018)から自己理解に向けたツール作成や医療機関との連携など、支援強化に向けた取組を行っており、今後一層の支援の充実が求められます。

就労支援に関連した福祉サービスの利用については、平成27年度(2015)で669人の利用が、令和元年度(2019)で787人と、近年増加しています。より本人のニーズに基づいた就労支援が可能となるよう積極的な取組が必要です。

※9 就労アセスメント

働く意欲のある障がいのある人の特性や能力を最大限活かすことができるような支援を行い、最も適した「働く場」に円滑に移行していくために、利用者の現在の状態をよく知り、利用者が何を求めているのか、希望・要望を把握する方法。

※10 就労支援ネットワーク会議

本市における就労支援に関する関係機関(企業・福祉・行政・教育等)で構成され、就労事業所えんむすび見学ツアー、job ガイダンス、ワールドカフェなど関係機関が協働して事業を実施し、障がい者の就労定着に向けた課題に取り組む機関。

※11 障がい者就業・生活支援センター『リーフ』

「障がいのある方の職業的自立を実現するため、就業面と生活面の支援を一体的に行うこと」を目的に、公共職業安定所(ハローワーク)や島根県障害者職業センター、医療機関、養護学校などの関係機関と連携・協力しながら就業及びそれに伴う生活に関する提案・助言・職業準備訓練のあっせんなど、就労生活における自立を図るために必要な支援を行う機関。

(3) 地域移行を支援する「病院・施設から地域で暮らすための相談支援体制を強化する」

病院や施設など特定の場所から、障がい者が地域生活へ移行していくためには、相談支援専門員が中心となり、地域に点在する支援機関として関係者が連携していくことが必要です。前計画においても、多くの人の協働による支援体制により、地域移行を支える体制づくりに取り組んでいくこととしていました。

前計画期間において、相談支援専門員と関係機関の連携を強化し、障がい者が地域で安心して生活ができるよう、相談支援専門員と民生委員等との情報共有の機会を設けるなど、顔の見える関係の構築を図りました。今後も継続した取組が必要です。

精神障がい者の入院者で入院期間が1年以上となる方は平成29年度(2017)、平成30年度(2018)とも173人※12で全入院者の約半数でした。

また、障がい者が地域の中で安心して暮らしていくために、住宅や日中の居場所の確保も重要です。施策推進協議会の専門部会では、住宅入居に関する課題整理や地域での居場所の確保に向けた取組をすすめており、今後も継続して取り組むことを予定しています。

また、令和3年度(2021)からの地域生活支援拠点整備に向け、平成30年度(2018)から相談支援事業所と市でプロジェクトチームを立ち上げ、専門部会での意見を取り入れながら議論を行ってきました。市に既にある機能の強化とともに、緊急時の短期入所における対応など課題の整理を行い「出雲らしい」拠点づくりに向けた検討を続けています。

(4) 社会参加を支援する「社会参加の機会を増やす」

社会参加には、教育、就労、スポーツ・文化活動など地域における様々な活動があり、これらの参加を可能とするためには、福祉サービスを利用できる体制を整備することや、そのための相談支援の充実が求められており、前計画においてこの点について取り組むこととしていました。

相談支援については、相談支援専門員のスキルアップにつながる研修会や関係団体との共同研修会などを実施し、様々な機関との連携や関連する制度の理解を深める活動を行いました。

中山間地域に居住している方の移動に関しては、専門部会からの提言や市民アンケート結果を受け、地域生活支援事業の移動支援事業について、加算率の見直しと効率的な運用が行える方策について検討しています。

また、障がい者の社会参加の促進を目的として自動車免許取得助成事業、自動車改造助成事業を実施し、平成27年度(2015)には15件、令和元年度(2019)には13件の利用がありました。また、障がい者福祉タクシー事業については障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果に基づき、令和2年度(2020)から車いす用タクシー券で一般のタクシーも利用できるように運用の見直しを行いました。今後は、申請率や利用率の向上を目標として更なる取組が必要です。

文化活動については、平成30年度(2018)に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者の文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。本市では「出雲市福祉芸術文化祭(はあとピアいずも)」を毎年開催するなど、障がい者の文化芸術活動の発表の場とともに地域住民と触れ合う機会を提供しました。

※12 この数値については、前計画の初年度である平成27年度(2015)においては調査指標がないため、調査指標が設けられた平成29年度(2017)からの数値を掲載。

スポーツ活動については、島根県障がい者スポーツ協会により各種大会が行われており、毎年、本市からも多くの選手が全国大会に出場しています。平成27年度(2015)では4種目に17人、令和元年度(2019)では5種目に7人の選手が選出されました。

今後も引き続き社会参加に向けた各種支援が必要です。

(5) 人材を育成する「地域の支援体制構築と人材の確保」

障がい者が地域で暮らしていくために十分な支援体制を整備・構築していくことが重要です。そのためには、相談支援専門員、サービス管理責任者やサービス提供責任者、生活支援員等の専門職が、障がい者が主体的に自分らしく生活できるよう支援を行うことが求められます。それぞれのニーズに沿った障がい福祉サービス等の利用計画を作成する相談支援専門員は、平成27年度(2015)には80人でしたが、令和元年度(2019)には91人と増加しました。専門性が求められる利用者を支援するための専門研修を受講するなど、相談支援の強化を図ることが必要です。

平成29年度(2017)に行った専門部会再編により、福祉事業所のサービス管理責任者の事業分野を超えた関係を構築することによる人材育成、課題解決を目的として「ささえる」専門部会を新設しました。この専門部会では、施設見学や研修会等を通し、サービス管理責任者のスキルアップや関係構築に取り組みました。十分なサービスを提供するためにも、人材確保が必要です。

また、障がいへの理解を深める広報啓発活動の強化も求められています。

市民の障がいへの理解については、平成28年度(2016)に制定された「障害者差別解消法」をきっかけとして、市民出前講座を企画し、法律の内容や障がい者への合理的配慮について積極的な周知を図ったほか、毎年12月の障がい者週間に合わせ啓発活動に取り組みました。また、障がいの特性を理解し、配慮を必要とする方への手助けをする「あいサポート運動」についても周知啓発を図り、出雲市社会福祉協議会を中心に「あいサポーター」研修が行われてきました。本市において登録された「あいサポーター」の数は平成27年度(2015)が705人でしたが、令和元年度(2019)においては1,110人となりました。

今後は、障がい者と地域住民との協働に向け、コミュニティセンターの行事への参加など障がいへの理解を深めるための取組が必要です。

一方、障がい者団体の育成については、会員の高齢化や生活様式の変化により後継者の育成が課題となっています。障がい者が相互に連携しあい、課題解決に向けた行動をともに行えるよう、一層の支援が必要です。

(6) 権利擁護、災害時支援 「権利の擁護・虐待の防止、災害時の支援」

障がい者を権利侵害から守り、一人ひとりの権利擁護を推進することにより、その人らしく生きることのできる社会づくりが必要とされています。前計画では、障がい者への権利侵害、虐待などの人権侵害を防ぐため、関連制度を重層的に機能していくよう取組を進めることとしていました。

「障害者虐待防止法」により平成24年度(2012)に設置された「出雲市障がい者虐待防止センター」(以下、「障がい者虐待防止センター」という。)等の取組を継続的に行い、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護並びに養護者に対する支援等に努めました。

日常生活を送る上で、判断能力が十分でない人を支援する制度である成年後見制度については、制度を利用することが望ましいが親族がいない場合や、親族からの成年後見申立て手続きが難しい場合には、市長による申立てを行っています。平成27年度(2015)から平成29年度(2017)は各年度2件、平成30年度(2018)から令和元年度(2019)は各年度3件の市長申立てを行いました。

また、平成28年度(2016)に施行された「障害者差別解消法」に基づき「出雲市障がい者差別相談センター」を設置し、当事者や関係者からの障がい者差別等に関する相談や解決支援に取り組んだほか、市ホームページやケーブルテレビ等での広報や出前講座の実施などにより、市民の権利擁護の意識向上に努めました。

災害時支援については、近年多発している自然災害により障がい者の避難支援等の強化が課題となっており、本市は「地域防災計画」において、支援が必要な方(要支援者)を登載した要支援者名簿を作成し、災害発生時に適切な情報伝達体制や避難支援体制を構築しています。

さらに特に配慮を必要とする方(要配慮者)が避難するための福祉避難所を市内35か所に設け、避難後の要支援者の生活を支援するための方策がとられています。しかし、各地域における個別計画策定の進捗が地域により異なることや、要配慮者数に対する福祉避難所における受入れ者数は十分ではなく、今後も引き続き災害発生時における体制を強化していく必要があります。

第2章 障がい者計画の施策の方向

1. 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がい者差別の解消及び障がいに対する理解の推進

基本的な考え方

全ての人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、障がいの有無に関わらず、社会の一員として、いきいきと生活できる共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制約している様々な障壁しょうへきを取り除くことが重要です。その障壁しょうへきとは、物理的、制度的なもの、また観念や慣習、偏見などの意識的なものすべてを指します。

このため、平成28年(2016)に施行された「障害者差別解消法」では、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供を規定し、行政機関等及び事業者に対して差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。

本市においても、平成30年(2018)4月に、「出雲市福祉のまちづくり条例」を改正し、差別の禁止と合理的配慮の提供を明記するとともに、市及び事業者の役割を新たに規定しました。

社会における様々な障壁しょうへきを取り除き、障がいを理由とする差別を解消していくため、本市は、率先して合理的配慮をするとともに市民や事業者に対して障がいへの理解をはじめとする周知・啓発を行い、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

施策の方向

- 障がいへの理解や不当な差別的取扱いの禁止並びに合理的配慮の提供について、幅広く市民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発活動を実施します。また、各種公共サービスを提供する市職員や指定管理者等に対する研修等を実施することにより、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。
- 「障害者差別解消法」に基づき開設した「出雲市障がい者差別相談センター」を中心として、差別的事案に適切に対応するための相談体制の充実に取り組みます。
- 援助や配慮を必要としている方が、周囲の方から援助を受けやすくなるようにヘルプマーク・ヘルプカード^{※13}の普及とともに周知を図ります。
- 幼少期から障がいに対する適切な知識を得る機会を確保し、幼児並びに児童生徒の自己理解と他者理解が深まるように障がいへの理解に関する教育(福祉教育^{※14})を推進します。



※13 ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都福祉保健局が作成したマーク。

ヘルプカードはヘルプマークを持っている方が困ったときに手助けしてほしいことを伝えるためのカード。

※14 福祉教育

障がいの有無にかかわらず、全ての人が社会の中で誇りをもち、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにすることをめざし、障がい者等とのふれあい体験などを通じて、生命の尊厳や人間の生き方について学ぶことにより、それぞれの立場や心情を思いやり「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育。

出雲市の重点的な取組

- 島根県初の手話言語条例である「出雲市手話の普及の推進に関する条例」(平成29年度施行。以下、「手話普及推進条例」という。)に基づき、手話への市民の理解を深め、ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合うことのできる共生社会の実現をめざします。(具体的な取組については75ページに記載)
- 「あいサポート運動」の普及推進のため、「あいサポーター研修」を積極的に実施し、市民や事業者が障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、各個人ができる範囲での取組を実践し、配慮ある行動につながるよう取り組みます。



(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

基本的な考え方

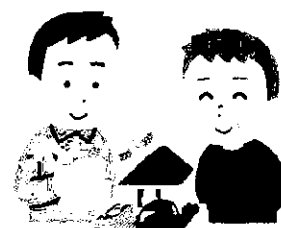
障がい者の権利擁護を推進し、障がい者が主体的に生活していくためには、安心してサービスを受けられる仕組みづくりと、判断能力が十分でない方に対する権利擁護のための施策の充実が必要であり、自己決定権を尊重した支援が求められています。

平成24年(2012)に施行された「障害者虐待防止法」でも、障がい者の虐待防止に向けた取組が求められており、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。

障がい者への虐待を防止し、権利を守るため、虐待の早期発見及び障がい者の支援を県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

施策の方向

- 「障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の促進に努めます。
- 「障がい者虐待防止センター」を中心として、関係機関との連携体制を強化し、重層的な権利擁護、虐待防止体制を構築します。
- 判断能力が十分でない方の権利を擁護するために、「出雲成年後見センター」及び市社会福祉協議会(いずれも権利擁護センター)と連携し、成年後見制度の活用を支援していくとともに、市民後見人の次期養成について検討します。



2. 地域生活の充実

(1) サービス基盤の整備

基本的な考え方

全ての障がい者が、障がいの種別や程度にかかわらず、望む場所で、希望するサービスを受けその人らしく生活するためには、一人ひとりのエンパワーメントへ向けての支援を充実させていく必要があります。これにより、障がい者が主体的に生きる生活力をつけ、自己実現を図ることが可能となります。そのためには、各種サービス基盤を整備するとともに、多岐にわたるサービス提供体制を確保することが必要です。

また、障がい者の地域生活において、障がい者の高齢化・重度化とともに、親の高齢化や「親亡き後」を見据えた支援体制の構築が求められています。

障がい者にとって必要なサービスを提供していくことはもとより、緊急時の対応や体験の場の確保等、障がい者が安心して地域生活が送れるよう、関係機関が連携して支える「地域生活支援拠点」(ささえ愛サポート)による支援を行っていきます。

施策の方向

- 各種サービスの実績等を把握し、安定的なサービスの供給に努めるとともに、計画的に必要なサービス提供体制の整備を図ります。
- 障がい福祉サービス利用者が65歳以上になると、サービス利用は介護保険制度が優先であるため、介護保険サービスに移行します。介護保険制度にないサービスは、障がい福祉サービスを引き続き利用できます。平成30年度(2018)には、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、「共生型サービス」が創設されました。障がい者が高齢期になっても、これまで利用してきた障がい福祉サービス事業所が実施する共生型介護サービスを利用することができ、また障がい者が日常生活圏域内で介護サービス事業所の行う共生型障がい福祉サービスが利用できるよう、共生型サービス利用事業所の拡大に向けた取組を進めます。
- 在宅の障がい者が自立した生活をするための、訪問系サービスの提供体制の充実を図ります。
- 生活介護、自立訓練、就労支援等の多様なサービスにより、障がい者ニーズに応じた日中活動の場を提供していきます。
- 長期入院や施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるために、住まいの確保や、居住支援を含めた地域生活への定着を支援するサービスの提供を行います。
- 障がい者に対する当事者による相談活動等を推進するため、関係機関におけるピアサポート・ピアサポーター^{※15}への取組の充実に向けて連携を図っていきます。
- 障がい者の移動・行動を支援する行動援護、同行援護、移動支援の充実に努めるとともに、障がい者福祉タクシー制度も活用しながら生活をサポートする柔軟な移動支援体制を継続していきます。



※15 ピアサポート・ピアサポーター

ピアサポートとは、障がいのある人自身が、自らの経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動のこと。ピアサポーターとは、ピアサポートを行う人のこと。

- 聴覚障がい者等が円滑にコミュニケーションをとれる環境を整備するため、手話通訳者等を派遣します。また、手話通訳者等の意思疎通支援者を養成し、人材確保に向けた取組を推進します。さらに、点字、指点字、手話、要約筆記等障がい特性に応じた障がい者が必要とするコミュニケーション手段の習得等については、関係機関と連携しながら支援していきます。
- 視覚障がい者等が情報を手に入れることができる環境を整え、それを促進するため、情報通信機器等を日常生活用具として給付することや、広報紙の点字・音声化を行うなど、引き続き情報アクセシビリティ※16の向上に努めます。
- 視覚障がい者等の代筆代読支援については、訪問系サービスにおける居宅介護や同行援護等を活用するとともに、その周知に努めることで、意思疎通支援の充実を図ります。
- 障がい福祉サービスの提供にあたっては、個人情報の保護に十分留意し、配慮を行ったうえでのサービス提供に努めます。



出雲市の重点的な取組

- 出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」により、緊急時の受け入れと対応を中心として、障がい者の高齢化・重度化とともに親の高齢化や「親亡き後」に対応していきます。

(2) 生活支援体制の整備

基本的な考え方

障がい者が地域で生活していくためには、個々のサービスの充実に加え、サービス等を調整し、一人ひとりに合った暮らし方を提案していく相談支援専門員の役割が重要となります。

相談支援にあたっては、相談支援専門員が障がい福祉サービス利用者の状況や課題を把握し、公的サービスだけでなく、インフォーマルなサービスも含めたサービス等利用計画を作成し、適切な支援へとつなぐ必要があります。

また、良質なサービスを提供していくため、サービスに関わる人材育成もサービスの質を確保するうえで重要となります。

事業所と相談支援専門員等との連携を深めて、一人ひとりの生活を支援していく体制の強化に加えて、質の高いサービスを提供し続けていくための支援を行っていきます。

施策の方向

- 相談支援専門員が中心となり、地域に点在する支援機関が連携し、関係する機関、関係者がチームを組み、多くの人の協働による支援体制により、地域生活を支える体制づくりに取り組んでいきます。
- 発達障害者支援センター、高次脳機能障がい相談支援拠点、難病相談支援センター、心と体の相談センター等、県の専門相談窓口と連携して専門的な相談に対応していきます。
- 相談支援機能強化事業所が、相談支援専門員からの専門的な相談や地域の相談支援事業所への助言等に対応できる体制を引き続き整えます。

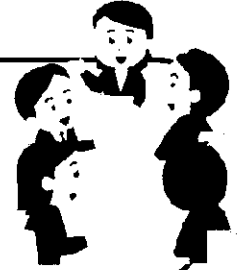
※16 情報アクセシビリティ

アクセシビリティは「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやウェブページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

- サービス調整会議において、事例検討や研修会を行い、相談支援専門員の質の向上を図ります。
- サービス調整会議、ネットワーク会議、専門部会において、関係機関・事業者間での情報共有・情報交換を図るとともに、研修会を開催することにより、サービスの質の向上を図ります。

出雲市の重点的な取組

- 施策推進協議会、サービス調整会議、専門部会、ネットワーク会議などが様々な役割を担い、連携して障がい福祉サービスをより良いものにしていく体制を整えています。行政や障がい福祉サービス事業所、その他関係機関全体で障がい者の暮らしを支える取組を推進していきます。



(3) 障がい児支援の充実

基本的な考え方

障がい児支援については、身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制の充実を図っており、近年放課後等デイサービスなど通所支援を実施する事業所が増加し、利用者も増えている状況にあります。

障がい児の支援にあたっては、保健・医療・福祉・保育・教育などが分野を超えて連携し、横断的・一体的に取り組むことが大切です。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を基本とし、個々の状況に応じた支援を提供できる体制整備を進めていきます。

施策の方向

- 障がい児のそれぞれのライフステージにおける支援体制についての情報提供を充実させ、支援が必要な障がい児が適切なサービスを受けられるよう努めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業などにより、障がい児や家族が身近な地域で早期の療育相談や指導を受けられる体制の充実を図るとともに、サービスの質が確保されるよう努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園、各学校において、それぞれの子どもの発達に応じた支援を行いながら、インクルーシブ教育^{※17}システムの考え方のもと、集団生活の中における保育・教育を提供し、障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に成長することをめざします。
- 医療的ケア児について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して支援し、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援を受けられる体制を整備します。
- 医療型や居宅訪問型の児童発達支援を充実させ、重症心身障がい児が適切な療育を受けられる体制を整備します。



※17 インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、だれもが地域の幼稚園・学校の集団の中で共に学ぶ仕組みのこと。

(4) 社会参加支援

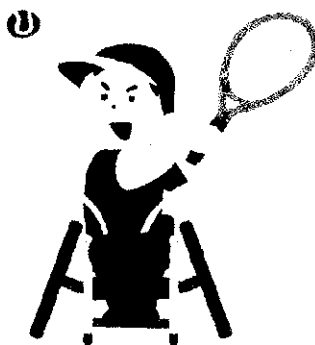
基本的な考え方

障がい者が文化芸術活動に親しんだり、スポーツやレクリエーション活動を行うことは、自身の生活を豊かにするばかりでなく、心身の発達や健康・体力の保持増進、自己実現や社会参加の促進につながるため、非常に重要です。また、地域社会の一員として、様々な地域活動に自主的に参加し、住み慣れた地域で暮らすためには、地域住民の障がいに対する理解とともに、民生委員・児童委員をはじめとした支援者との連携が必要です。

障がい者がいきいきと生活していくために、文化芸術活動、スポーツ活動に加え、障がい者やその家族を含めた地域での活動に対する支援を行っていきます。

施策の方向

- はあとピアいずも（出雲市福祉芸術文化祭）は、「第2次出雲市芸術文化振興指針」（平成27年度（2015）～令和3年度（2021））において、「出雲総合芸術文化祭の推進」の中に位置づけられています。市内の障がい者関係団体等とともに継続的に開催し、障がい者の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに地域住民と触れ合う機会を提供します。
- 障がい者のスポーツ活動の推進は、「出雲市スポーツ推進計画」（平成28年度（2016）～令和3年度（2021））において、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の中に位置づけられています。障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組むことができる機会を島根県障がい者スポーツ協会や出雲市身障者福祉協会と連携しながら提供するとともに、サン・アビリティーズいずもをはじめとしたスポーツ施設の利用促進を図り、スポーツを通して誰でも交流することのできる場を提供していきます。
- 障がい者の外出を支援するため、障がい者福祉タクシー制度を引き続き実施し、社会参加の機会を広げるよう取り組みます。
- 自発的活動支援事業※18により、障がい者とその家族が行う交流活動等に対する支援を引き続き行っていきます。
- 障がい者の親睦、交流の促進及び活動範囲の拡大を図るため、障がい者やその家族、支援者による団体、障がい者施設の関係者及びボランティア等が連携して実施するレクリエーション事業を支援します。



※18 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等によって構成された地域における自発的な取組を行う団体に支援を行う事業。

3. 就労支援

(1) 障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進

基本的な考え方

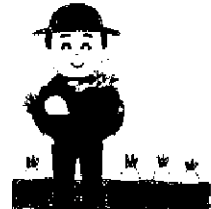
障がい者が、住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むためには、就労への支援が重要です。平成28年(2016)に施行された改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、「障害者雇用促進法」という。)では、雇用分野における障がいを理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務づけています。

また、障がい者の就労や定着を促進するためには、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携による、就業面だけではなく、生活面も含めた総合的な支援が必要となります。

働く意欲のある障がい者が、その特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

施策の方向

- 「障害者雇用促進法」等の周知を図り、公共職業安定所(ハローワーク)や「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」などの関係機関と連携しながら、事業所に向けて障がい者雇用に対する意識啓発を図っていきます。
- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の各サービスにより、一人ひとりに合った就労支援を相談支援専門員等とともに行っていきます。
- 「就労支援ネットワーク会議」を中心として、企業も含めた関係機関の協働のもと、働きたいという気持ちを大切に、就労に向けた助言やその人にあった働き方、働く場所の確保に取り組んでいきます。
- 雇用施策と福祉施策の連携により、障がい者一人ひとりに合った働き方ができるように就労支援を行っていきます。
- 福祉と農業分野の連携(農福連携※19)を推進する「出雲圏域農福連携推進事業協議会※20」において、農福連携を実施している事業所と連携を進めていくとともに、先進事例を農家・事業所等に周知し、取組を推進します。
- 「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「障害者優先調達法」という。)に基づき、本市では、毎年「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスの調達に際しては、障がい者就労施設等から優先的に購入等を図るよう努めていきます。



※19 農福連携

障がい者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していくための取組。

※20 出雲圏域農福連携推進事業協議会

出雲圏域の農業分野と福祉分野の連携を推進するための協議会。島根県農業協同組合や出雲市社会福祉協議会、出雲市によって構成されており、事務局は特定非営利法人島根県障がい者就労事業振興センターが担っている。また、島根県東部農林振興センター、島根県立出雲養護学校等が連携団体として協力を行う。

4. 保健・医療、教育の充実

(1) 障がい者に対する適切な医療等の提供

基本的な考え方

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、身近な地域において、保健や医療を受けることができる体制を整備することが重要です。

障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム※²¹の構築をめざします。また、精神障がい者を地域で支えるために、入院早期からの地域と医療の連携を強化します。長期入院者については、地域移行のために、医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等で検討を行います。また、地域住民に対して、精神障がいについての理解に向けた普及啓発に取り組みます。

施策の方向

- 障がい者やその家族が、住み慣れた地域で生活できるよう、相談支援事業所や医療機関と連携し、支援体制の充実を図るとともに、ニーズに応じた、適切なサービスの提供に努めます。
- 難病患者の方が安心して地域で生活できるよう、保健所やしまね難病相談支援センター、医療機関と連携しながら、支援の充実を図ります。
- 高次脳機能障がいなど医学的リハビリテーションにより機能の維持、回復が期待される障がいについては、身近な地域で医学的リハビリテーションができるように、専門医療機関との連携を図ります。
- 乳幼児健診等により障がいの早期発見に努め、保健師による訪問や発達クリニック等により専門医療機関、相談支援機関と連携して適切な支援を行います。

出雲市の重点的な取組

- 精神障がい者が地域で生活することができるよう、医療機関・相談支援事業所・福祉サービス事業所などの専門機関の連携によるフォーマルな支援体制と、ピアサポーター等によるインフォーマルな支援による総合的な体制で地域移行に向けた支援を行っています。

※21 地域包括ケアシステム

地域の体制として、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、助け合い、啓発を関係機関が連携しながら確保・推進する仕組み。平成29年（2017）に厚生労働省が理念を打ち出した。

(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

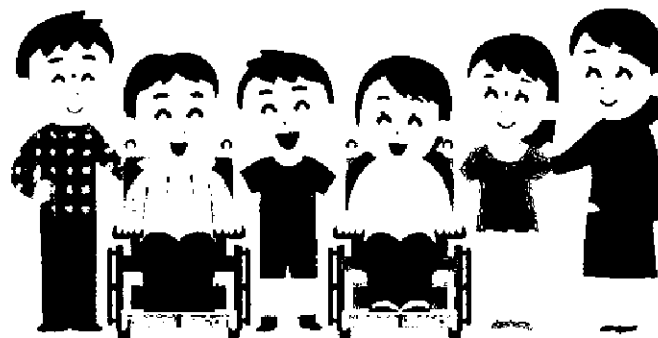
基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず共に学ぶことができ、本人の障がいの特性や程度に応じた、インクルーシブ教育システムの考え方に基づく適切な方法による教育を提供していくことが重要です。

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、関係機関での情報共有を図るとともに、教育、福祉、保健及び医療などの各分野と連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。

施策の方向

- 特別な支援が必要な幼児・児童生徒やその保護者への支援を一層推進するため、専門職(特別支援教育指導員、心理相談員)を配置し、就学相談や教育相談の充実を図るとともに、関係機関との連携により、長期的な見通しをもった個別的教育支援計画を作成し、一人ひとりの個性に応じた適切な支援を、就学先や進学先へつなぎます。
- 通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、必要に応じて通級指導教室で障がいに応じた特別の指導を行います。この指導を円滑に行うための専門職(通級指導教室指導員)を配置し、入級に伴う状況把握と、児童生徒の在籍校と通級指導教室設置校との連絡・調整を行います。
- 幼稚園において、全ての園児が共に学び育つためのインクルーシブ教育推進を図ります。また、支援の拠点となる園を中心として、特別な支援を要する園児の受入れ枠を設定し、積極的な受入れを行います。
- 支援や指導が必要な未就学児に対しては、教育相談を踏まえ、幼児通級指導教室において、障がいや発達に応じた支援を行います。



5. 生活環境、災害時支援

(1) バリアフリーの推進

基本的な考え方

障がい者、高齢者をはじめ全ての人が安心して快適に暮らし、また自立し、社会参加することができるまちづくりを推進し、豊かな地域社会の実現に資することを目的として、「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定しています。この条例の3つの基本方針のうち、「都市づくり」において、市は建築物、道路、公園の整備基準を定め、事業者や市民は、バリアフリーに配慮した施設や住宅などの整備に努めることとされています。この条例と「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」、国における「障害者差別解消法」、「交通バリアフリー法」※22に基づき、ユニバーサルデザイン※23の考えに立った整備を推進します。

施策の方向

- 「出雲市福祉のまちづくり条例」の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、公共施設の整備・改修にあたっては、障がい者の意見やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建築物、道路、公園、駐車場を整備します。
- 民間施設の整備や改修についても、事業者等に対する周知・啓発を行うほか、必要に応じて指導や助言を行います。
- 身体障がい者等用駐車場を必要とする障がい者や高齢者、妊産婦等に利用証を交付する「島根県身体障がい者等用駐車場利用制度（思いやり駐車場制度）」を島根県と連携して実施し、身体障がい者等専用駐車場の適切な確保に努めます。
- 共生社会の実現をめざす観点から、障がい者専用駐車場や多目的トイレ等の利用マナーの向上に向けた周知・啓発に取り組みます。

【島根県身体障がい者等用駐車場（思いやり駐車場）利用証】



※22 交通バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。公共交通機関の施設あるいは乗り物、道路、建築物等の構造及び設備を改善するため等に制定された法律。

※23 ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

(2) 防災、災害時や感染症に対応した支援の充実

基本的な考え方

近年、大規模な自然災害が日本全国各地で多発している状況において、また自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような感染症対応において、「安心・安全」の確保は大きな課題であり、障がい者が、住み慣れた地域で安心して、安全に生活することができるよう、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、災害等による被害の未然防止を図る必要があります。

災害が起こったときには、障がい特性に配慮した情報伝達により、避難支援、福祉避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

施策の方向

<防災・災害時支援>

- 災害発生時において、支援が必要な方（要支援者）に適切かつ速やかな避難支援を行うため、平常時から、本人の同意のもとに関係機関及び地域との情報共有を行い、要支援者の個々の障がいに応じた避難方法を、具体的に記載した個別計画の策定を進めます。
- 災害時に開設する指定避難所では、避難生活上、配慮や支援が必要な方について、専用スペースの確保や介護用品等の調達、保健師等の専門知識を持った人材配置等の体制整備を進めていきます。また、福祉避難所の充実に向け、社会福祉施設等への協力を求めています。
- 災害発生時に在宅障がい者（重症心身障がい児・者及び難病患者）で人工呼吸器等医療機器を使用している方に対し、福祉避難所や自宅において非常用電源を確保するため、関係機関と協力してポータブル発電機の貸出を行うとともに、迅速な貸出体制の整備及び本事業の周知に努めます。

<感染症に対応した支援>

- 新型コロナウイルス等の感染症に備え、福祉サービス事業所が作成する「業務継続計画」や「感染症対応マニュアル」等が有効な計画となるよう助言等の支援を行います。
- 感染症発生時、業務を継続するために必要となる衛生用品について、各福祉サービス事業所等での確保を依頼するとともに、本市においても感染症発生時に備えた衛生用品の備蓄を行います。
- 感染症発生時に備え、日頃から県や市の関係部局と連携や情報交換を行うとともに、研修会などの開催により、迅速な対応を行えるように努めます。

第3部 第6期出雲市障がい福祉計画

第1章 基本的事項

1. 前計画の進捗と評価

本市では、平成30年（2018）3月に、「第5期出雲市障がい福祉計画」及び「第1期出雲市障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度（2018）～令和2年度（2020））を策定し、障がい者が住みたいと思う地域での生活の実現、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた支援体制や環境の整備に努めました。

障がい者福祉施策は、子育て、保育、教育、医療、労働、生活環境など幅広い分野にわたるため、関係機関との連携を図り、サービス調整会議や専門部会等において、障がい者やその家族が地域で充実した生活を営むことができるよう、ニーズ把握や課題を抽出するなど、課題解決に取り組みました。また、福祉サービスの質の確保を図るため、定期的にサービス提供事業者を対象として説明会や研修会等を開催しました。

なお、目標値を設定した事業等については、毎年、施策推進協議会に実施状況等を報告し、事業の進捗状況について審議しました。

2. 基本方針

（1）自己決定権の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定権を尊重し、その意思決定の支援に配慮していく必要があります。

そのためには、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を利用しつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、多様な活動に参加できる体制を整備し、その個性や能力を発揮できるまちづくりを進めていきます。

（2）必要なサービス提供体制の整備

障がい者が、地域で暮らす環境の整備をしていくことが必要です。

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現をめざします。

地域での生活を支える福祉サービスについて、必要な時に誰もが利用できるように周知を図ります。

また、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せ、それを担う人材を確保するための取組を進めます。

3. サービス見込量等設定の考え方

各種サービスの見込量等の設定にあたっては、国の示す「障がい福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」に準じて、本市における障がい福祉の動向を総合的に勘案した見込量の設定を行いました。

また、障がい福祉サービス等の計画目標は、過去5年の実績を基に変化率の平均を用いて算出していますが、サービスごとに検証し、国や県・市の施策の動向や障がい者やサービス事業者等へのアンケートによる利用意向、事業所の受入体制を参考に見込量を算出しました。

第2章 具体的な施策と成果目標

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

障がい者が地域の一員として安心して自立した生活を送るために、地域生活への移行や親元からの自立等の支援が課題となっており、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入と対応を行う体制の整備が求められています。

国の指針においては、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活を希望する障がい者が、障がい者支援施設や病院から退所・退院して地域での暮らしを継続することができるよう、様々な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点」を整備することとされています。

本市では、地域の実情に応じた創意工夫により、5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を組み合わせた地域生活支援拠点を1か所整備しました。

(1) 地域生活支援拠点の機能の充実

① 整備に向けたこれまでの取組

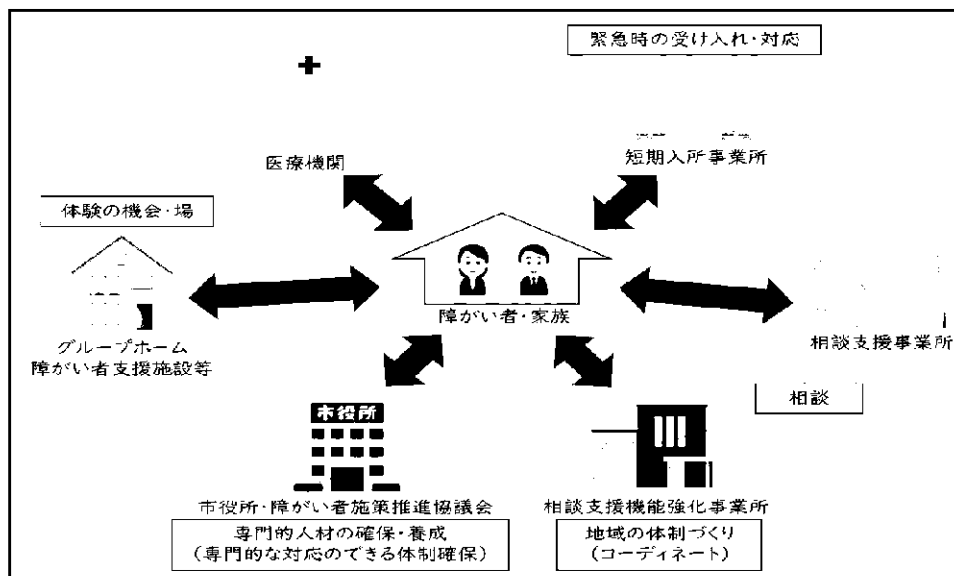
平成30年度（2018）、本市では9か所の委託相談支援事業所の管理者及び島根県障がい者相談支援アドバイザーを中心に、地域生活支援拠点プロジェクトチームを立ちあげました。

本市の実情から、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の体制を構築することについて施策推進協議会で決定しました。

「出雲らしい」地域生活支援拠点とするため、相談支援専門員や障がい福祉サービス利用者に対し、アンケート調査を実施し、特に必要と思われる「緊急時の受け入れと対応」「体験の機会と場の確保」の仕組みづくりを以下のとおり早期に行うこととしました。

また、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、現在、施策協議会等の関係組織や相談支援事業所を中心に取り組んでおり、今後も更なる支援体制の強化や連携を図ります。

【地域生活支援拠点のイメージ】



②「緊急時の受け入れと対応」、「体験の機会と場の確保」の仕組みづくり

「緊急時の受け入れと対応」

・緊急短期入所の実施

相談支援専門員やコーディネーターが短期入所事業所の利用調整を行い、一時的に入所します。

・今後の利用に向けた調整

緊急短期入所利用中に、相談支援専門員が利用者の意向を確認し、関係者と退所後の生活の検討・調整を行います。

・利用される方の負担や不安を軽減するため、登録制とし事業所の体験や見学を行い、緊急時に備えます。

「体験の機会と場の確保」

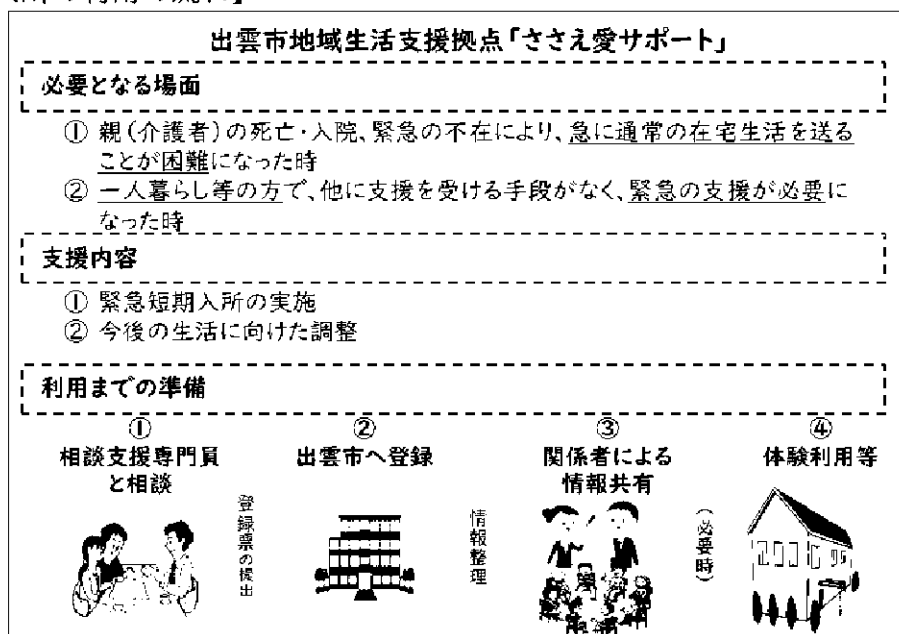
・施設等に入所している障がい者や一人暮らしを希望する者に、宿泊体験の場を提供し、地域で自立した生活を送るための体制を整えます。

成果目標①「地域生活支援拠点等の整備」

※国の成果目標：各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討

拠点の整備箇所数	1か所	令和3年度に1か所を運用開始
運用状況の検証・検討	2回/年	施策推進協議会において検証・検討

【緊急短期入所の利用の流れ】



(2) 入所等からの地域移行に向けての体制確保

- 地域移行支援事業、自立生活援助事業により、施設入所をしている障がい者が地域において生活するための支援を行います。
- 共同生活援助事業（グループホーム）において、共同生活の支援を行うとともに、住居入居等支援事業により、一般住宅への入居の支援も行います。

成果目標②「施設入所者の地域移行に向けての体制確保」**■施設入所者数**

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減

施設入所者の削減人数	5人 (1.7%)	令和元年度の施設利用者数 (A)
		300人
		令和5年度の施設利用者数(見込) (B)
		295人
		差引減少見込数(A-B)

■地域生活移行者数

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行

地域生活移行者数	18人 (6%)	令和元年度の施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		令和元年度の施設利用者数300人×6%

2. 福祉施設から一般就労への移行

障がい者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加を進めるためには、障がい福祉サービス等の提供体制を整備するとともに、福祉施設における就労支援や定着支援を強化する必要があります。

(1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進

- 「障害者雇用促進法」等の周知を図り、事業所に向けて障がい者雇用に対する意識啓発を図っていきます。
- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等のサービスにより、一人ひとりに合った就労支援を行っていきます。
- 「就労支援ネットワーク会議」を中心として、企業も含めた関係機関の協働のもと、働きたいという気持ちを大切に、その人にあった働き方の提供、働く場所の確保、賃金・工賃の向上に向けて取組を進めていきます。
- 「障害者優先調達法」に基づき、毎年「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスの調達に際しては、障がい者就労施設等から優先的に購入等を図るよう努めていきます。

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」**■一般就労移行者数**

※国の成果目標（令和5年度の目標）：令和元年度実績の1.27倍以上

令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	38人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数30人×1.27
--------------------------	-----	----------------------------------

■就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):令和元年度実績の1.30倍以上

令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	17人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数13人×1.30
--------------------------	-----	----------------------------------

■就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):令和元年度実績の概ね1.26倍以上

令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	3人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数2人×1.26
--------------------------	----	---------------------------------

■就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):令和元年度実績の概ね1.23倍以上

令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	18人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数15人×1.23
--------------------------	-----	----------------------------------

(2) 就労定着支援事業の利用促進

- 就労定着支援事業は、企業等の事業主、障がい福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整等を行うために平成30年度(2018)に創設されました。
- 「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」や就労移行支援事業所との調整・連携を推進し、企業等に就職し、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者を支援する事業所の体制を整えます。

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

■就労定着支援事業の利用者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

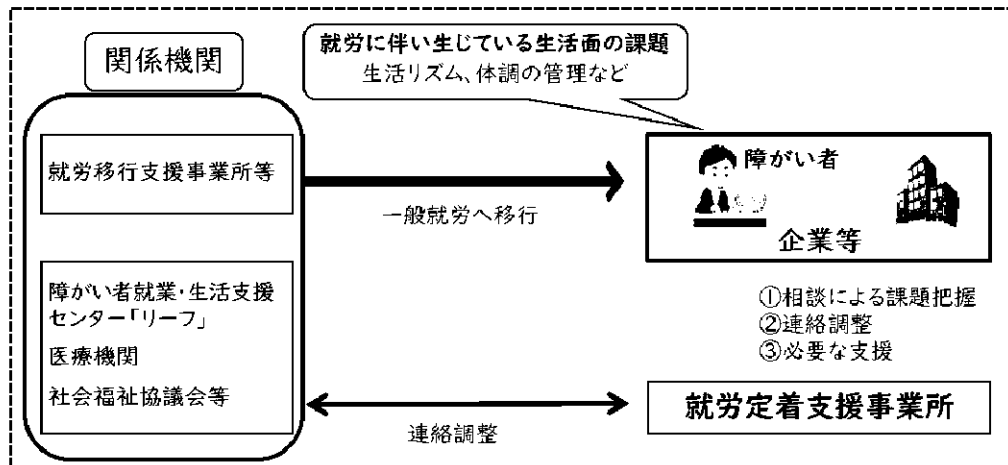
令和3年度から令和5年度の間、就労定着支援事業を利用する者のうち、令和5年度に就労定着支援事業を利用する者の数	55人	令和3年度から令和5年度までに就労系事業所を退所し、一般就労する者の数 78人×0.7
---	-----	---

■就労定着支援事業所の就労定着率

※国の成果目標(令和5年度の目標):就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

就労定着支援事業所のうち、令和5年度に就労定着率が8割以上の事業所数	4事業所	就労定着支援事業所 5事業所×0.7
------------------------------------	------	--------------------

【就労定着支援の仕組み】



(3) 農福連携の更なる推進と理解促進等

平成30年度(2018)に島根県障がい者就労事業振興センターが実施した「島根県農福連携実態調査」によれば、農福連携を実践している事業所と利用者は、ともに県内の圏域で最も多く、事業所は18事業所(県全体で64事業所)、利用者は214人(県全体で816人)となっています。利用者は、様々な作業を体験することで、やりがいを感じ、社会性の向上や生活リズムが整うなど、今後一般就労するうえで必要な能力の習得につながっています。「出雲圏域農福連携推進事業協議会」が実施する研修会や連絡会での事例についての情報提供を農家や事業所へ行うなど、就労につながるよう努めます。

3. 共生社会の実現に向けた取組

誰もが住み慣れた地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を持って生きていくためには、支援が必要な人を地域全体で支える共生社会の実現が望まれます。地域住民が主体的に地域づくりを行うための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保とともに、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

(1) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援

- 「障がい者虐待防止センター」において、虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人からの届出を受けて、障がい者及び養護者に対しての相談や支援を行います。また、障がい者福祉施設従事者による虐待と判断した場合は、施設に対して虐待防止のための体制整備や、職員研修の徹底の指導を行い、再発防止を図ります。
- 「障がい者虐待防止センター」を中心として、関係機関との連携体制を強化し、重層的な権利擁護、虐待防止体制を構築します。
- 医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などの関係機関と協力・連携を図り、虐待防止体制を構築します。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 市民や事業者が障がいへの理解を深め、障がい者への差別を解消していくための取組を市が率先して行います。(具体的な取組については、25ページに記載)

(3) 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援

- 障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、施策推進協議会・サービス調整会議等で、関係者が情報共有や連携を行っていきます。
- 精神障がい者を地域で支えるために、出雲保健所と連携して、課題の整理や仕組みづくりを行います。長期入院患者の地域移行を進めるために、入院早期からの地域と医療の連携の強化や医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等で検討を行います。また、地域住民に対して、精神障がいについての正しい理解に向けた普及啓発に取り組みます。
- アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関して、心と体の相談センターや出雲保健所と連携したケース支援や理解促進を図るための普及啓発を行っていきます。

【出雲圏域精神障がい者支援における主な課題】

- ・ 入院早期からの地域と医療の連携強化
- ・ 居住先確保に向けた検討
- ・ 介護関係者との顔の見える関係づくり
- ・ 相談窓口機関の役割分担の明確化・共有
- ・ 精神障がいについての正しい理解に向けた普及啓発の強化

活動指標^{※24}：保健、医療及び福祉関係者による協議の場

開催回数（施策推進協議会、専門部会等）	7回	7回	7回
関係者の参加者数（関係者の実数）	40人	40人	40人
目標設定および評価の実施回数 （施策推進協議会で実施）	1回	1回	1回

活動指標：各サービス利用者のうち精神障がい者の年間利用者数

地域移行支援	10人	11人	12人
地域定着支援	63人	65人	67人
共同生活援助	57人	61人	63人
自立生活援助	6人	7人	9人

※24 活動指標

国の基本方針によりサービスの提供体制確保のための「成果目標」が定められており、成果目標を達成するために、各都道府県あるいは市町村において定めることとされている、年度ごとの具体的なサービス提供量などの目標。

(4) 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者の支援は法律の改正等もあり充実しつつありますが、特に発達障がいや高次脳機能障がいについては相談件数も増加し、相談内容も複雑化しているため今後も支援の一層の充実が必要です。

- 発達障がい者への理解や支援は広がってきていますが、保護者の早期の気づきと乳幼児からのライフステージに沿った継続的な支援がより一層求められています。「島根県東部発達障害者支援センター『ウィッシュ』」及び各関係機関、関係各課と連携し支援を行います。
- 発達障がい者に対して適切な対応を行うため、関係機関と連携して発達障がい者の家族等に対するペアレントプログラムやペアレントトレーニング^{※25}などの支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。
- 高次脳機能障がいは、認知機能のリハビリにより時間をかけて回復することが分かっています。研修会等の積極的な発信やパンフレットの配布等により高次脳機能障がいの理解を深めるために継続して啓発していきます。また高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議^{※26}に参加し、地域の関係機関・団体等とのネットワークの充実を図りながら、体制整備に努めます。
- 難病患者に対しては、島根県を中心に、難病対策地域協議会の開催、訪問相談、患者家族会の自主活動支援等が行われています。本市では、難病対策地域協議会への参画、家族のつどい、巡回相談等の周知を行うほか、今後も医療機関をはじめ、出雲保健所やしまね難病相談支援センター等と連携を図り、必要な障がい福祉サービスの利用に向け支援を行います。

(5) 多文化共生社会の実現に向けた取組

- 近年外国人住民が増加傾向にあります。それに伴い、外国人住民の障がい者手帳の所持者数や福祉サービスの利用件数も増加してきました。国籍や言語の違いにかかわらず、必要な支援が受けられるよう、パンフレット等の多言語化や、やさしい日本語の活用など、多文化共生社会の実現に向けた取組を行います。

※25 ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング

ペアレントプログラムは、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

ペアレントトレーニングは、保護者や養育者を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学ぶ方法。

※26 高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議

高次脳機能障がい者への適切な支援を、関係機関や関係団体等が連携を図りながら円滑に提供できるよう、地域でのネットワークづくり推進のために島根県が実施する「島根県高次脳機能障がい者支援事業」のうちの1つ。県の各圏域相談支援拠点において実施されている。

4. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援が大切です。障がい者が文化芸術に親しみ、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る必要があります。

(1) 障がい者による文化芸術活動・スポーツ活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備 推進

(文化芸術活動・スポーツ活動の推進については、30ページに記載)

- 令和元年(2019)6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(読書バリアフリー法)や令和2年(2020)7月に策定された国の基本計画の方針に基づき、市立図書館においては、オーディオブックや拡大図書など視覚障がい者等が利用しやすい書籍を揃え、読書環境の整備に努めます。また、島根ライトハウスライブラリーや島根県立図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等の利用促進を図ります。



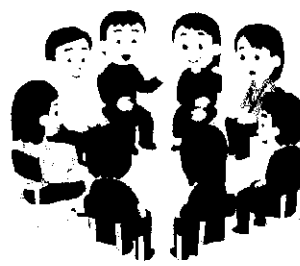
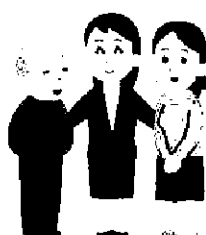
5. 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業所等は、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めることが必要となります。そのため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けて取り組みます。

(1) 相談支援体制の充実・強化等

地域において相談しやすい体制づくりを行うとともに、相談支援の中核的役割を担う機関として、特に専門的な知識を要する困難ケース等への対応や地域の相談支援事業所への助言等に対応出来る相談支援機能強化事業所を中心に相談支援の強化を図ります。

- 相談支援専門員が中心となり、地域に点在する関係機関、関係者がチームを組み、多くの人の協働による支援体制により、地域生活を支える体制づくりに取り組んでいきます。
- 施策推進協議会のサービス調整会議や専門部会において、相談体制及び質の向上について検討し、支援体制の強化につなげます。



成果目標④「相談支援体制の充実・強化等」

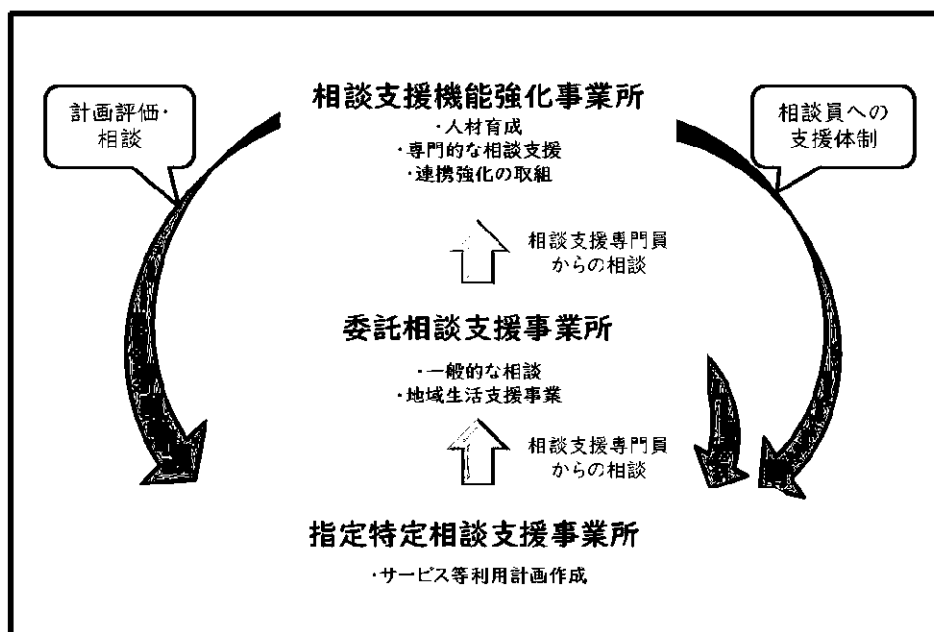
※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和5年度末までに各市町村又は各圏域において実施体制を確保

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組	実施	相談支援機能強化事業所を中心に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制を強化する。
------------------------------------	----	--

活動指標：相談支援体制の充実・強化のための取組

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	28件	28件	28件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

【相談支援専門員の連携体制】



6. 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが求められています。

また、障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保にあわせそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(1) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上

サービス調整会議において、事例検討や研修会を行い、サービスの公平な利用とサービス等利用計画の質の向上を図ります。

- サービス調整会議、ネットワーク会議、専門部会において、関係機関・事業者間での情報共有・交換を図るとともに、研修会を開催することにより、サービスの質の向上を図ります。
- 市が行う集団指導や、県と合同による事業所実地指導を実施し、引き続き適正なサービスが提供されるよう意識の啓発に努めます。

成果目標⑤「障がい福祉サービス等の質の向上」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和5年度末までに県及び市町村において取組を実施する体制を構築

障がい福祉サービス等の質の向上	実施	専門部会において検討を進め、体制の強化を図る。

活動指標：障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込	9人	9人	9人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（体制の有無）	有	有	有
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（実施回数）	1回	1回	1回

(2) 障がい福祉人材の確保

- 各事業所のサービス管理責任者や若手職員に専門部会のワーキンググループに参加してもらう等、人材育成の機会を設けていきます。
- 「島根県福祉・介護人材確保協議会」において実施される、人材の確保対策事業や広報等の情報を把握し、関係機関等への情報提供を行います。
- 島根県福祉人材センター、市内事業所との連携・情報共有を図り、障がい福祉を支える人材確保への支援を行っていきます。

(3) サービス給付の適正化

- 公平な障がい福祉サービス利用に資するため、障がい支援区分の認定に関わる審査委員が定期的に研修を受講することにより、適正な審査に努めます。
- 公平で正確に認定調査を行う必要があるため、認定調査員の研修を実施します。
- 年に1回以上、サービス提供事業者を対象として説明会を開催し、制度改正や請求審査に伴う改善事項の周知を徹底し、適正なサービスが提供されるよう取り組みます。
- 市職員は、県が実施する虐待防止研修や障がい者支援区分認定調査員研修等に率先して出席し、サービス提供事業所等との情報共有や適正な事務処理に努めます。
- 毎月、自立支援審査支払システムにより給付内容の審査を行い、適正な支援が提供されるようサービス提供事業者に対し指導を行います。

第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画

1. 障がい福祉サービスの達成状況と目標

(1) 訪問系（居宅介護等）

① 居宅介護等

【事業内容】

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

居宅介護等には、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護も含みます。

【達成状況及び計画目標】

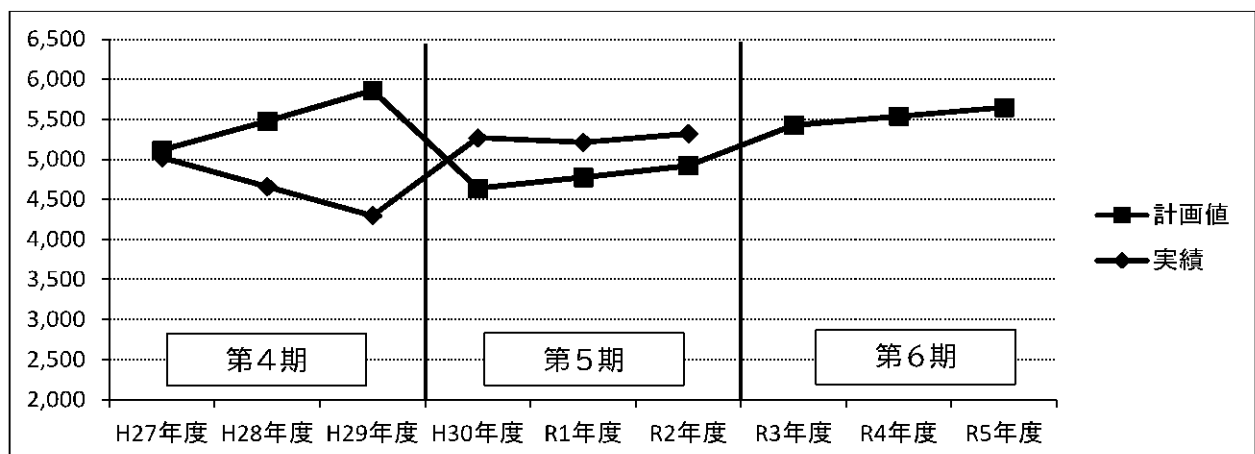
第5期中の実績は、ほぼ横ばいですが、計画値を上回っています。

第6期においては、障がい者と介護者の高齢化や難病の方など、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者が増加しており、ゆるやかな利用増を見込みます。

一方で、サービス提供事業所の職員が不足している状況であり、サービス提供体制の確保が求められます。

単位：時間/月

	5,119	5,477	5,860	4,638	4,777	4,921	5,428	5,538	5,650
	5,023	4,658	4,298	5,269	5,215	5,321			
	107%	93%	92%	123%	99%				
	339	357	347	352	357	362	367	372	377



(2) 日中活動系（生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着支援）

① 生活介護

【事業内容】

地域や入所施設で、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者（障がい支援区分3以上（50歳以上は障がい支援区分2以上））に対し、主に昼間に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体的機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

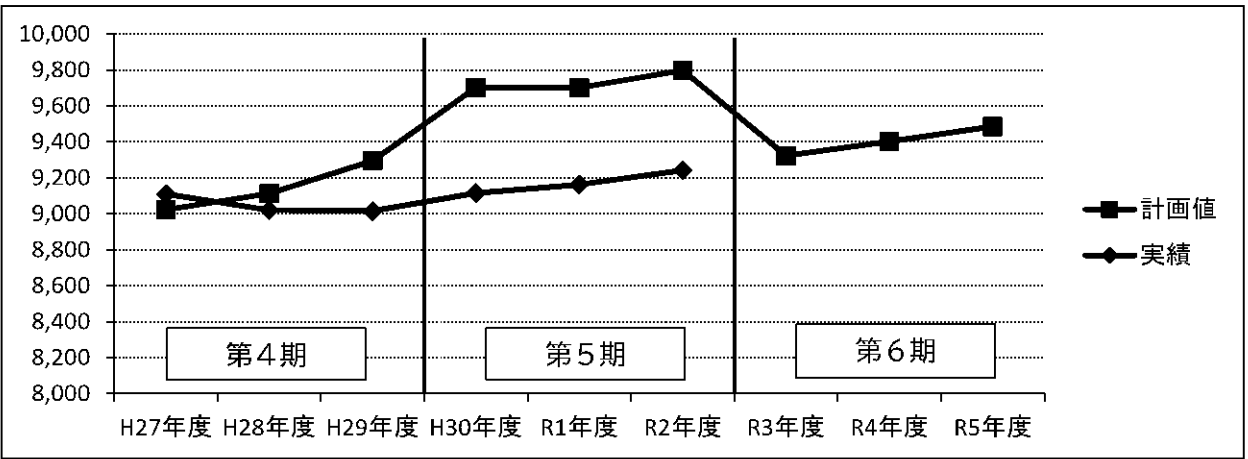
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業拡張に伴う利用の増や新規の施設入所が少なかったため、計画値を下回っていますが、障がい者本人や介護者の高齢化により、やや増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績及び事業拡張も見込まれていることから、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人日/月

	9,023	9,113	9,295	9,702	9,702	9,799	9,323	9,404	9,486
	9,111	9,020	9,015	9,116	9,163	9,243			
	104%	99%	100%	101%	101%				
	531	515	522	522	520	522	524	526	528



② 自立訓練（機能訓練）

【事業内容】

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がい者や難病等対象者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること、または居宅を訪問することにより理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言等必要な支援を行います。

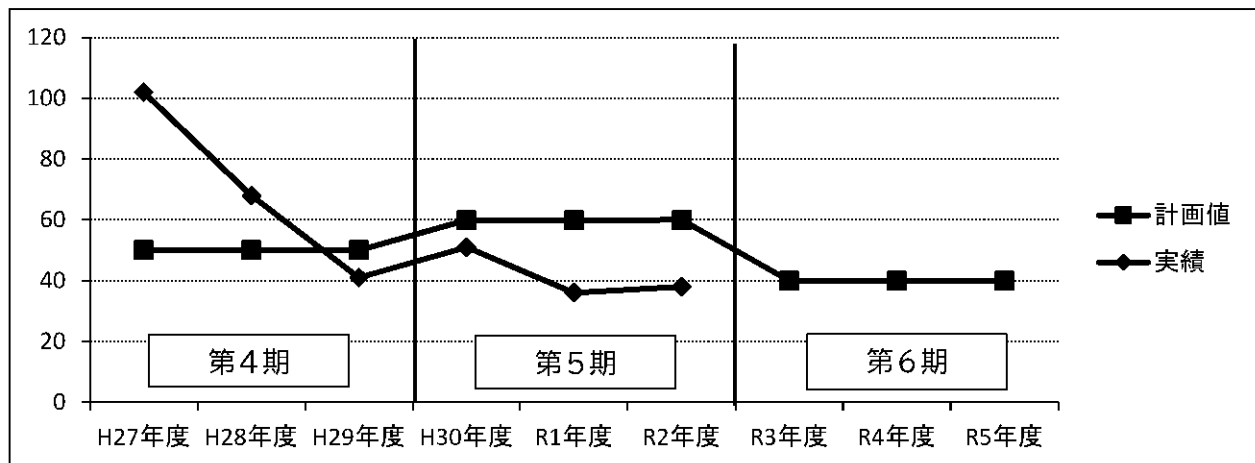
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規利用者が少なかったことから、計画値を下回っています。

第6期においては、市内のサービス提供事業所は1か所で、利用期限（原則1年6か月間）もあることから、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人日/月

	50	50	50	60	60	60	40	40	40
	102	68	41	51	36	38			
	200%	67%	60%	124%	71%				
	7	10	9	10	8	8	8	8	8



③ 自立訓練（生活訓練）

【事業内容】

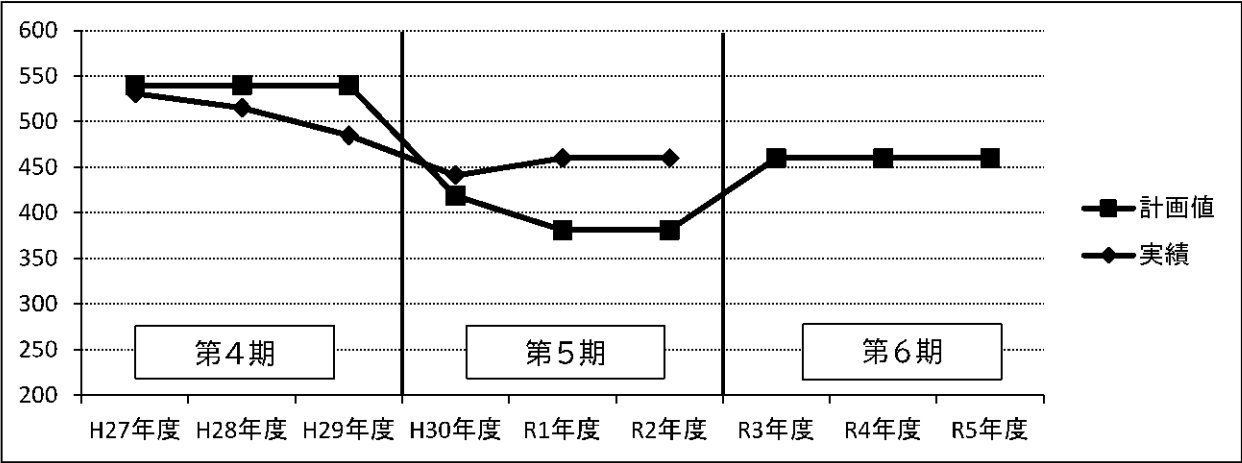
地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること等により入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行います。

【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業拡張により計画値を上回っています。
第6期においては、近年の実績に加えて、利用期限（原則2年間）があることから、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人日/月

	540	540	540	418	381	381	460	460	460
	531	515	485	441	460	460			
	110%	97%	94%	91%	104%				
	46	43	46	56	51	52	52	52	52



④ 就労移行支援

【事業内容】

就労を希望し、単独での就労が困難で就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用が見込まれる者に生産活動、職場体験等の活動の機会の提供や、そのために必要な訓練、求職活動支援、職場開拓、就職後に必要な支援を行います。利用期限は、原則2年間です。

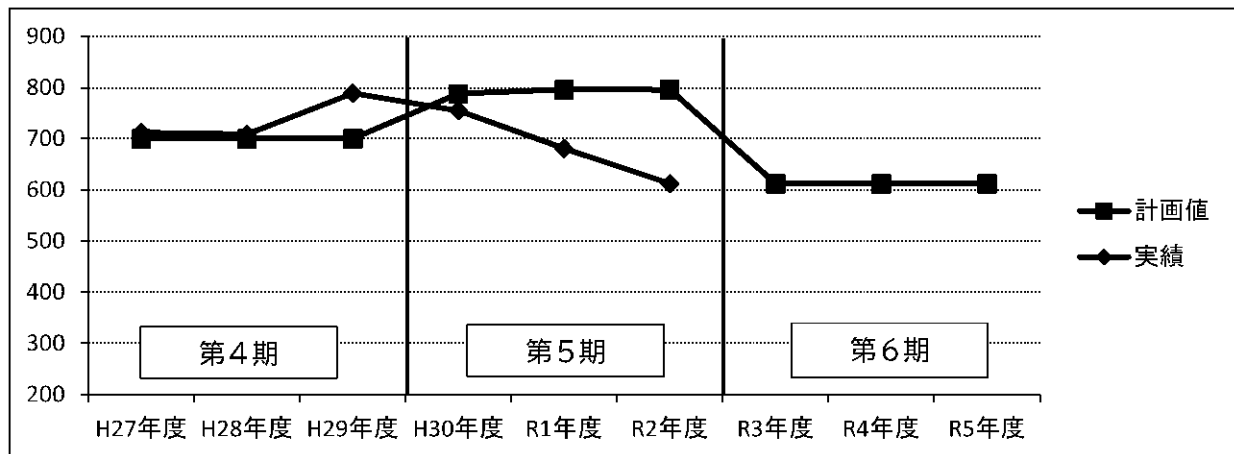
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業廃止があったことから、計画値を下回り、減少傾向にあります。

第6期においては、就労アセスメント実施のニーズがあるため、減少傾向には歯止めがかかり、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人日/月

	700	700	700	788	796	796	612	612	612
	712	709	789	755	681	612			
	104%	100%	111%	96%	90%				
	80	87	93	86	77	69	69	69	69



⑤ 就労継続支援 A 型

【事業内容】

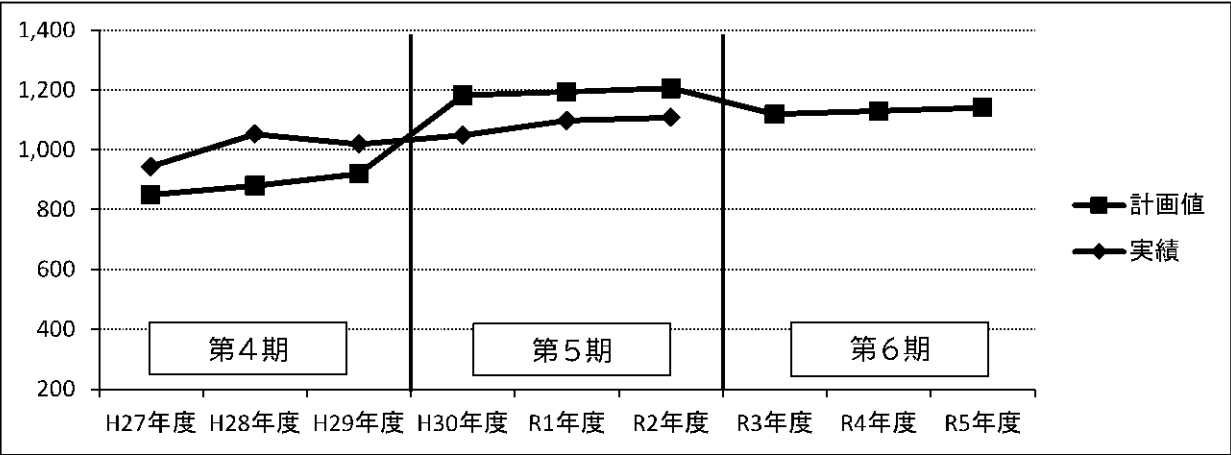
企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等の支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっており、やや増加傾向にあります。
第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。
なお、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

単位：人日/月

	850	880	920	1,183	1,194	1,206	1,119	1,130	1,141
	944	1,053	1,019	1,049	1,098	1,108			
	114%	112%	97%	103%	105%				
	56	66	62	62	71	72	73	74	75



⑥ 就労継続支援B型

【事業内容】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、必要な訓練その他必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

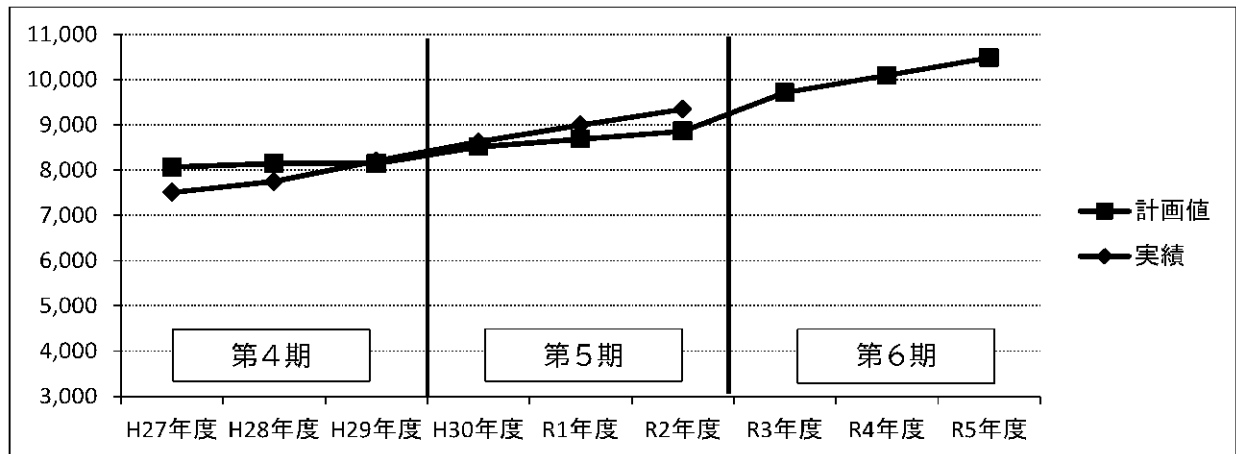
第5期中の実績は、計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績から、利用増を見込みます。

なお、障がい者の経済的自立のため、工賃向上に向けた取組も支援するとともに、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

単位：人日/月

	8,070	8,150	8,150	8,519	8,690	8,863	9,717	10,097	10,492
	7,509	7,752	8,206	8,627	8,999	9,351			
	101%	103%	106%	105%	104%				
	533	548	579	612	639	669	700	732	766



⑦ 就労定着支援

【事業内容】

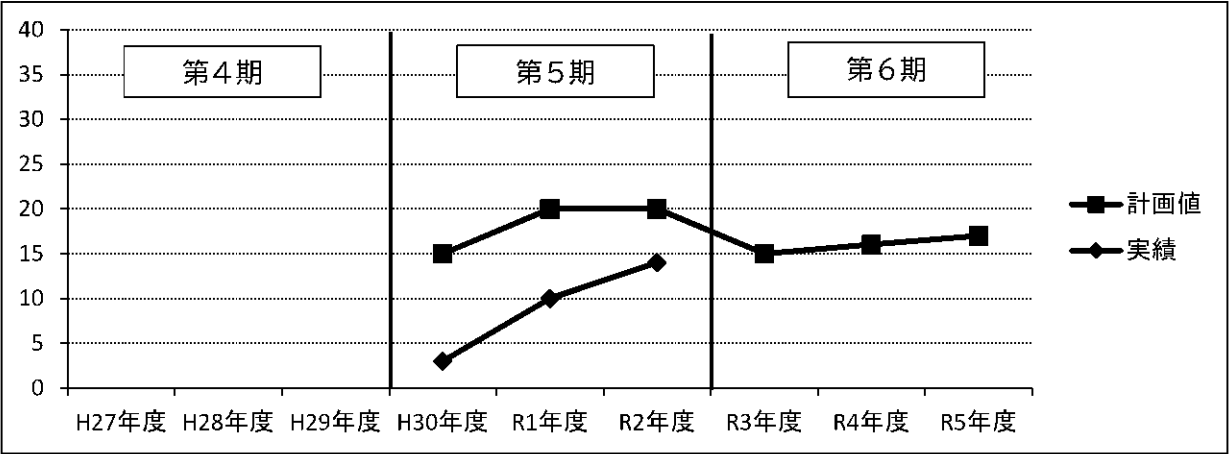
平成30年度（2018）から新設されたサービスで、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間（原則3年間）行います。

【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、計画値を下回っていますが、増加傾向にあります。
第6期においては、福祉就労から一般就労への移行を支援するためにも、利用増を見込みます。
市内5事業所がサービスを提供していますが、「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」や就労移行支援事業所との調整や連携が課題となっています。

単位：人/月

	-	-	-	15	20	20	18	36 (18)	55 (19)
	-	-	-	3	10	18			
	-	-	-	8	15	18	18	36 (18)	55 (19)



⑧ 短期入所支援

【事業内容】

障がい支援区分が1以上の障がい者に対し、居宅で介護を行う者の疾病等の理由で障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者につき、短期間の入所により入浴、排せつ及び食事等の必要な支援を行います。

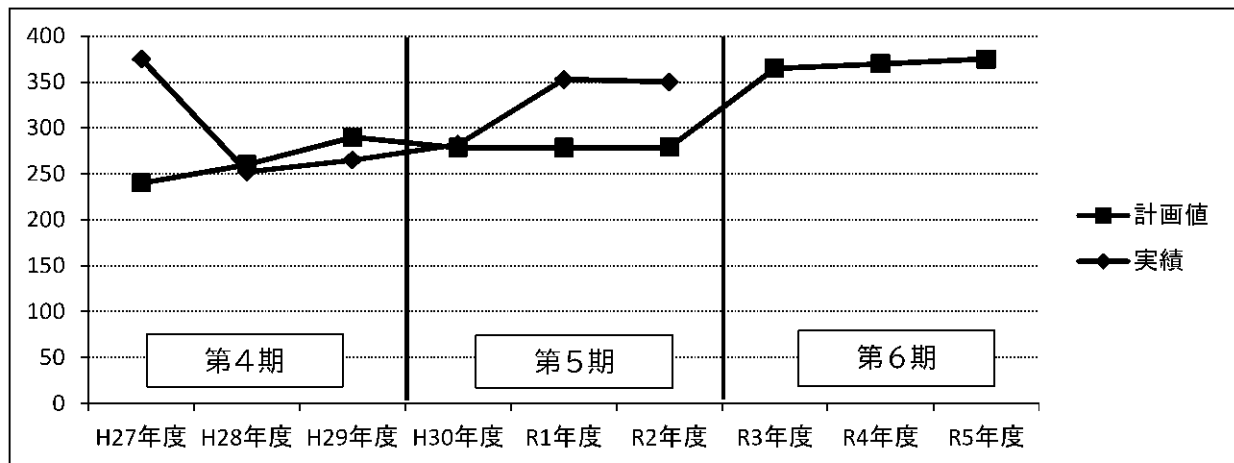
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、2事業所の増加があったことから、計画値を上回っています。

第6期においては、地域生活支援拠点の機能として、通常の在宅生活を送ることができなくなった場合の緊急短期入所の利用や、緊急時に備えて短期入所の体験利用を計画しているため、利用はゆるやかな増を見込みます。

単位：人日/月

	240	260	290	279	279	279	365	370	375
	375	252	265	282	353	350			
	102%	67%	105%	106%	125%				
	133	123	125	135	136	137	142	147	152



⑨ 療養介護

【事業内容】

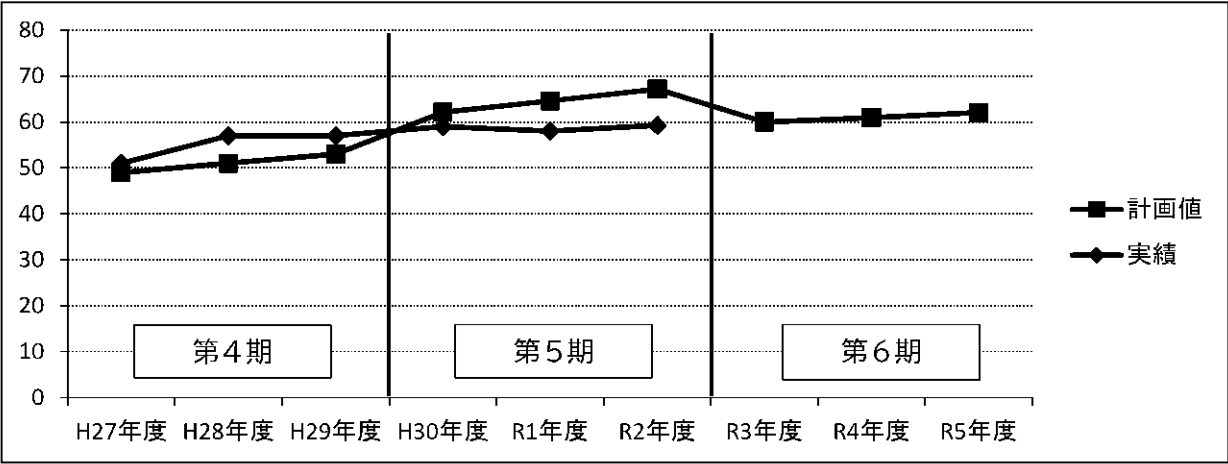
病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で主として昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話や療養介護のうち医療に係るものの提供を行います。

【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。
第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人/月

	49	51	53	62	65	67	60	61	62
	51	57	57	59	58	59			
	106%	112%	100%	104%	98%				
	56	58	57	59	61	62	63	64	65



(3) 居住系（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）

① 共同生活援助（グループホーム）

【事業内容】

共同生活を営む住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において相談、入浴、排せつまたは食事の介護等必要な日常生活上の援助を行います。

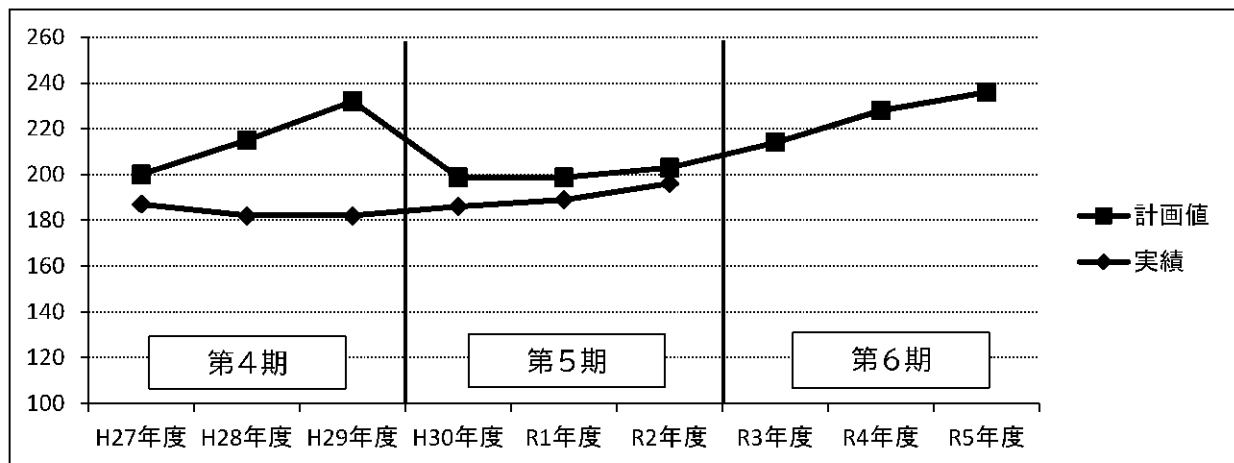
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっており、やや増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績に加えて、事業拡張も見込まれていることから、利用増を見込みます。

単位：人/月

	200	215	232	199	199	203	214	228	236
	187	182	182	186	189	196			
	101%	97%	100%	102%	102%				
	198	202	196	196	199	208	228	243	251



② 施設入所支援

【事業内容】

生活介護を受けている者で障がい支援区分が4（50歳以上は障がい支援区分3）以上の施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談、助言等日常生活上の支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

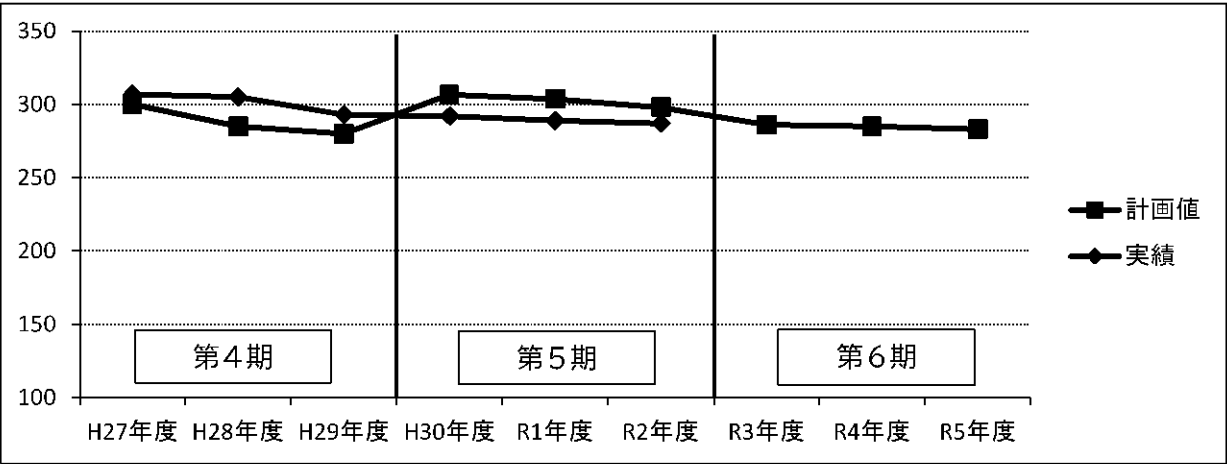
第5期中の実績は、新規の施設入所者が少なかったため、計画値を下回っています。

第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用減を見込みます。

また、一人暮らしを希望する障がい者については、地域生活支援拠点の機能として「体験の機会・場」の提供により、施設からの退所（地域移行）を推進し、自立生活援助との併用により退所後の生活支援に努めます。

単位：人/月

	300	285	280	307	304	298	286	285	283
	307	305	293	292	289	287			
	99%	99%	96%	100%	99%				
	324	317	302	303	300	298	297	296	295



③ 自立生活援助

【事業内容】

平成30年度(2018)から新設されたサービスで、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題を確認し必要な助言や医療機関等との連絡調整や利用者からの相談、要請に随時対応します。

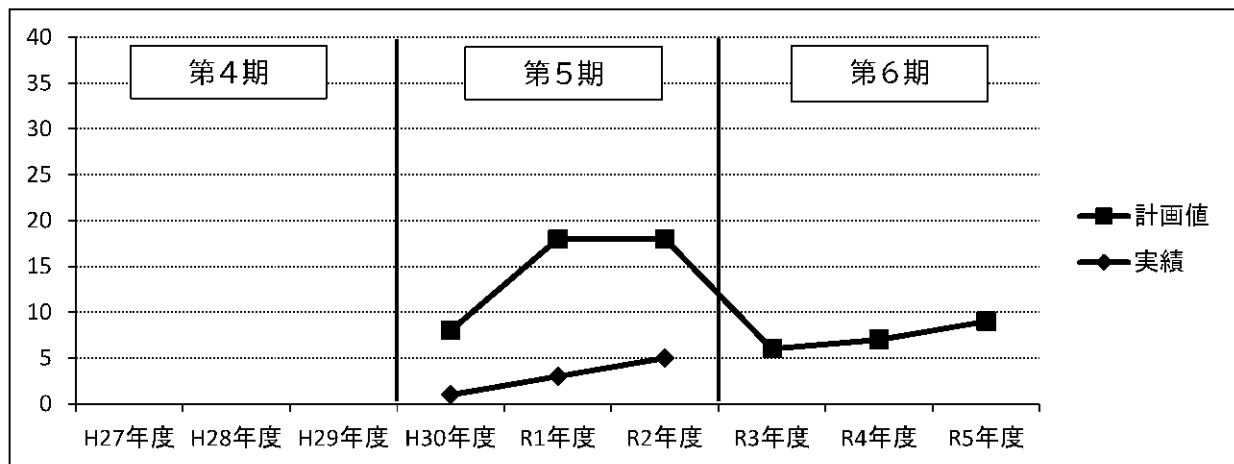
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、平成30年度(2018)新設サービスのため、計画値を下回っていますが、やや増加傾向にあります。

第6期においては、実績及び施設・病院等からの退所・退院等の地域移行者や一人暮らしを希望する障がい者の支援拡充を図り、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人/月

	-	-	-	8	18	18	6	7	9
	-	-	-	1	3	5			
	-	-	-	3	3	5	6	7	9



(4) 相談支援

① 計画相談支援

【事業内容】

障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービス等利用計画の作成や利用に関する相談、連絡調整を行います。

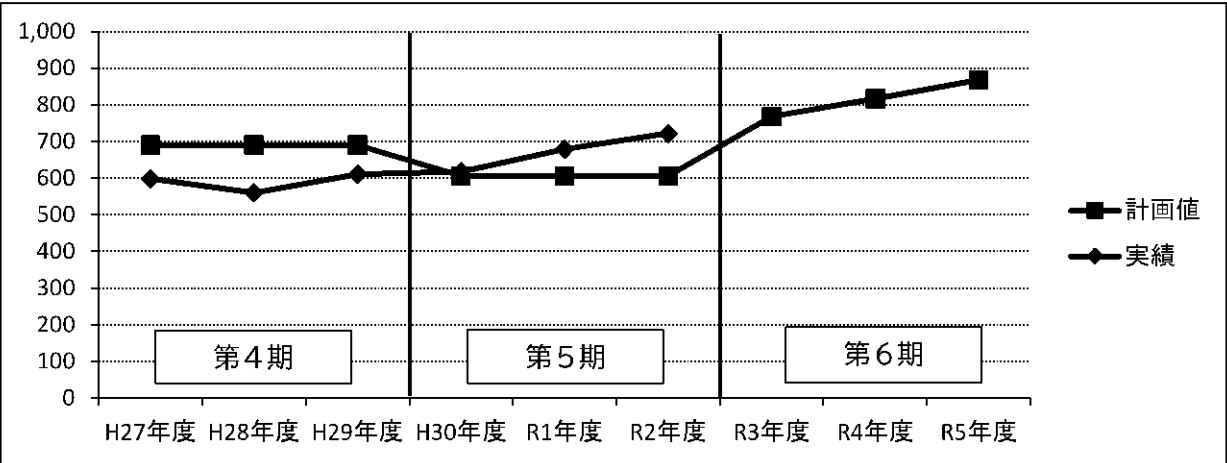
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、平成30年度（2018）の報酬改定によりサービスが拡充されたことから、計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績及び地域生活支援拠点の機能として、緊急時の緊急短期入所の利用調整を行うため、利用増を見込みます。

単位：人/月

	690	690	690	606	606	606	768	817	869
	598	560	611	617	679	722			
	120%	94%	109%	101%	110%				
	1,388	1,401	1,466	1,487	1,432	1,443	1,454	1,465	1,476



② 地域移行支援

【事業内容】

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者で、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保等必要な支援を行います。利用期間は、原則6か月間です。

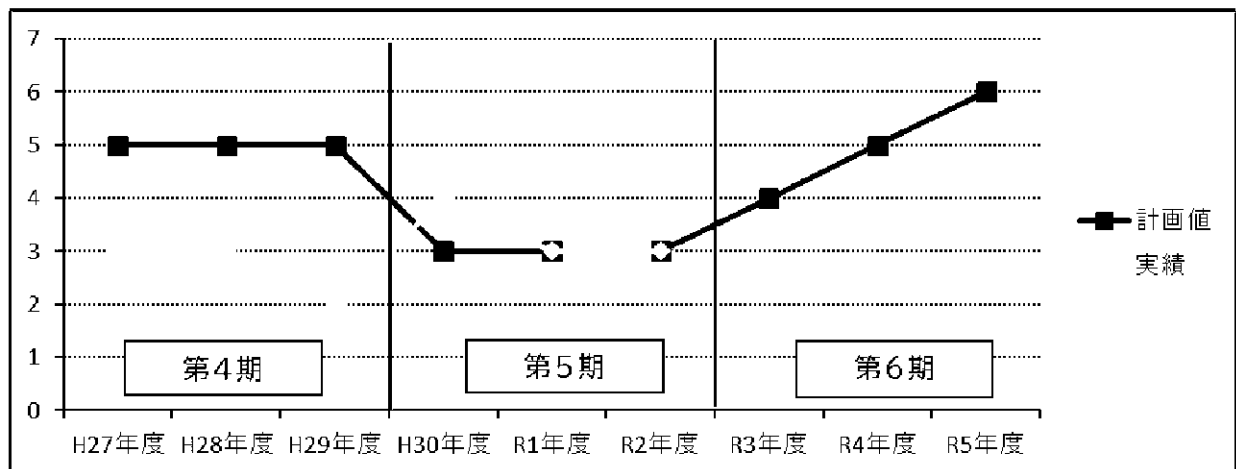
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

第6期においては、地域生活支援拠点の整備による「体験の機会・場」の拡充を図り、障がい者の地域移行に向けた支援を強化するため、ゆるやかな増を見込みます。

単位：人/月

	5	5	5	3	3	3	4	5	6
	3	3	2	4	3	3			
	9	10	11	8	10	10	10	11	12



③ 地域定着支援

【事業内容】

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

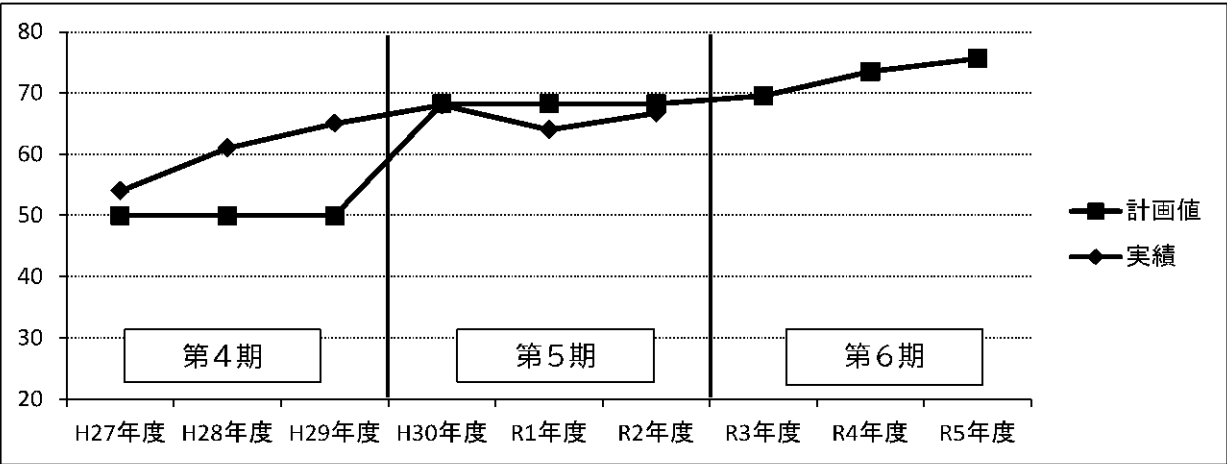
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

第6期においては、施設・病院等からの退所・退院等の地域移行者の支援の拡充、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人/月

	50	50	50	68	68	68	70	73	76
	54	61	65	68	64	67			
	104%	113%	107%	105%	94%				
	65	66	74	88	71	73	75	77	79



2. 地域生活支援事業の達成状況と目標

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

理解促進研修・啓発事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、地域住民に対して障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

なお、平成28年(2016)4月に、「障害者差別解消法」が施行され、公的機関及び民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がい者から申出があった場合の合理的配慮の提供義務が規定されました。

【達成状況及び目標】

本市においては、平成28年(2016)に「障害者差別解消法」に基づく「出雲市職員対応要領」を策定し、職員の責務を定めたほか、障がい者の差別解消に関する市民の理解促進と啓発を図るため、出前講座、講演会、街頭啓発等の活動を実施しています。また障がい者差別解消の啓発活動にあわせて「あいサポート運動」に関する啓発を行い、障がい種別ごとの様々な特性に対する理解の促進と、障がい特性に応じた援助や配慮の実践の必要性についての啓発を行いました。

さらに、平成29年(2017)に制定した「手話普及推進条例」に基づき、手話について市民の理解を深めるため、出前講座や児童生徒を対象とした手話講座などの取組を進めています。

第6期においても、障がいへの理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業内容】

自発的活動支援事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、障がい者やその家族が自発的に行う交流活動等に対して支援を行っています。

【達成状況及び目標】

第5期中の利用団体は1団体で、障がい者の家族会連絡組織が実施する講演会、交流会に対する支援を行いました。

第6期においても障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き支援を行うとともに、未利用の団体への周知を図るなど、本事業の周知啓発を図ります。

単位：人/年(年間利用者数)・団体/年(実績)

	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	1	1	1	1	1	1			
	27	24	25	46	30	31	50	50	50

(3) 相談支援事業

【事業内容】

相談支援事業は、障がい者が障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者の福祉に関する各般の課題に基づき、障がい者やその保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。このうち、市内9事業所においては、障がい者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者の権利擁護のために必要な支援を市が委託して行っています。この9事業所には、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対する住宅入居支援事業についても委託しています。

また、障がい者やその保護者または介護者からの相談支援の中核的役割を担う機関として、特に専門的な知識を要する困難ケース等への対応や地域の相談支援事業所への助言、相談等を行い、相談支援の機能強化を図ることが期待できる2事業所に対し、相談支援機能強化業務を委託しています。

【達成状況及び目標】

相談は、平成29年度（2017）は、52,200件、平成30年度（2018）は、52,287件、令和元年度（2019）は、49,586件でした。主な相談内容は「障がい福祉サービスの利用等に関するもの」が最も多く、次いで「健康医療に関するもの」「不安の解消・情緒安定に関するもの」となっています。

第6期においても、引き続き市内の9事業所に相談支援を委託し、相談者に対し必要な情報の提供及び助言を行っています。相談からスムーズに障がい福祉サービス等の利用に繋がるよう努めていきます。

単位：箇所/年

	-	-	-	9	9	9	9	9	9
	9	9	9	9	9	9			

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない場合、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産管理をしたりすることが難しい場合があります。また、悪質商法や詐欺などの被害にあう恐れもあります。このような場合において、障がい者が不利益を受けないように保護し、支援するのが成年後見制度です。

本市では、制度が始まった平成12年(2000)当初から制度の利用促進に積極的に関わり、「出雲成年後見センター」と市社会福祉協議会(いずも権利擁護センター)と連携し、成年後見制度の利用促進に努めています。また、平成29年(2017)3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度利用者がその人らしく、安心して地域生活を送ることができるよう、制度の運用や地域連携ネットワークづくりに一層努めます。

① 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

成年後見制度の利用が望ましい者で、親族がいない場合や親族からの成年後見申立て手続きが期待できない場合は、本人保護のため、市長による申立てを行います。この場合、本人の所得に応じて、申立て費用は市が負担します。また、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任した後に、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合は市が助成し、本人の財産や生活を守ることができるよう支援しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、報酬助成については計画値を上回っています。

第6期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

また、成年後見人等が適切な活動を行うことで、本人の生活を守ることができるよう、成年後見センター、市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、入所施設等とのネットワークづくりを進め、さらに連携を強化していきます。

単位:件/年

	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	2	3	1	4	3	4			

	4	4	4	4	4	4	8	8	8
	3	3	7	9	8	10			

② 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容、達成状況及び目標】

権利擁護支援の必要なケースが多様化する中、個人の後見人等では対応が困難な場合があることから、個人後見の他に社会福祉法人、社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等となり、判断能力が十分でない方を支援する「法人後見」があります。本市では、市社会福祉協議会が法人後見を実施しています。

法人後見には、被後見人が比較的若年である場合などに長期的（継続的）に後見業務が行えることや、複数の分野の担当者で対応することにより専門的支援を行うことができるというメリットがあります。組織として被後見人に寄り添うことができるよう、引き続き法人後見の取組を支援し、普及と啓発に努めます。

③ 市民後見推進事業

【事業内容、達成状況及び目標】

成年後見制度が始まった当初は、本人の親族が成年後見人等になることがほとんどでしたが、全国においては、平成24年（2012）に親族以外の第三者が後見人（第三者後見人）に選任される件数が全体の半数を超え、令和元年（2019）には第三者後見人が全体の約78%となっています。

本市においても、第三者後見人の必要性がさらに増えることが予想される中、「市民後見人」の養成を行い、平成30年（2018）に、2名の市民後見人が誕生しました。

第6期においても、関係機関の協力のもと市民後見人バンク登録者の活動を支援するとともに、市民後見人の次期養成についても検討します。

(5) 意思疎通支援事業

【事業内容】

ろう者、難聴者、中途失聴者など聴覚障がい者の社会参加促進を図ることを目的として、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣事業を行うとともに、意思疎通支援者の養成を目的として、手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）を隔年で実施しています。

（※手話普及推進条例やその他の事業については、75ページに記載）

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、手話通訳等登録者数は計画値を上回り、派遣事業実利用者数及び手話奉仕員新規登録者数は、計画値を下回っています。

第6期においては、手話通訳等登録者数について、新規登録者が見込まれることから、増加を見込みます。派遣事業実利用者数については、近年利用者が固定化している傾向にあるため、横ばいになると見込みます。

また、手話普及推進条例に基づき、県とともに手話通訳者や要約筆記者等の人材確保に努めていきます。

単位：人/年

	140	140	140	150	150	150	177	178	195
	137	136	149	148	164	164			
	98%	99%	110%	99%	111%				

	45	45	45	50	50	50	45	45	45
	41	42	42	44	41	41			
	98%	102%	100%	105%	93%				

	15	-	15	-	20	-	16	-	17
	9	-	12	-	16	-			
	60%	-	133%	-	133%				

(6) 日常生活用具給付事業

【事業内容】

日常生活を営むことに支障がある障がい者に対し、日常生活用具及び住宅改修費を給付します。

【達成状況及び目標】

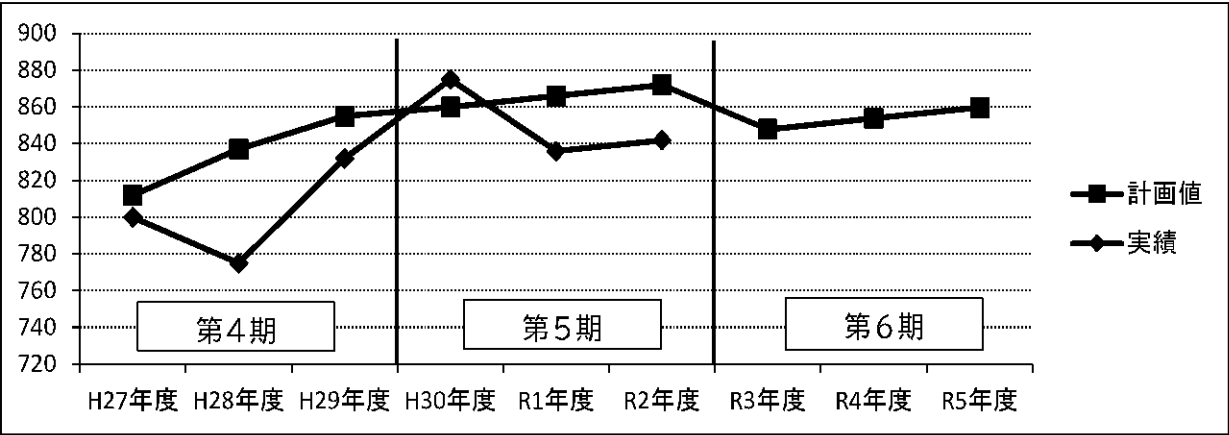
第5期中の実績はおおむね計画値どおりとなっています。給付件数の約8割が排泄管理支援用具（ストーマ装具等）で、身体障がい者手帳（ぼうこう・直腸）の新規所持者への給付があり、微増傾向です。

また、給付種目については、要望を把握し、平成30年度（2018）は人工内耳用バッテリーユニット、令和元年度（2019）はタブレットを追加しました。

第6期においては、近年の実績により、ゆるやかな利用増を見込みます。給付にあたっては、用具の要望等を的確に把握し、給付品目等の見直しを随時検討していきます。

単位：件/年

	812	837	855	860	866	872	848	854	860
	800	775	832	875	836	842			
	99%	97%	107%	105%	96%				



(7) 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がい者に対して、通勤・通学、障がい福祉サービスの利用に係る送迎や余暇活動等社会参加に係る外出の支援を行っています。本市では、地域生活支援事業開始の平成18年(2006)10月から通勤・通学での利用を積極的に推進してきました。

さらに、平成29年(2017)7月からは幼児の円滑な通学支援のため特別支援学校幼稚部の通学も対象としました。また、障がい者一人に対する個別移動支援のほか、複数の障がい者に対する集団移動支援も実施しています。

【達成状況及び目標】

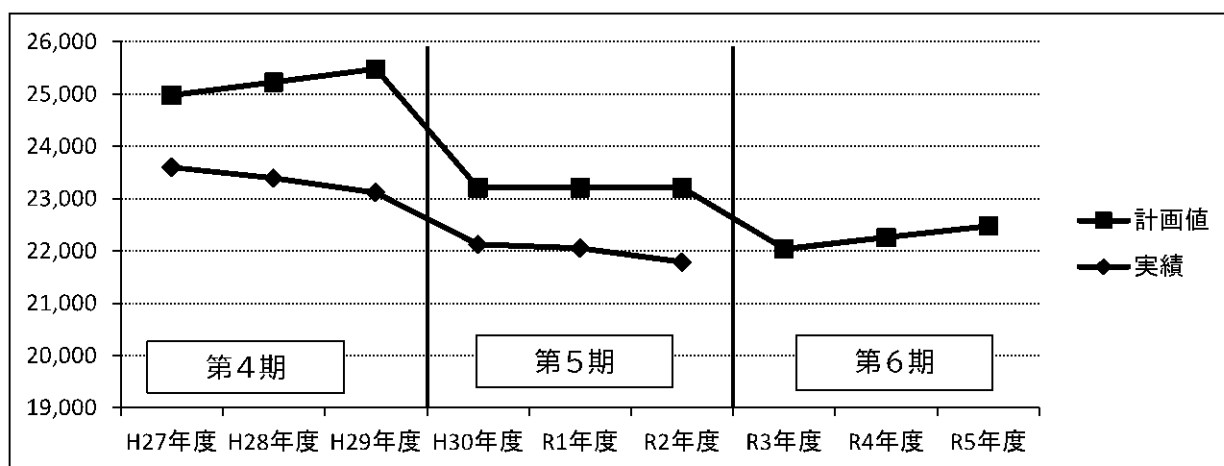
第5期中の実績は、利用件数が減少したことにより計画値を下回りました。

利用者の内訳をみると全体の30%弱が児童となっており、近年この傾向が続いています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケート結果からサービス提供事業所の新規参入はありませんでしたが、引き続き利用意向はあることから、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:時間/年

	24,982	25,231	25,483	23,214	23,214	23,214	22,040	22,260	22,480
	23,603	23,393	23,117	22,124	22,054	21,792			
	100%	99%	99%	96%	100%				
	422	423	425	401	402	397	400	404	408



(8) 地域活動支援センター

【事業内容】

障がい者の通所を通して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として事業を実施しています。

① 障がい者生活介護型

利用対象者は、施設入所者のうち障がい支援区分3(50歳以上は障がい支援区分2)、施設入所者以外では障がい支援区分2(50歳以上は障がい支援区分1)以下と認定された身体障がい者、知的障がい者、難病患者等で、機能訓練や社会適応訓練等が必要と認められる者に対し実施する事業です。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、毎年度4名の利用があり、ほぼ計画値どおりとなりました。

第6期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

単位：人/年

	8	8	8	5	5	5	4	4	4
	8	4	4	4	4	4			

② 精神障がい者通所型

利用対象者は、機能訓練、社会適応訓練等が必要と認められる精神障がい者です。通所者に対し、日常生活訓練や家事訓練等の訓練、会話、生活マナー等の社会適応訓練、創作的活動及び生産活動、食事の提供を行います。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、年度によってばらつきがありました。

第6期においては、活動場所に変更はないことから、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

	-	-	-	210	210	210	237	237	237
	212	210	186	174	231	237			

③ 障がい者共同作業所移行型

利用対象者は、社会的自立のための活動の場の提供が必要と認められる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等です。利用対象者に対し創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会的自立を図ることを目的としており、目的に合致する市内の事業所に補助金を交付しています。

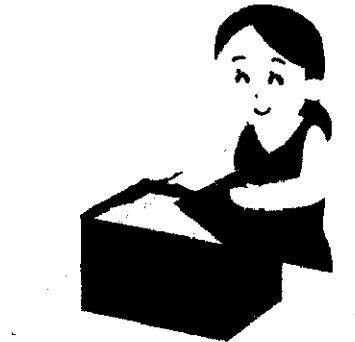
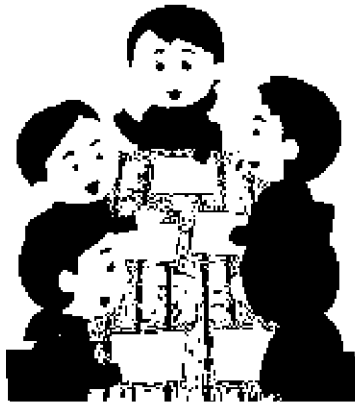
【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、計画値を下回っています。

第6期においては、直近の利用傾向が続くと考えられるため、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

共同作業所移行型									
計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
-	-	-	18	18	18	12	12	12	
18	18	14	14	12	12				



(9) 訪問入浴事業

【事業内容】

身体障がい者及び難病患者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、居宅において入浴サービスを実施しています。

【達成状況及び目標】

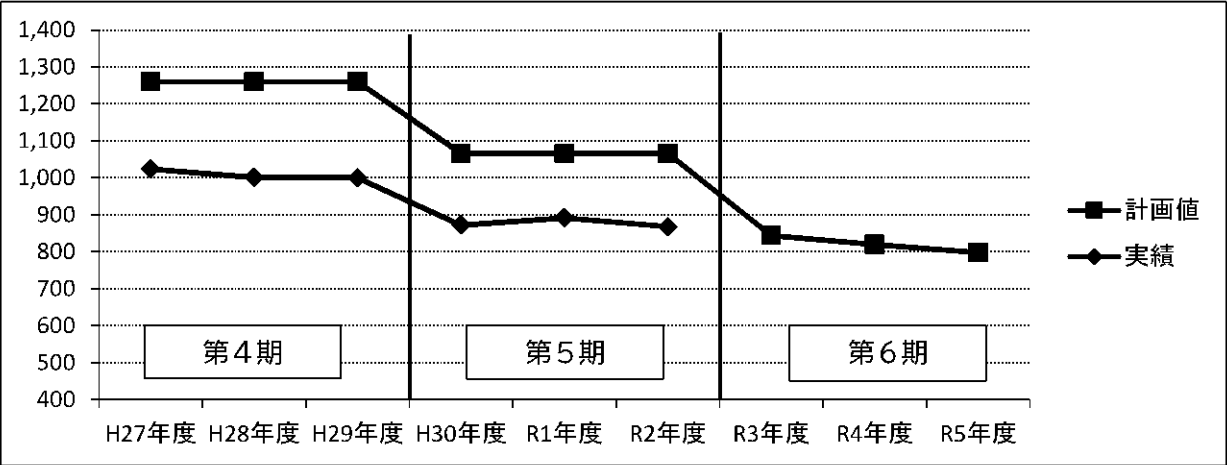
第5期計画中的実績は、利用者数は横ばいでしたが、体調等により利用回数は少なかったため、計画値を下回っています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果から今後利用希望があるものの、事業拡縮する事業所がないため、横ばいを見込みます。

事業の実施にあたっては、専門職である看護師等の専門職の確保といったサービス提供事業所の体制整備が課題です。

単位：回/年

	1,260	1,260	1,260	1,066	1,066	1,066	867	867	867
	1,024	1,001	1,000	872	892	867			
	100%	98%	100%	87%	102%				
	16	16	15	14	15	15	15	15	15



(10) 日中一時支援事業

【事業内容】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を確保し、家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業です。

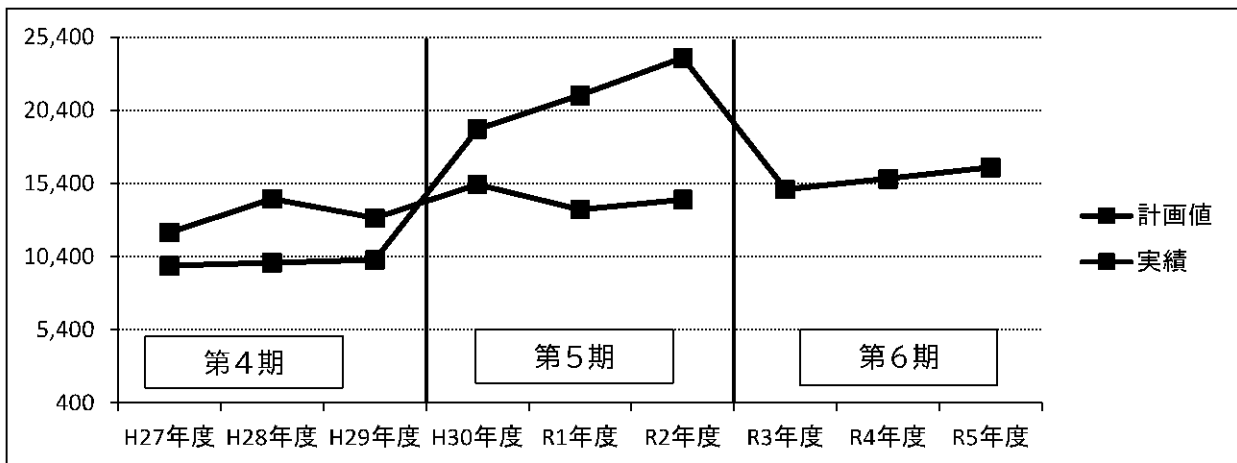
【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、計画では増加すると見込んでいたものの、計画値を下回りました。利用者の内訳をみると、主な利用者の70%強が18歳未満の児童であり、近年この傾向が続いています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケート調査から今後の利用意向が多いため、近年の実績からゆるやかな利用増を見込みます。

単位：時間/年

	9,792	9,987	10,186	19,130	21,426	23,997	14,997	15,735	16,510
	12,056	14,353	13,033	15,348	13,623	14,294			
	112%	119%	91%	118%	89%				
	225	241	247	253	266	277	289	301	314



(11) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業

【事業内容】

令和元年度(2019)から新設したサービスで、重度障がい者が修学するために、必要な支援体制を、大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等のサービスを提供します。

【達成状況及び目標】

利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。

(12) 職親委託事業**【事業内容】**

知的障がい者の一般就労を後押しするため、事業経営者等のもとで一定期間住み込みにより働き、生活指導及び技術習得訓練等を行います。

【達成状況及び目標】

就労に関する様々なサービスが整備されてきたこともあり、第5期においては1事業者のもとで利用がありました。第6期においても一般就労に向け引き続き支援に取り組めます。

(13) 身体障がい者自動車改造費助成事業**【事業内容】**

身体障がい者が自動車の運転または乗降のために自動車を改造する費用を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、平均で年間9件の利用がありました。

第6期においては、就労などの社会参加を促進していくため、令和2年度(2020)を上回る実績となるよう事業の積極的な周知に努めます。

単位:件/年

	-	-	-	-	-	-	11	12	13
	13	13	8	11	9	9			
	110%	105%	39%	254%	67%				

(14) 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業**【事業内容】**

身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期においては、年度により利用のない年もありますが、数件の助成を行っています。

第6期においては、就労などの社会参加を促進していくため、令和2年度(2020)を上回る実績となるよう、事業の積極的な周知に努めます。

単位:件/年

	-	-	-	-	-	-	4	4	5
	2	0	0	0	4	3			
	67%	0%	0%	0%	400%				

3. 出雲市独自のサービスの達成状況と目標

(1) 手話普及推進条例

本市は、平成29年(2017)9月に県内で初めての条例である「出雲市手話の普及の推進に関する条例」(手話普及推進条例)を施行しました。この条例は、手話は言語であることや手話による意思疎通が円滑に図られる必要があることなど、手話への市民の理解を深め、手話の普及を推進することを目的としています。

本市では、手話普及推進条例に基づき手話に関する施策を実施し、手話による支援の輪の拡大を図るとともに、ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合い共生する地域社会実現をめざします。

＜手話普及推進条例に基づき実施する施策＞

- (1) 手話に触れる機会の拡大
- (2) 手話を学ぶ機会の確保
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大
- (4) 手話による意思疎通支援の充実
- (5) 手話通訳者等の育成及び確保
- (6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援

【実施事業】

取組内容			対象者・場所
①	「出前講座」の実施		学校、地域、事業所等
①	「手話ミニ講座」の実施		市民
			市民(レベルアップコース)
			親子(小学6年以下)
②	医療従事者のための手話入門講座		医療関係者
①	市政のひろば(ICV制作)等に手話映像追加		市民
②	広報いずも 手話枠掲載		市民
③	広報掲載の手話をYouTube動画配信		市民
④	各種イベント等での手話通訳者配置		市民
⑤	手話テキスト作成		市民
①	設置手話通訳者の充実		聴覚障がい者等
②	緊急携帯電話		聴覚障がい者等
③	遠隔手話通訳サービス		聴覚障がい者等
①	手話通訳者養成講習会を目指す学習会 (手話奉仕員から手話通訳者を目指す人のためのレベルアップ講座)		手話奉仕員
②	要約筆記啓発講座		市民
③	手話奉仕員養成講座(2年間)(厚生労働省養成カリキュラムによる)		市民
④	手話奉仕員フォローアップ研修		手話奉仕員
⑤	要約筆記奉仕員フォローアップ研修		要約筆記奉仕員
①	FAX119		聴覚障がい者等
②	NET119緊急通報システム		聴覚障がい者等

(2) 障がい者福祉タクシー

【事業内容】

在宅の障がい者の方の社会参加促進を図るため、市民税が非課税の対象者へタクシー券を交付しています。1枚の利用券につき500円の助成とし、1年ごとに以下の枚数を交付しています。

一般用	36枚 ※視覚障がいの方は72枚	・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳 A、B ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級
車いす用	72枚	・身体障がい者手帳(肢体不自由)1、2級 ・要介護度3の方 ・手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」を提出された方
ストレッチャー用	144枚	・身体障がい者手帳(肢体不自由)1、2級 ・要介護度4、5の方 ・手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」を提出された方

【達成状況及び目標】

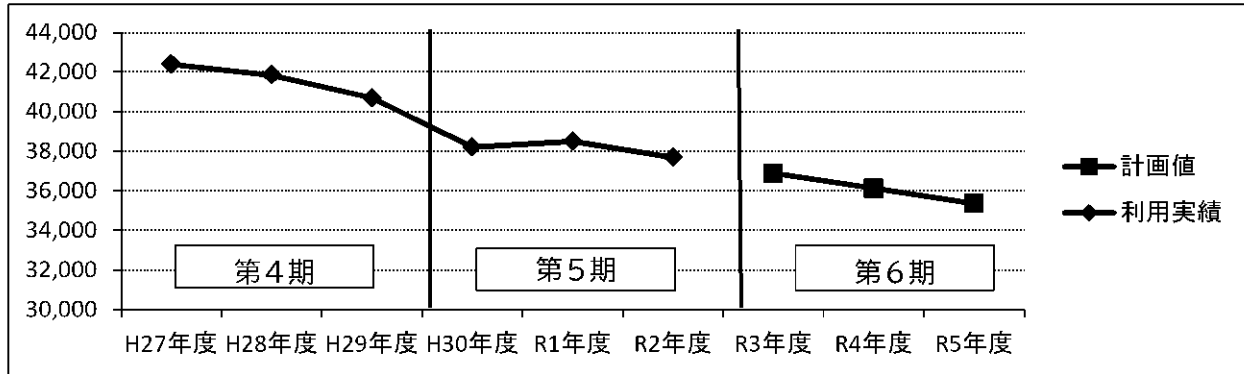
第5期中の実績は、一般用は減少傾向、車いす用はやや減少傾向、ストレッチャー用は年度によってばらつきがあるもののやや増加傾向にあります。

なお、令和元年度(2019)に本市で実施した障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果から、利便性の向上を目的に、令和2年度(2020)から車いす用のタクシー券で一般のタクシーも利用できるよう制度を変更しました。

第6期においては、近年の実績から、一般用は利用減、車いす用はゆるやかな利用減、ストレッチャー用はゆるやかな利用増を見込みます。

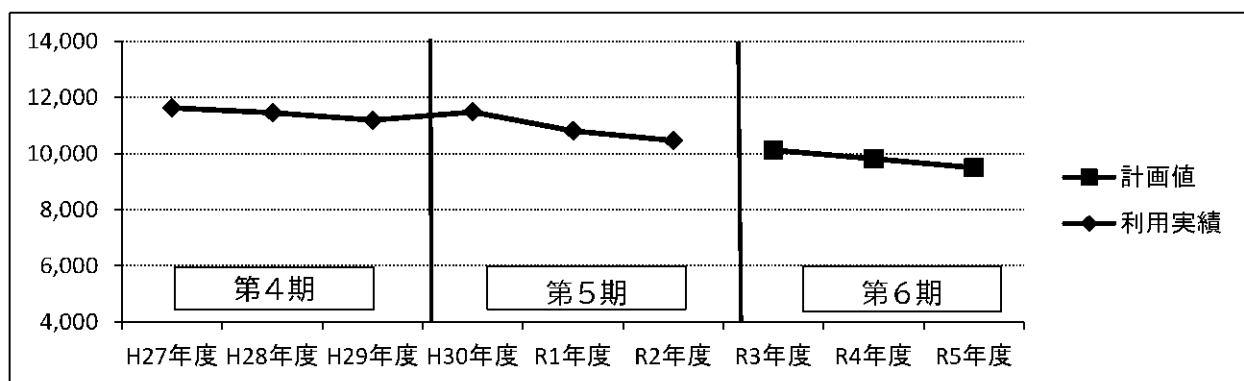
単位:枚/年

	-	-	-	-	-	-	36,889	36,111	35,350
	42,388	41,831	40,688	38,195	38,494	37,683			
	99%	99%	97%	94%	101%				
	1,625	1,605	1,586	1,583	1,592	1,584	1,576	1,568	1,560



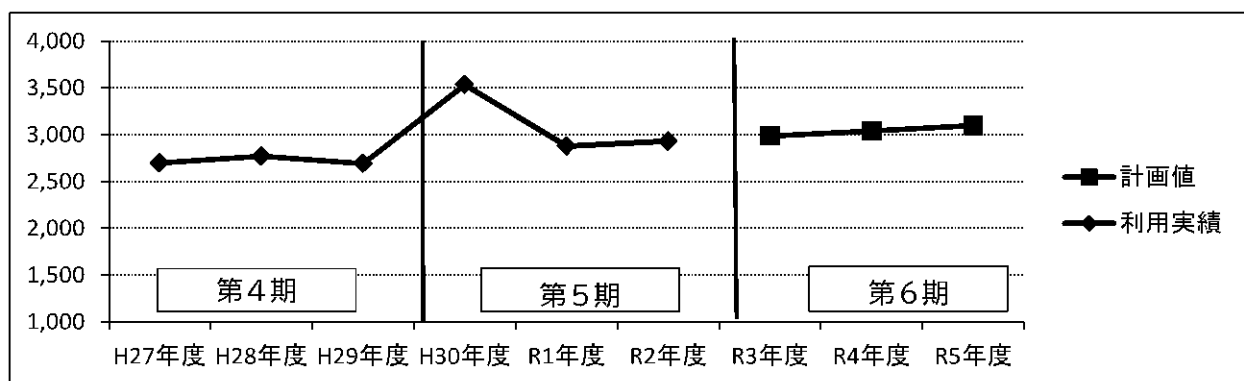
単位:枚/年

	-	-	-	-	-	-	10,128	9,807	9,495
	11,628	11,453	11,188	11,477	10,803	10,460			
	92%	99%	98%	103%	94%				
	291	275	264	269	254	246	238	230	222



単位:枚/年

	-	-	-	-	-	-	2,986	3,042	3,098
	2,697	2,770	2,691	3,535	2,878	2,932			
	103%	103%	97%	131%	81%				
	41	38	43	40	38	37	36	35	34



(3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業

【事業内容】

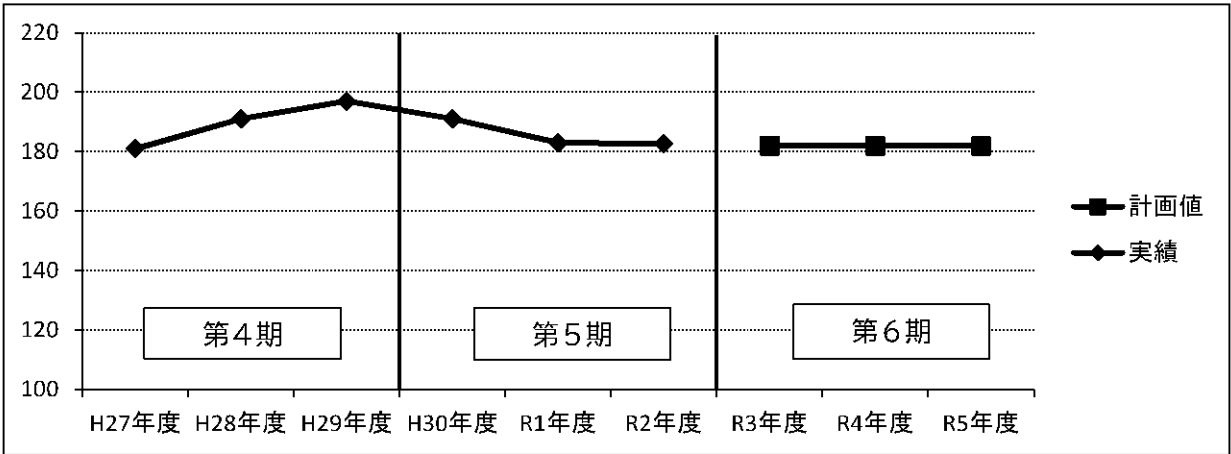
自宅から片道5km以上の医療機関に通院して人工透析を受けている方に対し、通院に要する交通費の一部を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、年度によってばらつきがありますが、おおむね横ばいで推移しています。
第6期においても、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

	-	-	-	-	-	-	183	183	183
	181	191	197	191	183	183			
	100%	91%	110%	110%	90%				



(4) 自立支援医療費助成事業

【事業内容】

自立支援医療給付を受けている方が自己負担する医療費の一部を助成しています。更生医療と育成医療については市の定める自己負担額を超えた部分、精神通院医療については自己負担額の半額を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、主に精神通院医療受給者の助成対象者が増えたことにより、増加傾向にあります。

第6期においても、更生医療受給者、育成医療受給者とともに増加傾向は続くと見込まれるため、実績の増加を見込みます。

単位：人/年

	-	-	-	-	-	-	5,175	5,409	5,654
	3,974	4,274	4,294	4,615	4,736	4,950			
	100%	108%	100%	107%	103%				

(5) 障がい者福祉施設整備費補助

【事業内容】

障がい者福祉施設整備の促進を図り、障がい者の自立支援に寄与するため、社会福祉法人等が障がい者及び障がい児福祉施設の施設整備または設備整備を行う場合に、その経費の一部を補助しています。

補助対象事業は、国または県の補助対象となった施設（設備）整備事業であり、国及び県からの補助金を除く自己負担額の一部を助成します。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績のうち、平成30年度（2018）は補助対象事業がないため0件でしたが、令和元年度（2019）は4件（令和2年度（2020）への繰越分1件を含む）でした。令和2年度（2020）は2件の見込です。

第6期については、事業者の意向確認が困難なことから目標値を定めませんが、県と連携して事業を行います。

第4部 第2期出雲市障がい児福祉計画

第1章 基本的事項

1. 前計画の進捗と評価

平成28年(2016)に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、本市では「第5期出雲市障がい福祉計画」と一体となった「第1期出雲市障がい児福祉計画」(計画期間:平成30年度(2018)～令和2年度(2020))を策定しました。

前計画期間においては、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、子育て、保育、教育、医療など関係機関との連携を図り、サービス調整会議や専門部会等において、障がい児やその家族が充実した生活を営むことができるよう、ニーズ把握や課題解決に取り組みました。

なお、目標値を設定した事業等については、毎年、施策推進協議会に実施状況等を報告し、事業の進捗状況について審議しました。

2. 基本方針

障がい児が、障がいの種別やニーズに応じた適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の整備や確保が必要です。また、障がい児やその家族が、安心した生活が送れるよう支援することも重要です。そのために、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための体制整備に取り組むとともに、サービスの達成目標を策定します。

3. サービス見込量等設定の考え方

各種サービスの見込量等の設定にあたっては、国の示す「障がい福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」に準じて、本市における障がい福祉の動向を総合的に勘案した見込量の設定を行いました。

また、障がい児福祉サービス等の計画目標は、具体的には過去5年の実績を基に変化率の平均を用いて算出していますが、サービスごとに検証し、国や県・市の施策の動向、障がい者やサービス事業者等へのアンケートによる利用意向並びに事業所の受入体制を参考に見込量を算出しました。

第2章 具体的な施策と成果目標

1. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人や家族の意向を尊重しながら、障がい児の健やかな育成を支援していくために、ライフステージに沿って、地域の保育や教育、保健医療、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

また、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進も求められています。

さらに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築していくことも欠かせません。

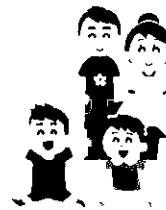
(1) 児童発達支援センターの機能強化

- 「児童発達支援センター」は、市内に3か所あり、地域の中核的な療育支援施設として、障がい児への専門的な地域支援を幅広く行っています。
- 児童発達支援事業所等と「児童発達支援センター」との緊密な連携を図り、障がいの重度化や重複化、多様化に対応する専門的機能を強化し、重層的な障がい児支援の体制の整備を進めます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置

児童発達支援センターの設置	3か所	令和5年度末時点の設置箇所数
---------------	-----	----------------



(2) 保育所等訪問支援の地域支援体制の整備

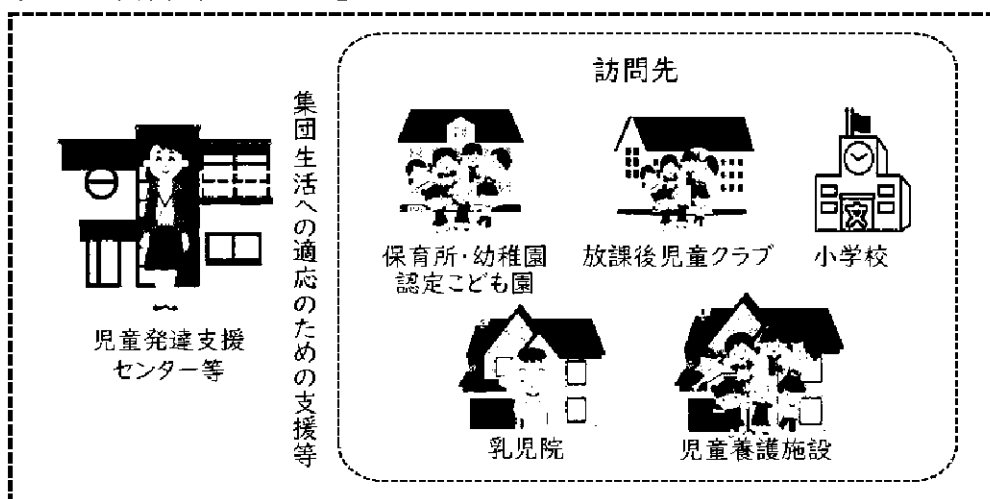
- 保育所等訪問支援事業を実施する事業所は、市内に6事業所あります。ニーズに応じた体制を確保し、集団生活においての支援を行っていきます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6か所	令和5年度末時点の設置箇所数
---------------------	-----	----------------

【保育所等訪問支援事業の仕組み】



(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所は市内2か所、放課後等デイサービス事業所も2か所整備されています。引き続きニーズに応じた受け入れ体制の整備に努めます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：各市町村に少なくとも1か所以上確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
	2か所	令和5年度末時点の設置箇所数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携

- 医療技術の進歩等を背景として、日常生活を送るうえで経管栄養や在宅酸素等医療機器を用いたケアを必要とする医療的ケア児は年々増加しています。出雲保健所を中心に「出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会」（以下「生活支援検討会」という。）や研修会が行われ、保健、医療、福祉、教育が連携し、障がいや発達に応じた支援体制の整備、関係者の資質向上が図られています。この生活支援検討会を協議の場として、本市関係課と関係機関等が連携して医療的ケア児支援のための協議を行います。
- 医療的ケア児の支援がライフサイクルに沿って切れ目なくスムーズに行えるように、出雲保健所を中心に関係機関等と協働し、入院中から「在宅療養支援ファイル」を作成します。
- 早期からの医療や教育との連携について、関係者で構成するサービス調整会議や専門部会において具体的に検討していきます。例えば、小児慢性特定疾病のある児童の支援にあたっては、疾患が長期に及ぶため、児童の成長過程や状況に応じた支援が必要です。障がい者手帳の有無にかかわらず、早期に利用できる小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業や高額となる医療費の支援制度の活用など、関係機関と連携した適切な支援が求められます。相談支援専門員が医療的ケア児の支援の方法、関係機関との連携について研修し、質の向上に取り組みます。
- 相談支援事業所に対し「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講を促し、医療的ケア児等へ適切な計画相談支援等が実施されるよう取り組みます。

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

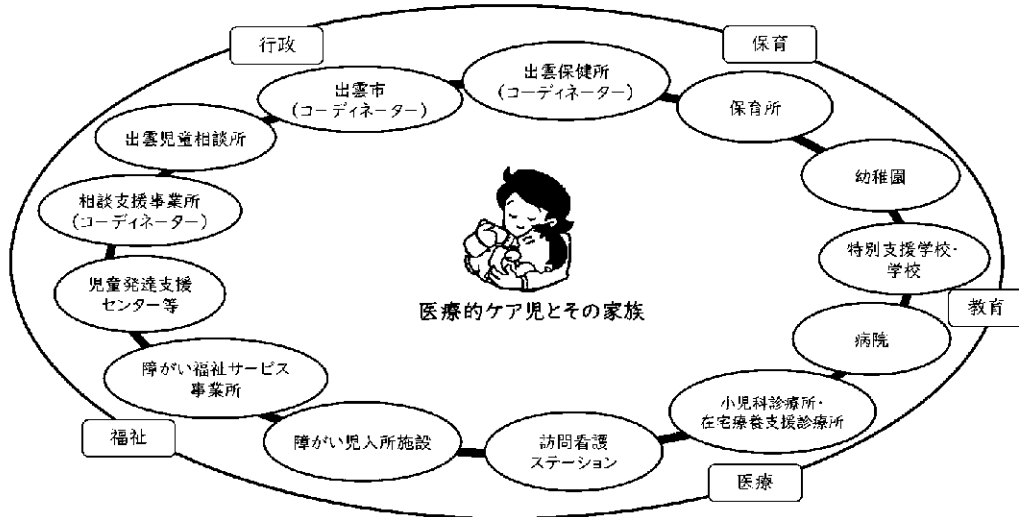
※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和5年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場あり	生活支援検討会において協議
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	複数配置	令和5年度末までにコーディネーターを複数配置

活動指標：医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	8人	10人	12人
-------------------------------------	----	-----	-----

【医療的ケア児支援の提供体制イメージ】



(5) 保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ライフステージに沿った切れ目のない障がい児及びその家族支援を行うため、保育や教育、保健医療、就労支援などの関係機関及び「島根県重症心身障がい児（者）を守る会^{※27}」等の当事者団体との連携を強化します。

(6) 障がい児相談支援の提供体制の確保、整備

- 障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から支援をしていく早期支援が求められています。障がい児とその家族も含めた支援を実施する必要があることから、関係機関と連携を図り、支援体制を構築します。
- 利用者のニーズに応じた適正なサービス等利用計画を作成することができるよう、相談支援事業所を対象とした研修会や、相談支援事業所への指導及び監査を実施し、体制の一層の充実と質の向上に努めます。

※27 島根県重症心身障がい児（者）を守る会

「全国重症心身障がい児（者）を守る会」の島根県支部。「全国重症心身障がい児（者）を守る会」は、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に基づき、施設対策と在宅対策の運動を進め、親の意識啓発と連携を密にするため全国に支部を置き、幼児から成人に至るまでの一貫した地域活動や施設活動を行っている団体。

第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画

1. 障がい児通所支援の達成状況と目標

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

【事業内容】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

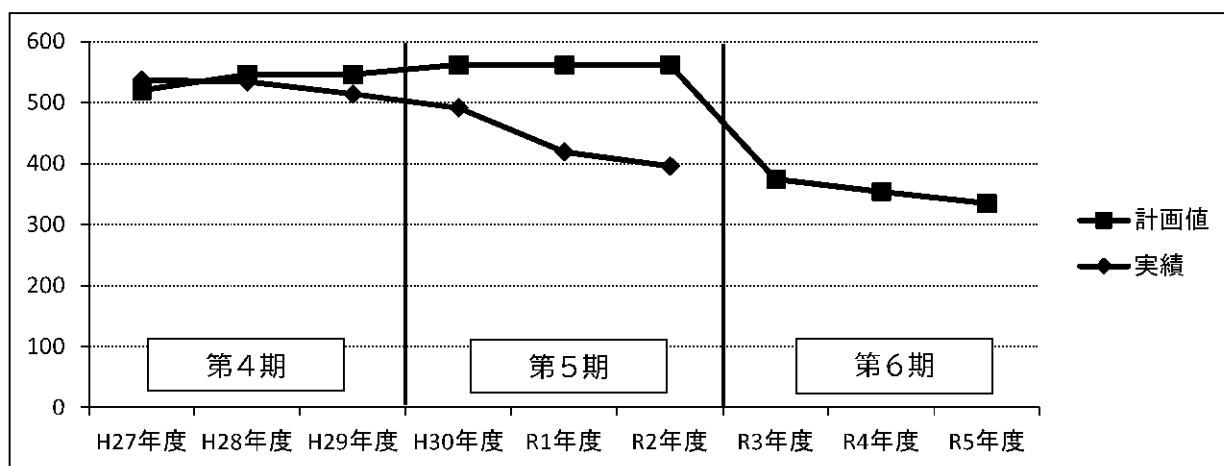
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規利用者が少なかったため、計画値を下回っており、減少傾向にあります。

第6期においては、サービスが必要な障がい児への支援の浸透・拡充に努めますが、保育所等の利用による本事業の減少傾向があるため、ゆるやかな利用減を見込みます。

単位：人日/月

	520	546	546	562	562	562	374	354	335
	537	534	514	491	419	396			
	97%	99%	96%	96%	85%				
	111	117	126	124	120	122	124	126	128



② 放課後等デイサービス

【事業内容】

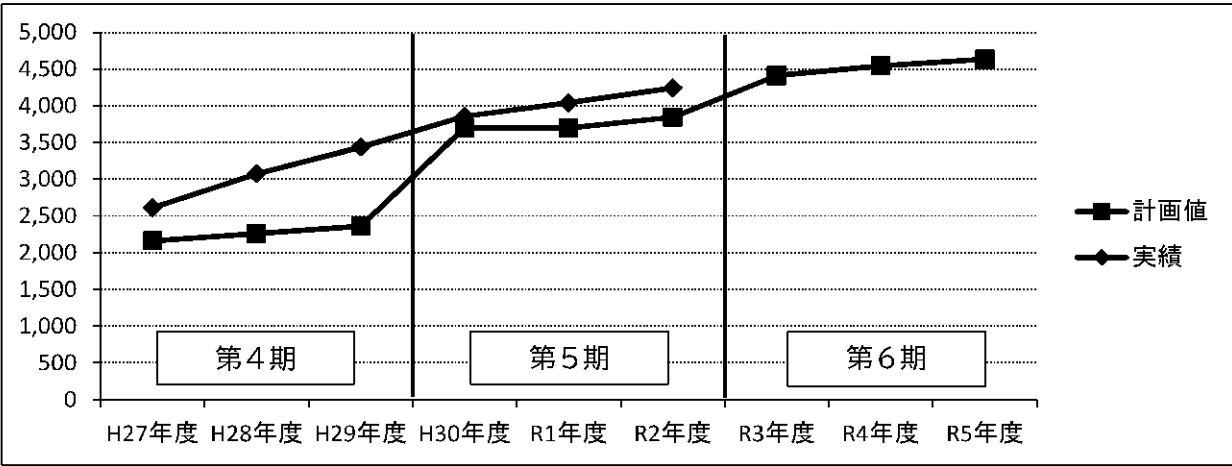
「学校教育法」第1条に規定された学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、通所することにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業拡張もあったことから、計画値を上回っており、増加傾向にあります。
第6期においては、事業拡張の予定はないものの、近年の実績を踏まえ、必要な支援が受けられるように利用増を見込みます。

単位：人日/月

	2,160	2,260	2,360	3,698	3,698	3,846	4,412	4,544	4,635
	2,611	3,074	3,438	3,855	4,040	4,242			
	121%	118%	112%	112%	105%				
	256	275	302	340	374	393	409	421	429



③ 保育所等訪問支援

【事業内容】

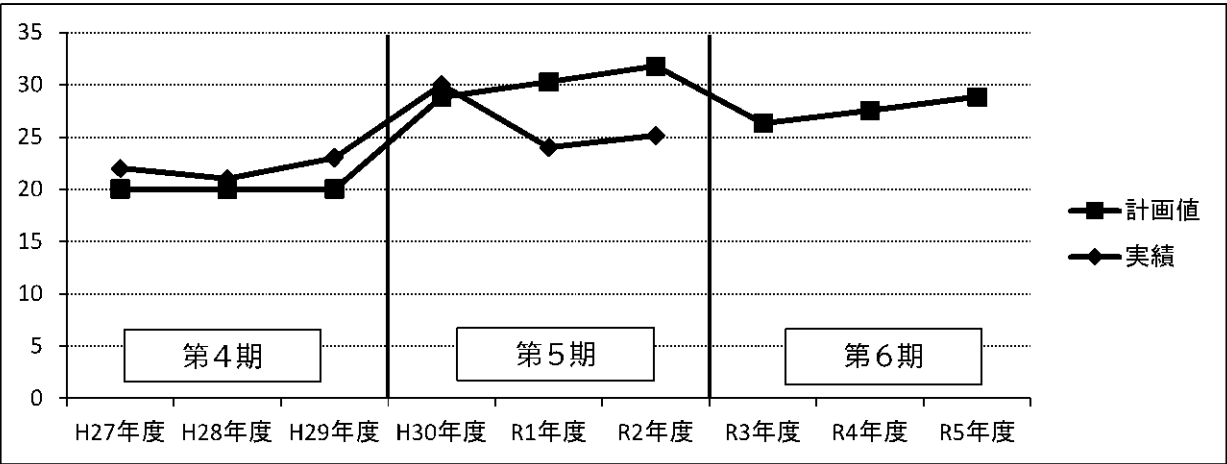
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児のほか、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員（児童指導員や理学療法士等）が保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、利用者の減少により、令和元年度（2019）からは計画値を下回っています。第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人日/月

	20	20	20	29	30	32	26	28	29
	22	21	23	30	24	25			
	116%	95%	109%	130%	80%				
	22	21	23	30	24	25	26	27	28



④ 居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

平成30年度（2018）に新設されたサービスで、重症心身障がい児等の重度の障がい児等で児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員（児童指導員や理学療法士等）が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

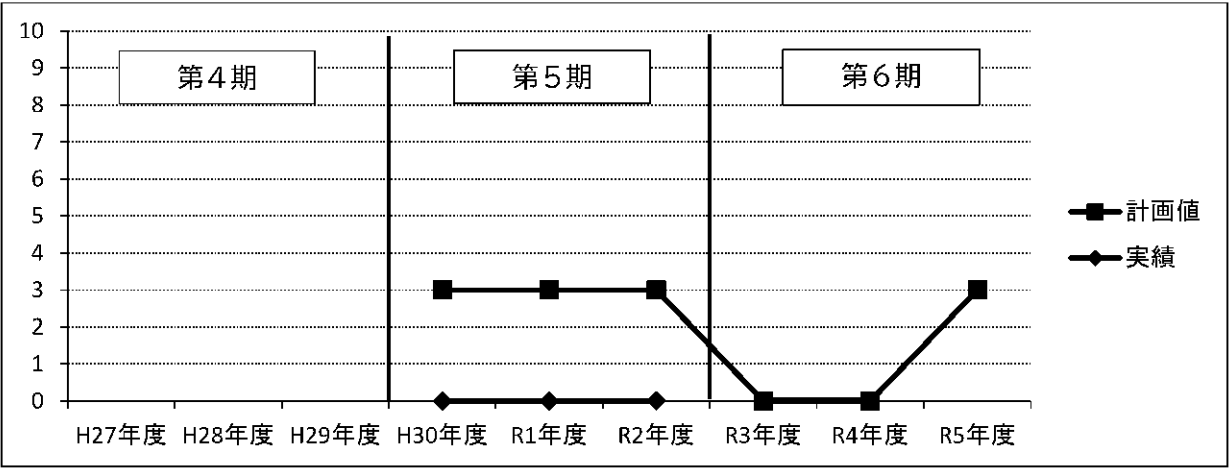
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規サービスで、市内にサービス提供事業所がないことから、利用はありませんでした。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートにより一定のニーズが認められることから、令和5年度（2023）にサービスが提供できるように体制整備に努めます。

単位：人日/月

	-	-	-	3	3	3	0	0	3
	-	-	-	0	0	0			
	-	-	-	0	0	0	0	0	3



(2) 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援

【事業内容】

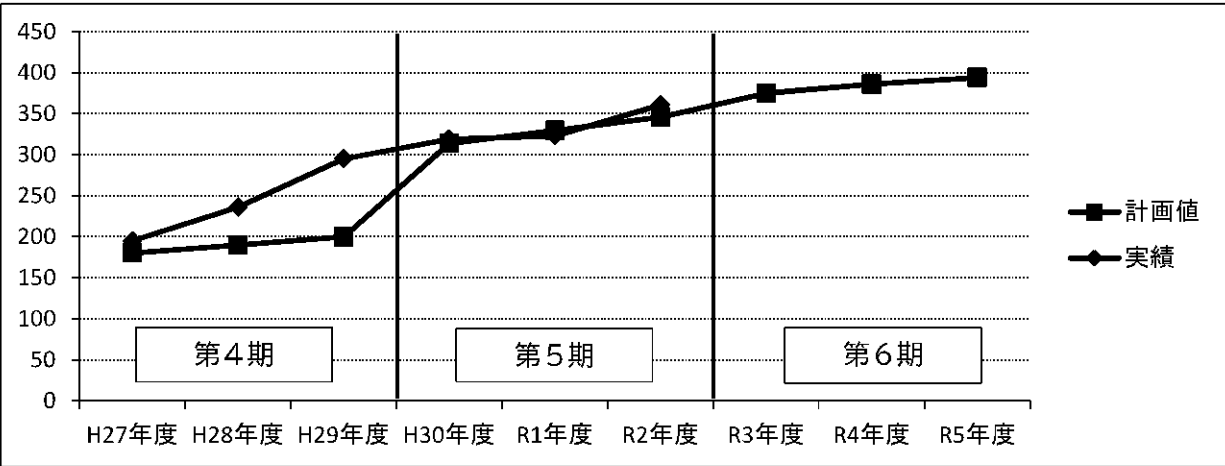
障がい児通所支援サービスが適切に利用できるよう、障がい児の保護者等に対し、サービス利用についての意向や心身の状況に基づいた障がい児支援利用計画の作成や変更、見直し等の援助を行います。

【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっており、増加傾向にあります。
第6期においては、近年の実績から、利用増を見込みます。
また、相談支援専門員が不足している状態であるため、相談支援機能強化事業所と連携し研修を実施するなど、障がい児支援の提供体制確保に努めます。

単位：人/月

	180	190	200	314	330	346	375	386	394
	195	236	295	319	323	361			
	105%	121%	125%	108%	101%				
	359	396	422	462	467	499	519	535	546



資料編

1. 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿

任期:令和2年(2020)4月1日~令和5年(2023)3月31日(3年間)

五十音順、敬称略

1	浅津 昇	障がい者支援施設出雲サンホーム施設長	
2	芦矢 京子	島根県重症心身障がい児(者)を守る会副会長・事務局長	
3	石飛 丈和	出雲市身障者福祉協会理事	
4	石橋 美恵子	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長	
5	和泉 積	出雲市身障者福祉協会理事	
6	井上 明夫	社会福祉法人ふあっと理事長、ふあっと施設長	
7	大野 美和	出雲公共職業安定所統括職業指導官	
8	尾添 純子	出雲市子ども未来部子ども政策課子ども家庭相談室長	
9	兒玉 浩二	出雲市教育委員会児童生徒支援課長	
10	佐貫 文紀	障がい者支援施設ふたば 施設長	
11	塩飽 邦憲	島根大学名誉教授	会長
12	新宮 直行	出雲市社会福祉協議会事務局長	
13	新藤 優子	高次脳機能障がいデイケアきらりアドバイザー	副会長
14	須谷 生男	出雲医師会理事	
15	高見 聡子	出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ所長	
16	永岡 秀之	島根県立こころの医療センター医療局次長	
17	柳樂 紀美子	出雲市民生委員児童委員協議会副会長	
18	西 嘉直	島根県出雲保健所総務保健部長	
19	原 広治	島根大学大学院教授	
20	福島 美菜子	島根県立出雲養護学校校長	
21	藤川 祐介	いちごの会会長	
22	本常 徹	出雲成年後見センター運営委員	
23	山岡 尚	出雲商工会議所専務理事	
24	山本 順久	ハートピア出雲施設長	
25	吉田 通隆	こころの森会員	

2. 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例

(平成 26 年出雲市条例第 36 号)

改正 令和 2 年 6 月 30 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、出雲市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申する。

- (1) 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画に関し同条第 9 項及び第 10 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項に関すること。
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する障害児福祉計画に関し同条第 9 項及び第 10 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等の団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) サービス事業者の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会は、諮問された事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
(資料提出の要求等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(令和2年6月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。(平成26年出雲市条例第36号)

3. 計画の審議経過

本計画の策定にあたり、施策推進協議会において内容を審議しました。

各会における審議内容については以下のとおりです。

第1回	令和2年(2020) 6月24日	計画の位置づけ、計画検討スケジュール、計画構成(案)
第2回	令和2年(2020) 9月24日	計画素案
第3回	令和2年(2020) 11月11日	計画素案
第4回	令和3年(2021) 2月 3日	計画最終案(パブリックコメントを反映)

4. 出雲市福祉のまちづくり条例

(平成17年出雲市条例第116号)

改正 平成19年9月28日条例第47号

平成23年9月30日条例第71号

平成30年3月26日条例第8号

平成31年3月22日条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 個人の尊重(第10条-第19条)
- 第3章 自立及び社会参加への支援(第20条-第25条)
- 第4章 生活環境の整備
 - 第1節 一般都市施設等の整備(第26条-第30条)
 - 第2節 特定施設の整備(第31条-第38条)
- 第5章 雑則(第39条)
- 附則

真に豊かな社会とは、「すべての人」が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会である。

出雲市は、自然と調和した活力と魅力あるまち都市(まち)として発展を続けており、市民の福祉増進についても、施設の増強、介護要員の増員等努力を重ねてきているが、従来、「すべての人」のためへの視点、配慮が必ずしも行き届きかね、ややもすれば、障害をもつ人が、地域社会に存在する様々な障壁によって、自由な社会参加が妨げられてきている。

このような現実に鑑み、私たちは、真に豊かな「ふるさと出雲」を実現するため、障害をもつ人の自立、社会参加を妨げてきた意識上の、又は、物理的、制度的若しくは文化・情報面の障壁を取り除き、すべての市民が平等で、自らの意思で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造することを決意した。

行政、市民、事業者、それぞれが、自らの役割と責任を自覚し、連携、協働して、福祉のまちづくりを着実に前進させることを誓い、ここに「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の役割を明らかにすること、並びに市の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者をはじめすべての市民が自立し、社会参加することができるまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において、事業を営む者をいう。
- (2) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これに準ずる者をいう。
- (3) 高齢者 高齢により日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受ける者をいう。
- (4) 一般都市施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、道路、公園、駐車場等で、規則で定めるものをいう。
- (5) 公共交通機関 鉄道、乗合自動車その他の車両及び交通機関の乗降場で、規則で定めるものをいう。
- (6) 社会的障壁 心身の機能に障害のある者が、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (7) 合理的配慮 心身の機能に障害のある者の状態に応じた、社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。

(8) 特定施設 一般都市施設のうち、障害者、高齢者を始め全ての市民が、安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要なものとして規則で定める規模のものをいう。

(9) 特定事業者 特定施設を新設又は改修(建築物については、増築、改築又は用途変更(用途を変更して特定施設にする場合に限る。))をする場合をいう。)をしようとする者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その所有し、又は管理する一般都市施設及び公共交通機関をすべての人が安全かつ容易に利用することができるようにするとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 市の施策の基本方針は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市民一人ひとりが、社会的利益を等しく享受することができる個人として互いに理解し、尊重し合う心づくりの推進

(2) 市民一人ひとりが、自立し、自由に社会参加することができる地域づくりの推進

(3) 障害者、高齢者をはじめすべての市民が、安全かつ容易に利用することができる都市づくりの推進

(情報の提供)

第7条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりを推進するために、必要な情報を提供するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民及び事業者と相互に協力し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 個人の尊重

(差別の禁止)

第10条 市、事業者及びすべての市民は、心身の機能に障害のある者に対して、その障害を理由に、不当な差別的取扱い及びその者の権利利益の侵害をしてはならない。

(啓発)

第11条 市は、市民が障害の有無並びに心身の機能及び能力の低下に関わらず平等な個人として互いに尊重する意識(以下「個人を尊重する意識」という。)を高めるために、その啓発に努めるものとする。

(福祉教育の推進)

第12条 市は、学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民が個人を尊重する意識を高めるために、福祉に関する教育を推進するよう努めるものとする。

(交流の促進等)

第13条 市は、市民が個人を尊重する意識を高めるために、市民相互の交流を促進するよう努めるものとする。

2 市は、市民が社会福祉に関するボランティア活動を実践できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（合理的配慮）

第14条 市は、心身の機能に障害のある者の権利利益の保障のため、率先して社会的障壁除去のための合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、社会的障壁除去のための合理的配慮に努めるものとする。

（相談窓口）

第15条 市は、障害を理由とする差別及び社会的障壁除去のための合理的配慮に関する相談窓口を設置し、市民や事業者からの相談に的確に応じるものとする。

（指導及び助言）

第16条 市は、事業者が社会的障壁除去のための合理的配慮を行っていないと認めた時は、必要に応じて当該事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

2 事業者は、市から指導又は助言を受けた場合は、可能な限り対応するよう努めなければならない。

（調査及び報告）

第17条 市は、特に必要と認めたときは、前条第1項に該当する事業者による合理的配慮の状況について、調査及び報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（勧告）

第18条 市は、第16条第1項に該当する事業者が、同項の指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを当該事業者に勧告することができる。

（公表）

第19条 市は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

第3章 自立及び社会参加への支援

（学校教育の支援）

第20条 市は、学校教育の場において、障害者とその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切かつ十分な教育を受けることができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生涯学習等の支援）

第21条 市は、障害者及び高齢者が生涯を通じて、学習活動並びに文化活動、スポーツ及びレクリエーション活動へ参加できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（就業機会の確保等）

第22条 市は、障害者とその能力に応じ、就業の機会が確保され、及び雇用関係の安定が図られるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害者の雇用の機会を確保するとともに、職場環境の整備を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

（日常生活の支援等）

第23条 市は、障害者及び高齢者が快適に日常生活を送ることができるようにするために、在宅及び施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、保健、医療及び福祉施策の連携を推進し、それぞれの効果的な組合せにより、障害者及び高齢者の日常生活を総合的に支援するよう努めるものとする。

（情報の利用等の支援）

第24条 市は、障害者が円滑に情報を利用することができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（安全対策等の推進）

第25条 市は、障害者及び高齢者が安心して生活を送ることができるようにするために、防犯、防災及び交通安全の保持に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 生活環境の整備

第1節 一般都市施設等の整備

(整備基準)

第26条 一般都市施設を設置又は管理する事業者（以下「一般都市施設設置者等」という。）は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるものとするための構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、沿道の利用状況等により整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(維持保全)

第27条 市長は、前条に規定する整備基準を定めるものとする。

2 前項の基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他市長が必要と認めるものについて、一般都市施設の区分に応じて規則で定める。

(一般都市施設の整備)

第28条 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を整備基準に適合させたときは、その適合部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(公共交通機関の整備)

第29条 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう、その公共交通機関の整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第30条 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第2節 特定施設の整備

(事前協議)

第31条 特定事業者は、規則で定めるところにより、当該特定施設の工事に着手する前にその計画について市長に協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条に規定する計画の認定を申請したときは、事前協議があったものとみなす。

2 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していると認めたときは、特定事業者に対し、適合している旨を通知するものとする。

(指導及び助言)

第32条 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していないと認めたときは、特定事業者に対し、当該特定施設を整備基準に適合させるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(事前協議の内容の変更)

第33条 前2条の規定は、事前協議の内容を変更する場合において準用する。

(工事の完了の届出)

第34条 特定事業者は、事前協議に係る工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

(立入調査)

第35条 市長は、必要があると認めたときは、その職員に事前協議に係る特定施設に立ち入り、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第36条 市長は、特定事業者が事前協議を行わずに工事に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定事業者が第32条の規定による指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、特定事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該特定事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

(国等の特例)

第38条 第31条から前条までの規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

2 市長は、国及び地方公共団体に対し、その設置し、又は管理する特定施設について、整備基準への適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲市福祉のまちづくり条例(出雲市条例第1797号)又は島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成10年島根県条例第25号)の規定により事前協議又は届出のあった施設整備については、それぞれなお従前の例による。

3 第29条及び第30条の規定は、合併前の平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域においては、平成18年1月1日から適用する。

(斐川町の編入に伴う経過措置)

4 斐川町の編入の日の前日までに、島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成10年島根県条例第25号)の規定により届出のあった施設整備については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月28日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第71号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

5. 出雲市手話の普及の推進に関する条例

前文

手話は、ろう者の意思疎通のために必要な言語であり、ろう者が自立した日常生活又は社会生活を営むためには、手話による意思疎通の支援並びに円滑な情報の取得及び利用のための環境整備が図られなければならない。

これまで出雲市は、手話による意思疎通の必要性を認識し、手話による意思疎通支援に努めてきたが、今後更に、手話の普及を推進していく必要がある。

多くの市民が手話に触れ、関心を持ち、手話を学び、使用する機会を拡大することで手話への理解を一層深め、更なる手話の普及による意思疎通の輪の拡大を図ることにより、ろう者とうろう者以外の者が互いを認め尊重し合い、もって全ての市民が共に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を定めることにより、手話への理解及び手話の普及を推進し、もってろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。以下同じ。）とうろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解及び手話の普及の推進は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者とうろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解及び手話の普及を推進し、手話による意思疎通を円滑に図ることができる環境を整備するために必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念についての理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者及びろう者の団体は、基本理念についての市民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者及び手話奉仕員(以下「手話通訳者等」という。)は、基本理念についての市民の理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 市内において事業を営む者(以下「事業者」という。)は、基本理念についての理解を深め、手話に関する市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、第3条の規定に基づき、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に触れる機会の拡大を図るための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の確保を図るための施策
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策
- (4) 手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策
- (5) 手話通訳者等の育成及び確保を図るための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に規定する施策を実施するにあたっては、ろう者及びろう者の団体、手話通訳者等その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(学校への支援)

第 7 条 市は、学校が行う手話に親しむための取組みへの支援を通じて、児童、生徒等の手話に対する理解を促進するよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第 8 条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組みに対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時の支援)

第 9 条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(聴覚障害者の意思疎通の支援)

第 10 条 市は、聴覚障害者の特性に応じ、手話、要約筆記その他の手段により、意思疎通が円滑に図られるために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 11 条 市は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

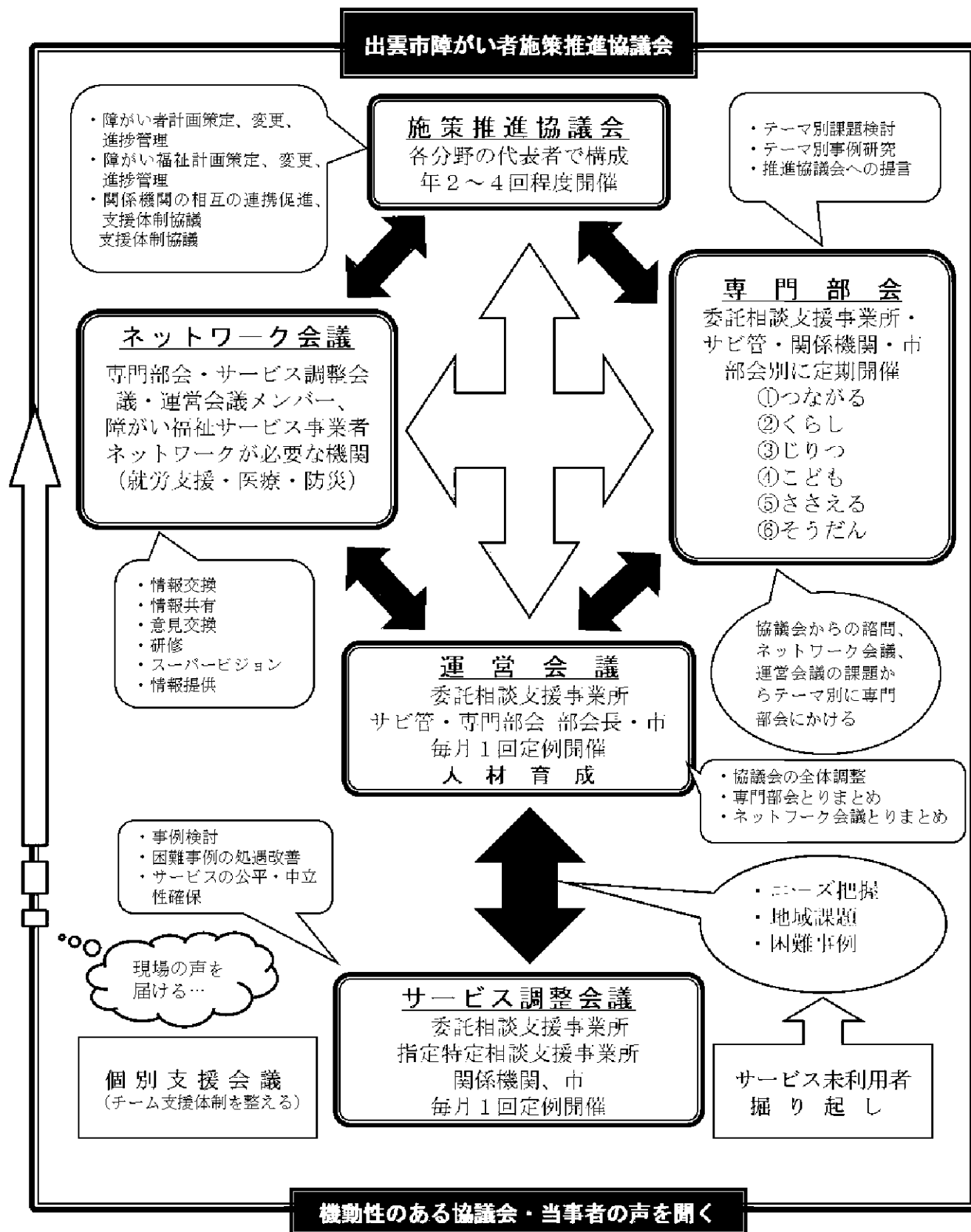
第 12 条 この条例に定めるもののほか、手話に関する施策の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図及び活動

(1) 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図



(2) 運営会議、専門部会等の活動

① 運営会議の令和元年度(2019)の実施内容

月1回サービス調整会議後に開催した。

【検討内容】

- ① サービス調整会議の振り返り、内容検討
- ② 各会議の進捗状況の管理(専門部会・ネットワーク会議)
- ③ 相談支援事業所、サービス事業所からの提案、意見交換
- ④ サービス調整会議の年間計画の作成

② サービス調整会議の令和元年度(2019)の実施内容

月	内容	参加者数
4月	研修会「ケアガイドライン」 行政説明	64名
5月	研修会「防災について～要支援者に対する取組状況～」 出雲市避難行動要支援者名簿の概要	59名
6月	勉強会「緊急対応の実際について」	50名
7月	事例検討「緊急対応が必要な方の支援について」	46名
8月	(令和元年度障がい者虐待防止研修会) 講演「障害者虐待防止法の解説」	68名
9月	専門部会等の活動報告 ○つながる専門部会 ○ささえる専門部会 ○くらし専門部会 ○運営会議人材育成チーム ○じりつ専門部会 ○運営会議ツール検討チーム ○こども専門部会 ○就労支援ネットワーク会議	67名
10月	講演「医療的ケアのある方の支援について」	64名
11月	事例検討「医療ケアが必要な児の支援について」	43名
12月	勉強会「自立生活援助とは」	48名
1月	事例検討「自立生活援助が必要な方の支援について」	48名
2月	専門部会等の活動報告 ○つながる専門部会 ○ささえる専門部会 ○くらし専門部会 ○運営会議人材育成チーム ○じりつ専門部会 ○就労支援ネットワーク会議 ○こども専門部会	42名
3月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—

③ 専門部会の令和元年度(2019)の実施内容

● つながる専門部会

	・ 介護保険とつながる: ケアマネジャーと相談支援専門員が円滑な連携を図っていくために、定期的に顔を合わせる場やサービスの違いを理解する為の資料が必要である。 ⇒ サービス対照表の見直し、及びケアマネジャー協会と共同で事例検討会を実施。 ・ 地域とつながる: コミュニティセンター(以下「コミセン」)や地域住民の方に、障がいのある方や障がい福祉制度への理解、相談支援専門員の役割について知ってもらう。 ⇒ 地区のコミセンと共同で行事企画、普及の為のチラシ作成を行う。モデル地区として、神西コミセン、川跡コミセンを選定。 ・ 医療とつながる: 緊急時の対応について、医療の相談員と相談支援専門員とが速やかに連携する為に何が必要かを検討する。
	・ 障がい福祉サービスと介護保険サービス対照表、介護保険の料金表の作成。共同研修では、制度の違いを理解できた、ケアマネジャーと相談支援専門員とが顔の見える関係を作れた、相談しやすくなった、今後も継続してほしいとの感想が多数聞かれた。 ・ 神西コミセン、川跡コミセンの行事に部会として参加させてもらえることになった。 ・ 活動状況の通り。
	・ サービス対照表、料金表の見直し(随時)共同研修の継続。より小さな規模での集まり(茶話会)も検討。 ・ コミセンと共同で行う行事の具体化。普及啓発の為のチラシを作成。 ・ じりつ専門部会、こども専門部会、医療的ケア児コーディネーター研修参加者との意見交換を実施。課題を明確化し、どのような取組が必要かを検討する。

● くらし専門部会

	【資源調査とマップの作成】 ・ 情報を収集し地域の資源・居場所を調査する。 ・ 相談支援専門員、サービス提供事業者、当事者、地域の障がい者相談員に実際に利用しているインフォーマルなサービス等の調査をする。 ・ こんな場所があればいいという意見をまとめ、既存の資源に対し、障がい者を受け入れてもらうための理解の促進についても取り組む。
	【情報収集について】 ・ 該当する地区の事業所から部会に参加していただき、具体的な情報収集を実施した。収集した情報をもとに、専門部会員が直接マップ掲載について説明に伺い理解を得ることが出来た。 ・ また「出かける場所だけではなく、理解や助けてくれる人が欲しい」という意見も聞くことが出来た。引き続き「こんな場所があればいい」という側面からの情報収集も必要であることを再確認した。
	【マップ完成】 ・ 令和2年度(2020)末に先行3地区(佐田地域、斐川町直江地区、今市地区)のマップ完成 【情報収集】 ・ 残りの地区(①出雲北部 ②出雲西部 ③出雲南部 ④平田 ⑤斐川東部 ⑥大社 ⑦湖陵 ⑧多伎)のうち5地区程度の情報収集を行う。

● じりつ専門部会

	・ 障がいのある方も支援者も安心して緊急時の受け入れと対応ができ、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために何が必要か、ひと工夫を検討する。 ・ 障がいのある方を地域全体で支えるしくみづくりとして、地域生活支援拠点整備に向けて取り組む。
	・ 短期入所事業所と相談支援専門員へのアンケートでそれぞれの思いや現状が分かった事が良かった。 ・ ささえる専門部会 WG（ワーキンググループ）との意見交換会で緊急時の問題点が浮かび上がって双方の立場で考える事ができ、意見をまとめる事ができた。 ・ ささえる専門部会 WG との意見交換会やアンケート結果からフローチャートの作成をする事ができ、緊急時の定義や支援会議の開催期限、短期入所の利用期間など明確にできた。
	・ 地域生活支援拠点整備に向け緊急時の登録票の作成をする。じりつ専門部会に短期入所事業所（福祉型・医療型）の方に参加してもらい検討する。 ・ 体験の機会と場について協議する。

● こども専門部会

	・ 教育との連携において、教育の現場に相談支援専門員の動きや福祉サービスの内容を知ってもらう必要がある。その上で役割分担を明確にするなど連携がスムーズに行えるような手立てが必要。 ・ 医療的ケアや配慮を必要とする児童等の支援について、その対応の理解と支援者の連携が必要である。役割分担を明確にし、連携に必要なことを具体的に課題の解決に努める。
	【教育との連携】 ・ 教育側のニーズを具体的にして対応を考えた。本市内の小学校の中から6校の全教員にアンケートを実施した結果をもとに、相談支援専門員が学校と関わる際に持参できる相談支援専門員及び福祉サービスの紹介パンフレットを作成した。
	【医療との連携】 ・ 相談支援専門員が医療的ケア児、配慮を必要とする児童等への支援の仕方や流れ等について理解する必要があり、学ぶ場について協議し提供。サービス調整会議を活用し理解を深めることができた。
	・ 医療的ケアや配慮を必要とする児童等の支援について、その対応の理解と支援者の連携。役割分担を明確にし、連携に必要なことを具体的に課題の解決に努める。

● ささえる専門部会

	・ 各事業所のサービス管理責任者（以下「サビ管」という。）等の顔の見える関係づくり ・ 相談支援専門員との連携 ・ 事業所内容の情報交換 ・ 地域生活拠点整備事業について
	・ サビ管等の関係づくりについては、専門部会や各 WG（ワーキンググループ）での取組（施設見学・各種イベント・ワールドカフェ等）を実施することで、サビ管等同士の親睦や交流ができ、事業所間の連携に繋がり、情報として得た内容を事業所に持ち帰ることができた。 ・ WG 内での取組で、サビ管等だけでなく、次世代の若手の職員も研修等に参加する形で実施したため、人材育成としての役割も果たすことができた。 ・ 地域生活支援拠点整備について、居住系 WG として短期入所事業所の実態と課題等をテーマに、じりつ専門部会との意見交換の場をもつことができた。
	・ 利用者の受入れについては相談支援専門員との連携が不可欠であるが、特に緊急時において利用にあたっての情報共有や受入れがスムーズに行えていないケースがある。相談支援専門員が事業所の特色や実態などを十分に把握できていない課題があると考えられる。 ・ WG によっては、サービス形態の特色から会合への参加が難しかったり、参加される事業所に明らかに偏りが生じている状況がある。WG の機能を発揮するためには参加率を上げる必要があり、WG をより参加しやすく有意義な場にしていくことが課題である。 ・ 各 WG で情報交換をしていく中で、共通の課題（人材育成・人員体制・ハード面・利用者特性に対する支援方法等）が見えてきている。こうした課題への対応を通して、より利用者のニーズに基づいた支援を提供できるよう、地域全体の支援の質を高めていくことを目指したい。 ・ 地域生活支援拠点整備については、他の専門部会から要請があれば協力をしていく。 ・ 虐待防止に向けた権利擁護研修会は、引き続き次年度も実施していきたい。

④ 就労支援ネットワーク会議の令和元年度（2019）の実施内容

	①障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 ②企業とのつながり作り ③就労定着支援に関する活動 ④精神障がい（発達障がいを含む）者への就労支援・定着支援のあり方検討 *ネットワーク会議の開催：4/24、6/25、8/5、10/2、12/13、2/7 *合同ジョブガイダンス：10月25日－70名以上参加 ジョブカフェしまね講師によるビジネスマナーや面接の心構えに関する講義 一般企業の採用担当者の協力を得た模擬面接 *企業情報交換会：9月18日－16社参加 障がい者雇用事例発表（出雲大社）、支援制度説明、情報交換 *自己理解・情報共有ツールの開発：検討会 8/25、10/2、11/11、12/4、2/3 *はたらく仲間のコーヒータ임：毎月第3金曜日 18:00～19:00 一般就労で働く障がい者の気軽な集いの場として「ふじひろ珈琲」で開催
--	--

○障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営

2月に1回程度の頻度でネットワーク会議を開催し、事業の企画・実施に共に取り組んだ。一般就労・就労定着に関する地域ぐるみの支援活動として『合同ジョブガイダンス』『はたらく仲間のコーヒータ임』を実施。合同ジョブガイダンスについては、精神障がい者の就労支援ニーズ増大を考慮し、就労系事業所利用者や養護学校生徒に加え、精神科デイケア利用者にも対象を拡大した。こうした協働の経験を通じて、さらに新たな課題への気づきが生まれたり、会議の場以外でも協力し合えるつながりが広がる効果がある。

○企業とのつながり作り

リーフと共催で企業情報交換会を開催。昨年より多い16社の参加があった。参加企業からは、事例発表や障がい者雇用の経験ある企業の担当者や福祉サイドの支援者との情報交換により、社内の支援体制の作り方など実際的な工夫点などを聞くことができ、障がい者雇用への不安が軽減したとの意見が寄せられた。支援者にとっても企業の実情を知る機会となり、事業所でできる就労準備のあり方や、配慮のお願いの仕方について考えを深めるきっかけとなった。また、事業の企画実施にあたっては市産業政策課や出雲地区雇用促進協議会にも協力をいただき、新たな連携が広がった。

○自己理解・情報共有ツールの開発

精神障がい者の就労支援・定着支援においては、当事者の抱える困難さが一見して捉えづらく、さらに病状には波があることが支援上の課題となりやすい。そこで、当事者が自己理解を深めるとともに、企業の方にもお願いしたい配慮事項を分かりやすく整理して伝えるために活用できる出雲版ツールの開発を目指して情報収集や検討を行ってきた。WRAP（元気回復行動プラン）の手法を応用した既存ツールの情報を収集し、素案を作成した。

○障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営

就労支援をめぐる連携協働の基盤としてのネットワークの活動は、今後も継続していく必要がある。協働により実施してきた「合同ジョブガイダンス」「はたらく仲間のコーヒータ임」は地域の社会資源として定着してきており、当事者のニーズに合わせて細部を修正しながら継続していきたい。

○企業とのつながり作り

障がい者雇用率が年々引き上げられ、経済動向により人材不足も深刻になってきている中、障がい者雇用への関心が高まっている。しかしながら、障がいに関する知識や障がい者雇用のノウハウを持ち合わせず不安を抱いておられる企業も少なくない。より良いマッチングや就労定着支援を考えていく上では、企業側のニーズをしっかりと捉え、相互理解と連携の基盤づくりをしていくことが肝要である。企業情報交換会を継続して開催し、より幅広い企業に参加してもらえるよう市産業政策課や出雲地区雇用促進協議会等との連携も深めていきたい。

○精神障がい（発達障がいを含む）者への就労支援・定着支援のあり方検討

自己理解・情報共有ツールの制作途中であり、継続して取り組んでいく。今年度制作したツールの素案と、先般厚労省が示した「就労パスポート」とを併せていくつかの事例で試行し、まずはモニター版をまとめる。モニター版ができた段階で市内の就労支援関係機関に広く声かけして使ってもらい、内容整理して完成させたい。

また、精神障がい（発達障がい）者の就労支援に関わるリアルなニーズに立脚して支援のあり方を考えていけるよう、ネットワーク会議の場を使って事例検討を行う。

○就労定着支援事業に関する情報交換とあり方検討

市内で就労定着支援事業を実施する事業所はまだ少なく、ケースも限られている現状である。実際に取り組んでみて見えてくる課題もあることから、事業所間で情報交換をしていくことで支援の質の向上を図りたい。

7. 障がい者の状況等

障がい者手帳所持者の状況

総人口	174,957 人	174,724 人	175,220 人	175,593 人	174,790 人
対前年比		99.87%	100.28%	100.21%	99.54%
身体障がい者手帳	8,139 人	8,146 人	7,522 人	7,418 人	7,343 人
総人口比	4.65%	4.66%	4.29%	4.22%	4.20%
対前年比		100.09%	92.34%	98.62%	98.99%
療育手帳	1,558 人	1,563 人	1,607 人	1,643 人	1,687 人
総人口比	0.89%	0.89%	0.92%	0.94%	0.97%
対前年比		100.32%	102.82%	102.24%	102.68%
精神障がい者保健福祉手帳	1,371 人	1,468 人	1,526 人	1,663 人	1,764 人
総人口比	0.78%	0.84%	0.87%	0.95%	1.01%
対前年比		107.08%	103.95%	108.98%	106.07%
障がい者手帳所持者総数	11,068 人	11,177 人	10,655 人	10,724 人	10,794 人
総人口比	6.33%	6.40%	6.08%	6.11%	6.18%
対前年比		100.98%	95.33%	100.65%	100.65%

資料：総人口：住民基本台帳（年度末時点）、障がい者手帳所持者：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳所持者の構成比

身体障がい者手帳	73.5%	72.9%	70.6%	69.2%	68.0%
療育手帳	14.1%	14.0%	15.1%	15.3%	15.6%
精神障がい者保健福祉手帳	12.4%	13.1%	14.3%	15.5%	16.4%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳種類別所持者の年齢構成（令和元年度）

身体障がい者手帳	104人	1,430人	5,809人	7,343人	79.1%
療育手帳	248人	1,204人	235人	1,687人	13.9%
精神障がい者保健福祉手帳	45人	1,299人	420人	1,764人	23.8%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

等級別身体障がい者手帳所持者数

1 級	2,833 人	2,860 人	2,724 人	2,680 人	2,664 人
2 級	1,082 人	1,080 人	1,012 人	1,005 人	1,002 人
3 級	1,140 人	1,124 人	1,030 人	1,019 人	1,011 人
4 級	1,945 人	1,940 人	1,756 人	1,721 人	1,690 人
5 級	486 人	482 人	426 人	413 人	402 人
6 級	653 人	660 人	574 人	580 人	574 人
合計	8,139 人	8,146 人	7,522 人	7,418 人	7,343 人
前年比		100.09%	92.34%	98.62%	98.99%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

年齢別身体障がい者手帳所持者数

18 歳未満	111 人	111 人	107 人	108 人	104 人
18 歳以上 65 歳未満	1,690 人	1,634 人	1,541 人	1,491 人	1,430 人
65 歳以上	6,338 人	6,401 人	5,874 人	5,819 人	5,809 人
合計	8,139 人	8,146 人	7,522 人	7,418 人	7,343 人
65 歳以上割合	77.87%	78.58%	78.09%	78.44%	79.11%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

判定別療育手帳所持者数

A 判定	635 人	632 人	636 人	635 人	644 人
B 判定	923 人	931 人	971 人	1,008 人	1,043 人
合計	1,558 人	1,563 人	1,607 人	1,643 人	1,687 人
前年比		100.32%	102.82%	102.24%	102.68%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

年齢別療育手帳所持者数

18 歳未満	237 人	221 人	233 人	240 人	248 人
18 歳以上 65 歳未満	1,105 人	1,131 人	1,154 人	1,174 人	1,204 人
65 歳以上	216 人	211 人	220 人	229 人	235 人
合計	1,558 人	1,563 人	1,607 人	1,643 人	1,687 人
65 歳以上割合	13.86%	13.50%	13.69%	13.94%	13.93%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

1 級	373 人	395 人	398 人	410 人	411 人
2 級	778 人	811 人	848 人	943 人	998 人
3 級	220 人	262 人	280 人	310 人	355 人
合計	1,371 人	1,468 人	1,526 人	1,663 人	1,764 人
前年比		107.08%	103.95%	108.98%	106.07%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

20 歳未満	425 人	435 人	452 人	482 人	507 人
20 歳以上 65 歳未満	2,577 人	2,691 人	2,709 人	2,779 人	2,911 人
65 歳以上	813 人	812 人	870 人	910 人	938 人
合計	3,815 人	3,938 人	4,031 人	4,171 人	4,356 人
65 歳以上割合	21.31%	20.62%	21.58%	21.82%	21.53%
前年比		103.22%	102.36%	103.47%	104.44%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者支援区分認定状況の推移（各年度末時点）

区分6	197人	205人	233人	237人	244人
区分5	174人	172人	169人	177人	187人
区分4	232人	220人	196人	191人	188人
区分3	276人	272人	268人	252人	239人
区分2	139人	117人	123人	112人	126人
区分1	14人	19人	18人	16人	14人
合計	1,032人	1,005人	1,007人	985人	998人

資料：出雲市福祉推進課調べ

障がい福祉サービス支給決定状況の推移(各年度末時点)

(単位:人)

居宅介護等	397	423	404	384	384
生活介護	531	511	506	496	496
自立訓練(機能訓練)	5	9	8	8	5
自立訓練(生活訓練)	38	29	24	27	41
就労移行支援	55	51	46	41	46
就労継続支援A型	51	52	51	53	52
就労継続支援B型	522	535	543	578	575
就労定着支援	0	0	0	0	6
児童発達支援	83	96	91	86	91
放課後等デイサービス	243	263	277	306	319
保育所等訪問支援	200	187	152	129	133
短期入所支援	278	265	241	249	250
療養介護	55	56	57	58	58
共同生活援助 (グループホーム)	186	189	187	189	189
施設入所支援	311	295	295	288	288
自立生活援助	0	0	0	0	8
計画相談支援	1,390	1,381	1,412	1,450	1,456
地域移行支援	5	2	7	4	3
地域定着支援	61	66	73	70	72
障がい児相談支援	341	354	377	404	426

資料:出雲市福祉推進課調べ

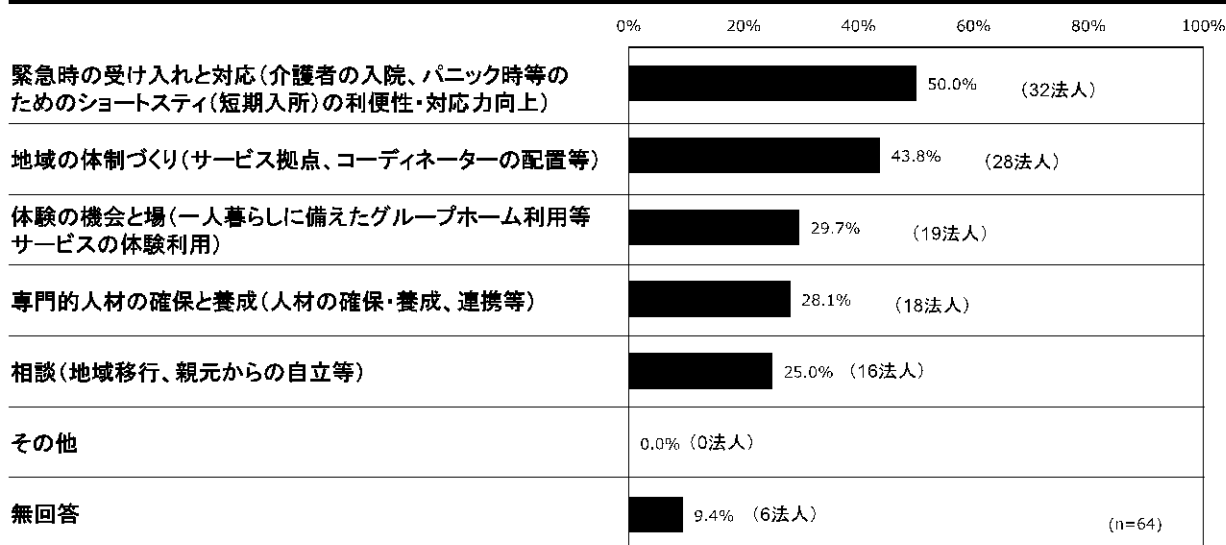
8. アンケート集計結果概要

本計画の策定にあたっては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートを行いました。アンケートの実施にあたっては、厚生労働省の調査研究事業「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」を活用しました。

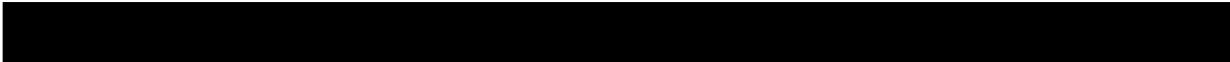
調査目的	① 移動支援事業、障がい者福祉タクシー制度の利用実態の把握 ② 日中一時支援事業の利用実態の把握 ③ 地域生活支援拠点整備のためのニーズ把握 ④ 「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」のニーズ把握
調査対象	◆利用者（当事者） サービス利用者、障がい者手帳所持者から1,000人を抽出 ◆運営法人、事業所 本市内でサービスを提供している全事業所（149事業所） 及びその運営法人（69法人）
調査方法	直接記入式の調査票を郵送により発送・回収
調査実施時期	令和元年（2019）9月9日（月）～10月11日（金）
回答状況	利用者 630人（63.0%） 運営法人 64法人（92.8%） 事業所 124事業所（83.2%）

（1）地域生活支援拠点整備に係る結果

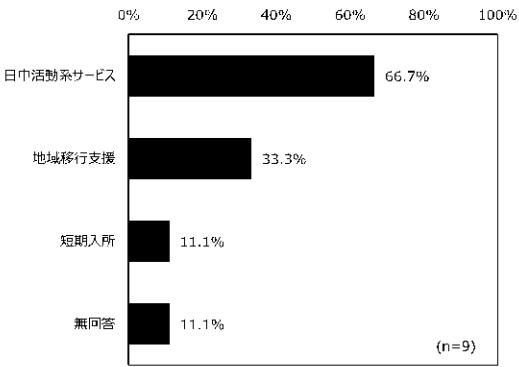
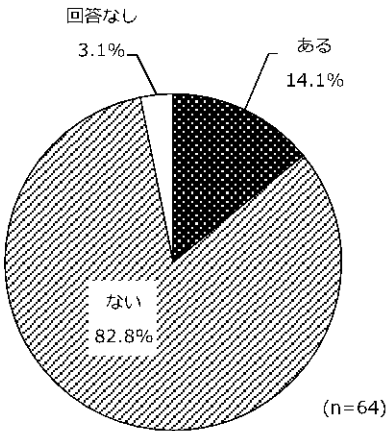
【法人】アンケート



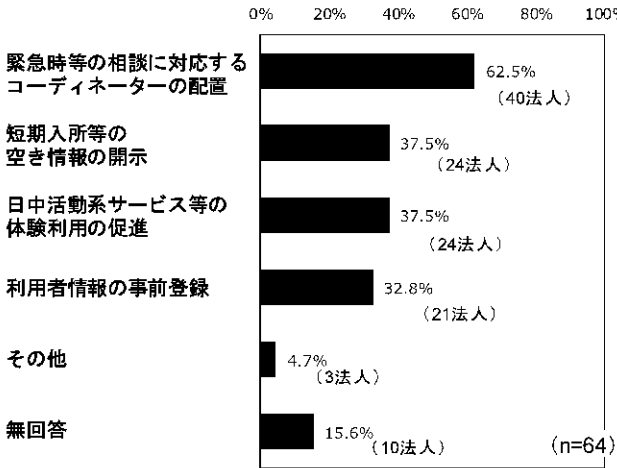
- 50.0%の法人が「緊急時の受け入れと対応」を、43.8%の法人が「地域の体制づくり」を必要な機能としてあげています。



提供予定のサービスが「ある」場合、そのサービス（複数回答）

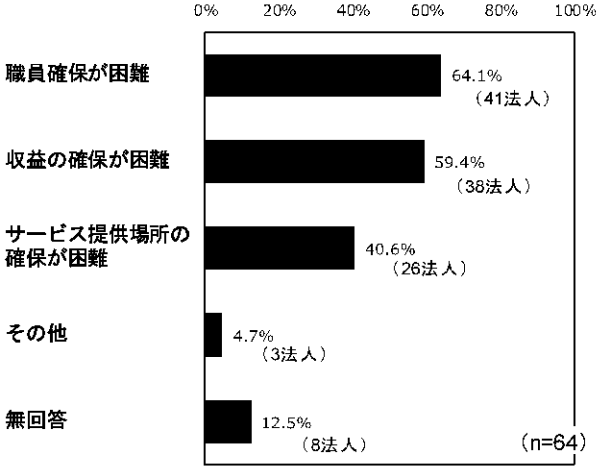


日中活動系サービスの内容
体験利用/日中一時支援/移行支援/買い物サービス
就労移行、就労継続 B、自立訓練（生活訓練）
放課後等デイサービス



その他の内容：
体験利用の場と機会を増やすこと。
わからない。

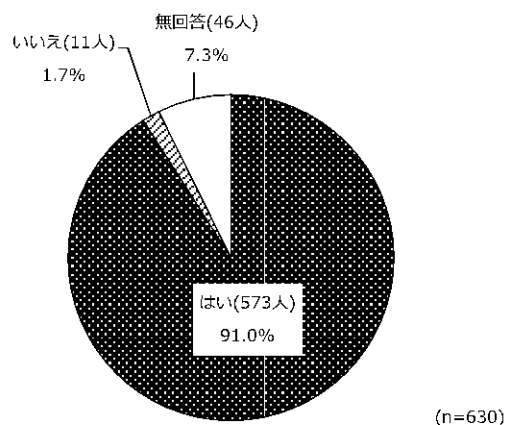
●半数以上の法人が「緊急時等の相談に対応するコーディネーターの配置」をあげています。



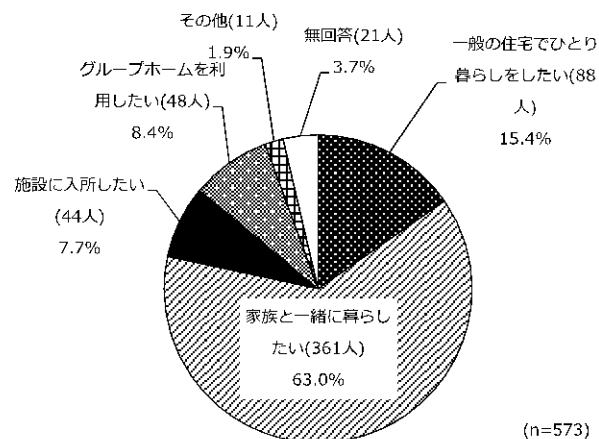
その他の内容：
法令、定款等により困難 / 送迎について / 不明

●半数以上の法人が「職員確保が困難」「収益の確保が困難」をあげています。

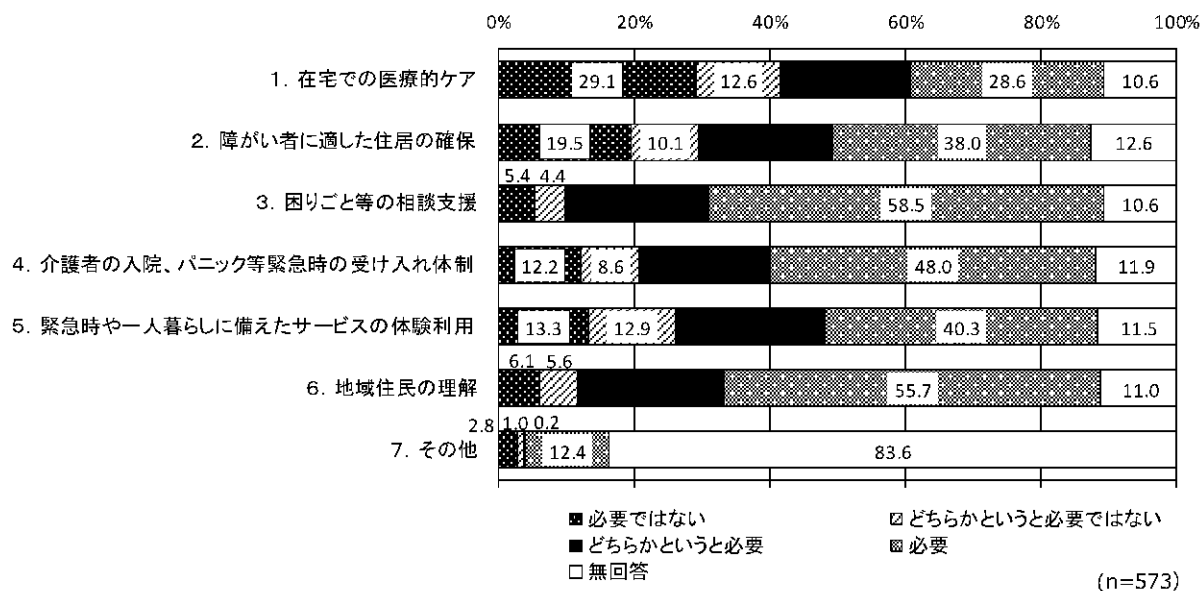
【利用者】アンケート



●これからも住み慣れた地域で生活したいと回答している方が90%を超えています。



●「家族と一緒に暮らしたい」「一般の住宅でひと暮らしをしたい」という回答が多くなっています。



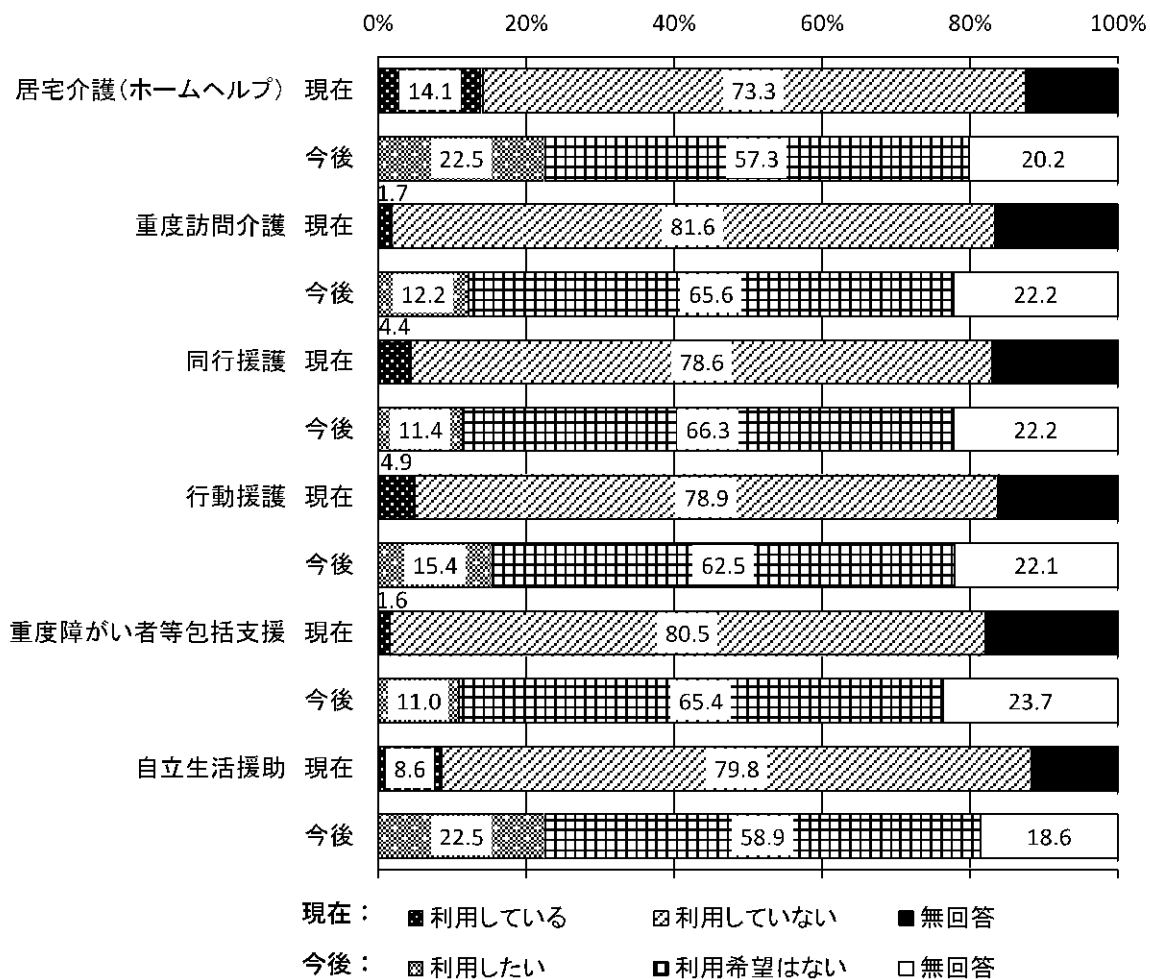
その他の内容:移動支援、生活支援等(6人)/交通手段(3人)/就労支援(3人)/施設の充実(3人)バリアフリー化(2人)

● 「どちらかという必要」、「必要」の割合が最も高いのは「困りごと等の相談支援」79.6%、次いで、「地域住民の理解」で77.3%、「介護者の入院、パニック等緊急時の受け入れ体制」67.4%となっています。

(2) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る結果

【利用者】アンケート

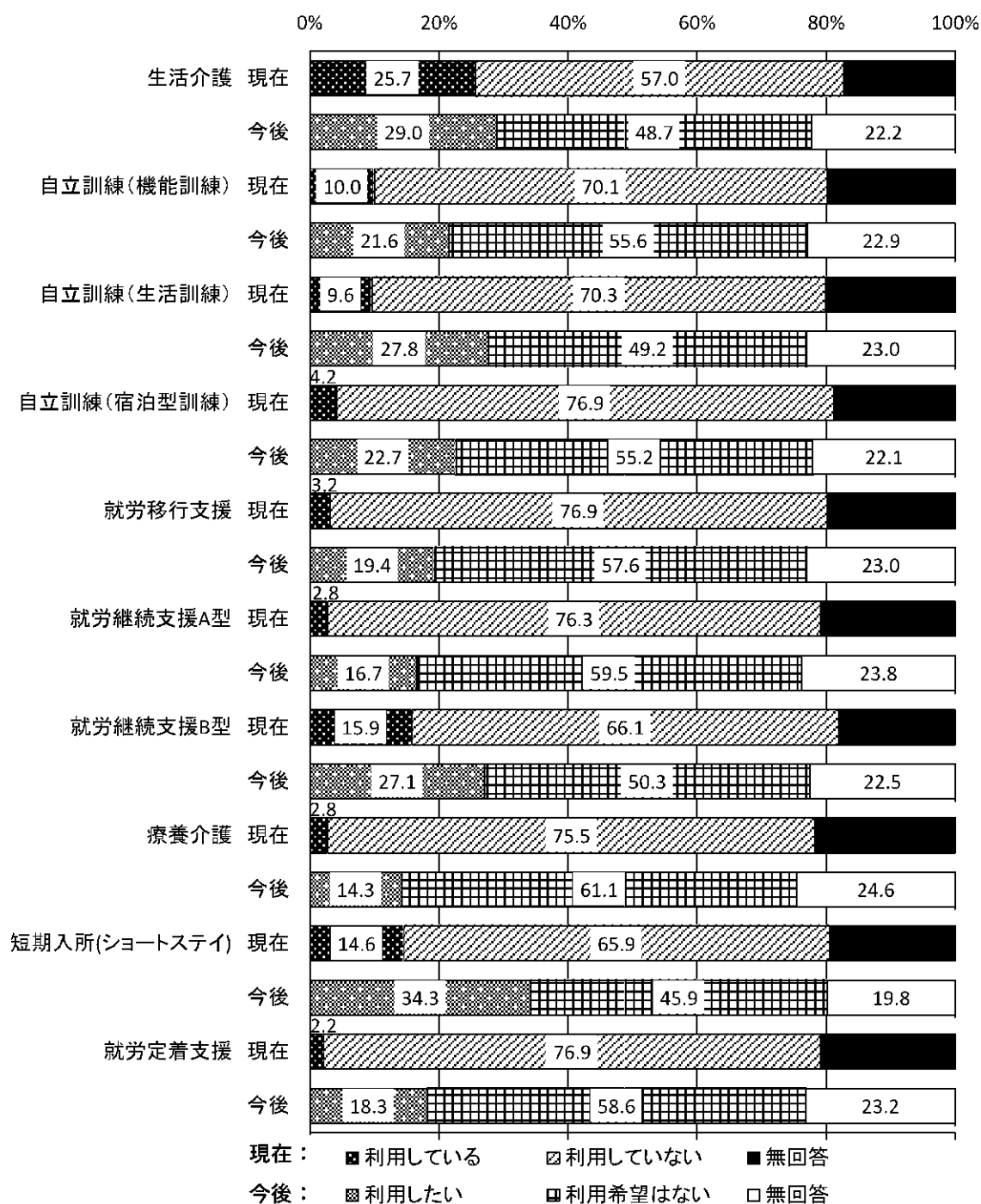
①訪問系サービス



(n=630)

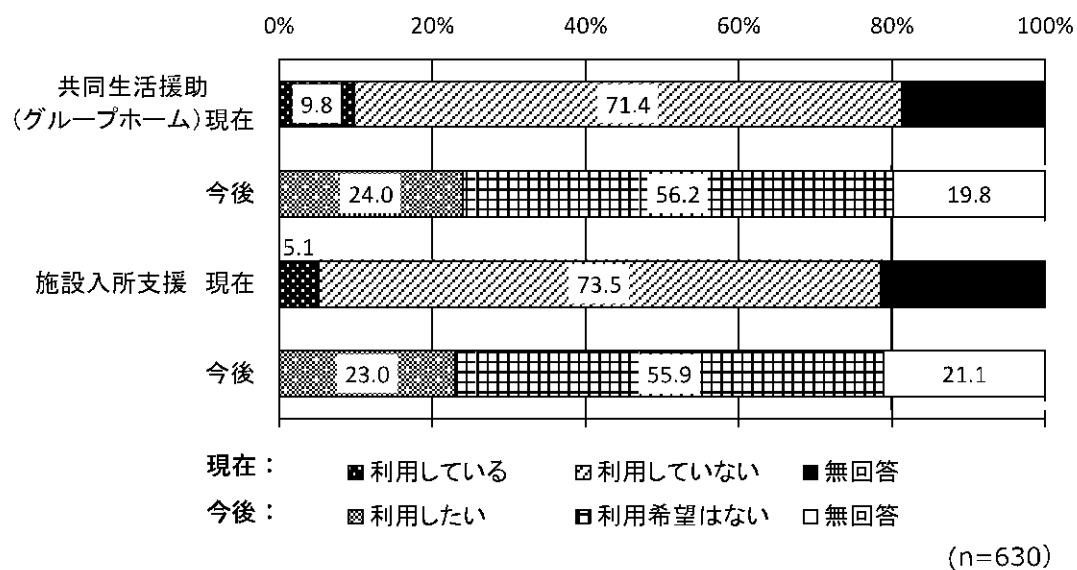
- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「居宅介護(ホームヘルプ)」および「自立生活援助」は今後の利用意向が最も高く22.5%となっています。
- 「自立生活援助」は現在の利用状況と今後の利用意向の伸び率が最も高く、13.9ポイント増加しています。

②日中活動系サービス



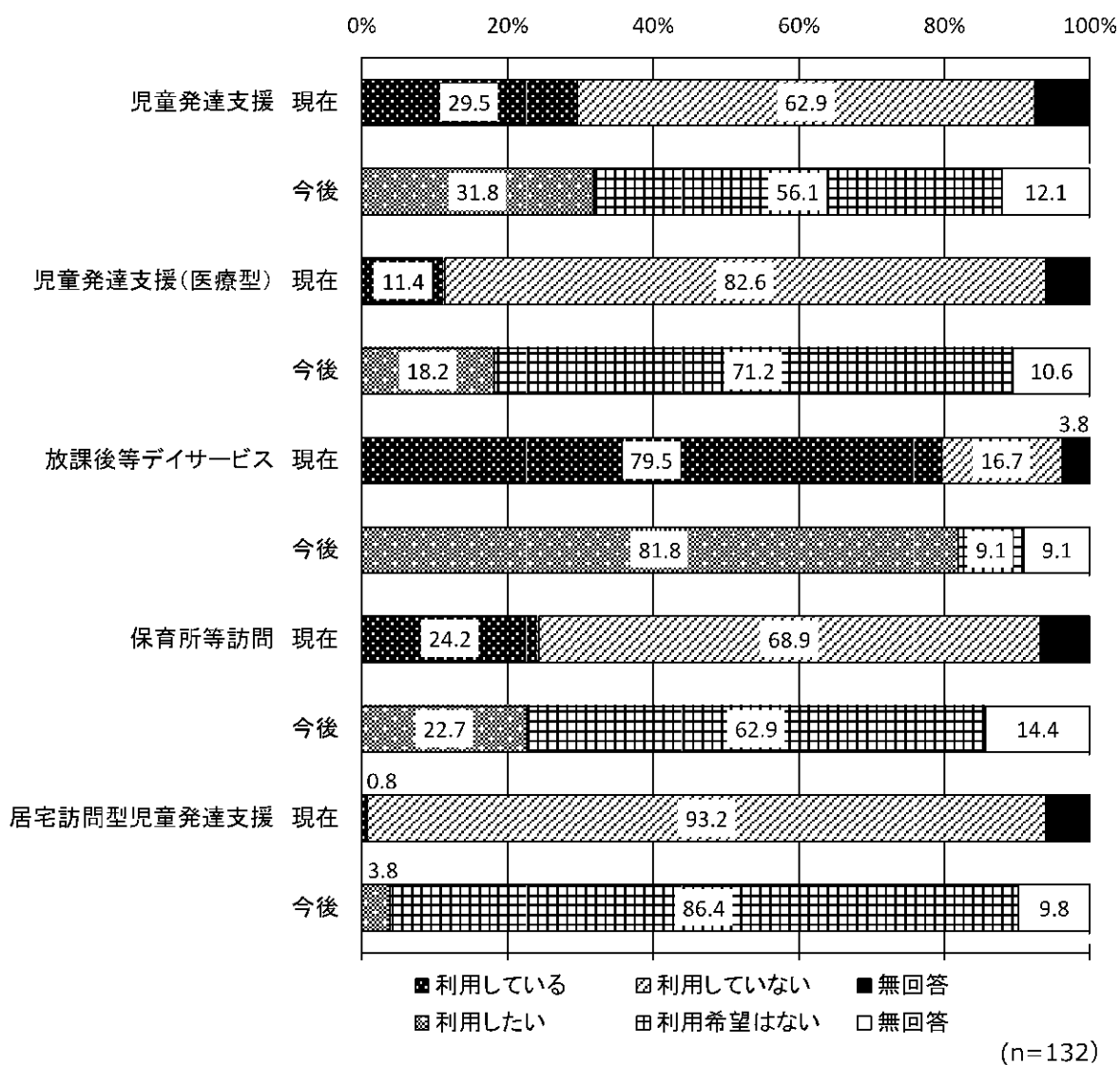
- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「短期入所」は今後の利用意向が最も高く34.3%、次いで「生活介護」29.0%、「自立訓練(生活訓練)」27.8%となっています。
- 「短期入所」は現在の利用状況と今後の利用意向の伸び率が最も高く、19.7ポイント増加しています。

③居住系サービス

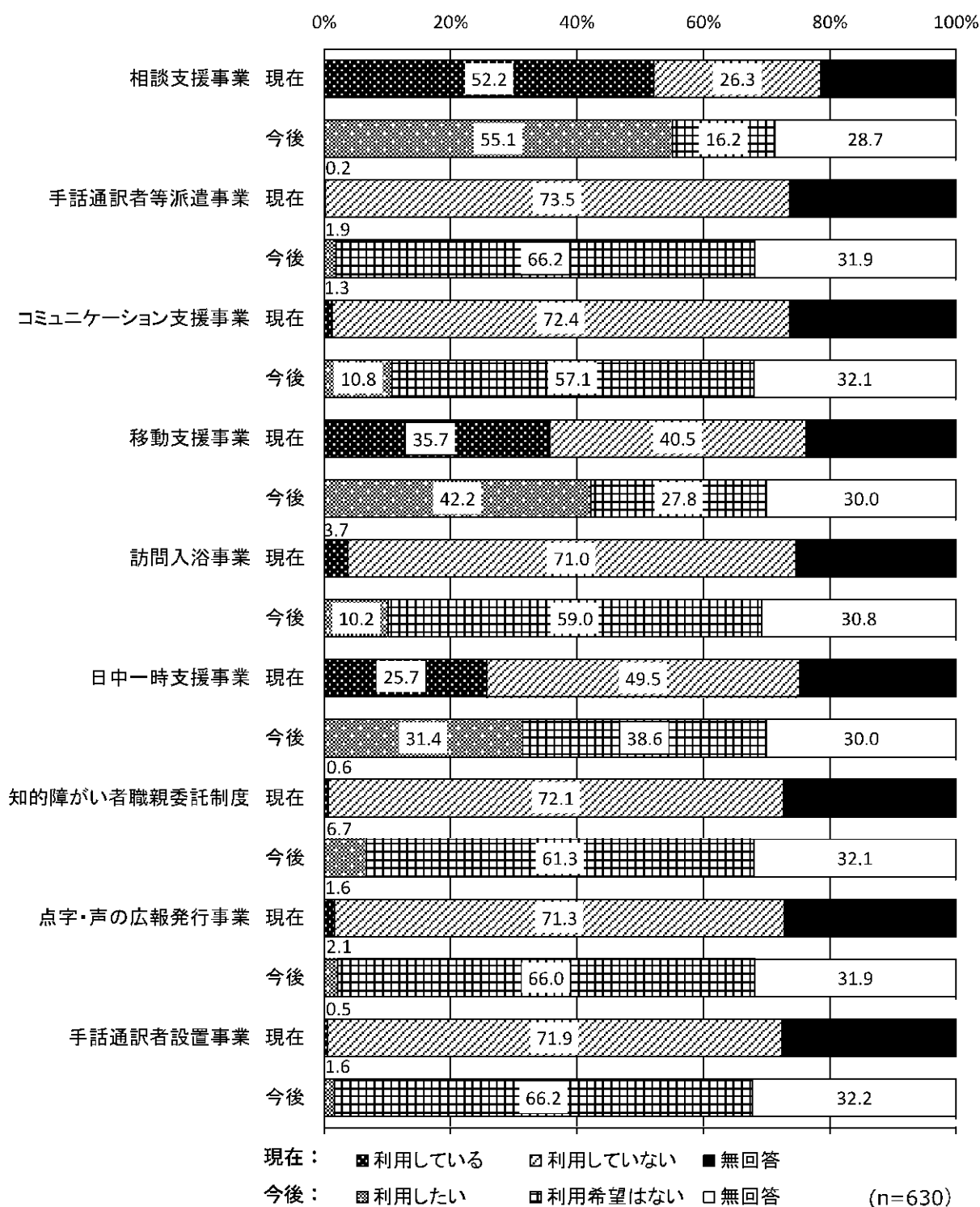


- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「共同生活援助(グループホーム)」は今後の利用意向が最も高く24.0%、次いで「施設入所支援」23.0%となっています。
- 「施設入所支援」は現在の利用状況と今後の利用意向の伸び率が最も高く、17.9ポイント増加しています。

④児童に関するサービス

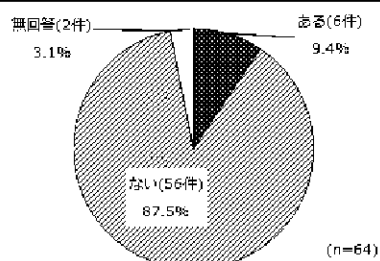


- 「保育所等訪問」を除くサービスで、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「放課後デイサービス」は今後の利用意向が最も高く81.8%、次いで「児童発達支援」31.8%、「保育所等訪問」22.7%となっています。



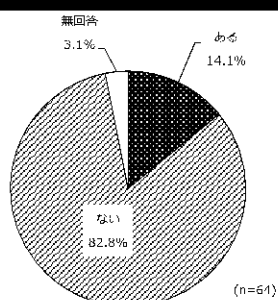
- いずれのサービスにおいても、現在の利用状況に比べて今後利用したい人の割合が増加しています。
- 「相談支援事業」は今後の利用意向が最も高く55.1%、次いで「移動支援事業」42.2%、「日中一時支援事業」31.4%となっています。

【法人】アンケート



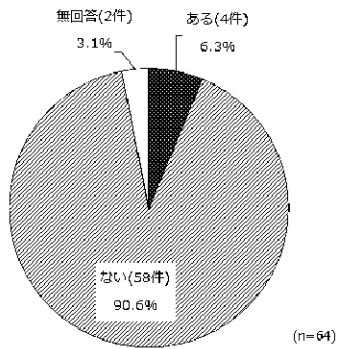
●「ある」の回答数が6件、「ない」が56件となっています。

就労継続 B 型		20				
共同生活援助	2	6				
放課後等デイサービス		10				
日中一時支援事業		3~5				
児童施設						○
居宅介護	○	○				
通所介護、生活介護、放デイ		8				



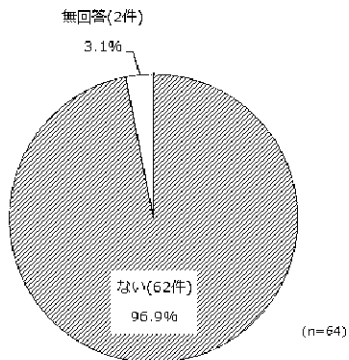
●「ある」の回答数が9件、「ない」が53件となっています。

相談支援			○			
放課後等デイ						○
日中サービス支援型 共同生活援助			15 短入2			
放課後等デイサービス	10	20				
就労継続支援 B 型	20					
共同生活援助 (グループホーム)	12					
特定相談支援	○					
生活介護			10			
共同生活援助						8



●「ある」の回答数が4件、「ない」が58件
となっています。

短期入所						6
日中一時支援事業						5
就労継続支援 B 型事業	15					



●「ない」の回答数は62件、「ある」は0件
となっています。

該当なし

9. 障がい福祉サービスの種類と内容

障がいのある方が介護を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」のサービスを、障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定します。

サービス名	サービス内容	対 象 者
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい者 《障がい支援区分1以上の方》
重度訪問介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする者 《障がい支援区分4以上で2肢以上に麻痺があり、認定項目調査で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外で認定された者》
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者 《障がい支援区分3以上》
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。	常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者 《障がい支援区分6》
同行援護	外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。	視覚障がいにより移動に困難を有する者
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする者 《障がい支援区分1以上》
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者 《気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている障がい支援区分6の者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障がい支援区分5以上》
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 《障がい支援区分3以上、50歳以上は障がい支援区分2以上》
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 《障がい支援区分4以上、50歳以上は障がい支援区分3以上》

サービス名	サービス内容	対 象 者
自立訓練 (機能訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする者
自立訓練 (生活訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする者
自立訓練 (宿泊型)	住居の場を提供し、一定期間家事等日常生活能力を向上するための支援、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用計画に基づく就労が可能な者
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者
就労定着支援	就労に伴い生じている生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面での問題・課題について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	就学前児童
児童発達支援 (医療型)	児童発達支援及び治療を提供します。	肢体不自由児及び重症心身障がい児
放課後等 デイサービス	障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会を提供します。	就学児童
保育所等訪問	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児、乳児院や児童養護施設に入所する障がい児
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	外出することが困難な重症心身障がい児

10. 地域生活支援事業の種類と内容

地域生活支援事業は、市の事業として実施します。次のサービスを利用される場合は、事前の申請が必要です。

サービス名	サービス内容	対象者
相談支援事業	障がい者からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、福祉サービスの利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。 市は次の事業所に事業を委託しています。 ハートピア出雲、光風園、さざなみ学園、ふあっと、出雲サンホーム、かのん、プレーグ、そうゆう相談センター、太陽の里	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等
手話通訳者等派遣事業	障がい者とその他のものの意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者
日常生活用具給付	重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。 負担上限月額「所得を判断する際の世帯の範囲」は補装具と同じです。 日常生活用具の基準額について、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は100%、市民税課税世帯は90%を給付します。 同じ給付種目がある場合は、介護保険制度が優先します。原則、耐用年数期間内は給付できません。	重度障がい者
住宅改修費給付事業	在宅の重度障がい（児）者が、段差解消などの住環境の改善を行う場合の、用具の購入費及び改修工事費を給付します。給付の額は、対象経費（助成上限額20万円）の市民税非課税世帯及び被保護世帯は100%、一般世帯は90%を給付します。 原則、給付は1回で、改修の前に申請が必要です。（事後申請は対象になりません。） また、介護保険制度の住宅改修費給付事業が優先します。	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する方で、障がい等級1～3級の方（特殊便器については上肢障がい2級以上でも可）
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある者が病院又は診療所へ入院したときに、居宅介護従事者又は重度訪問介護従事者を派遣します。	重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している者で、市が定める要件を満たす者
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行います。 社会参加、短期入所時の送迎、通勤、通学など。	障がい者（児）であって、屋外での移動に介助、支援が必要な者

サービス名	サービス内容	対 象 者
地域活動支援センター事業	通所により、次の訓練等及び、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。 ・ 障がい者生活介護型のみ、サービス給付のため受給者証の交付と利用者負担があります。	
障がい者生活介護型	・ 身体機能又は生活能力向上のための訓練 ・ 入浴、排せつ、食事等の介護	身体障がい者、知的障がい者、難病患者
精神障がい者通所型	・ 日常生活訓練、家事訓練等の訓練 ・ 会話、生活マナー等の社会適応訓練	精神障がい者
障がい者共同作業所移行型	・ 日常生活及び社会適応のために必要な訓練	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者
訪問入浴事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。心身の状況から清拭や部分浴も行います。	自宅での入浴が困難な障がい者
日中一時支援事業	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中一時預かりを行います。	家族等の都合等により、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）
知的障がい者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。	知的障がい者
身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成します。 助成限度額 対象経費の2/3（上限10万円）	身体障がい者
身体障がい者自動車改造費助成事業	①身体障がい者自身が、所有し運転する自動車を改造する場合 ②身体障がい者が自動車に乗降するための改造をする場合 上記①、②の改造経費を助成します（事前申請）。	身体障がい者 ※②は肢体不自由障がい1、2級のみ
点字・声の広報発行事業	市の発行する広報いずも・議会だよりを点訳又は音声化したものを無料で送付します。	視覚障がい者

11. 計画見込数値（島根県報告数値）

(1) 成果目標

成果目標①「地域生活支援拠点等の整備」

拠点の整備箇所数	1か所	令和3年度に1か所を運用開始
運用状況の検証・検討	2回/年	施策推進協議会において検証・検討

成果目標②「施設入所者の地域移行に向けての体制確保」

施設入所者の削減人数	5人 (1.7%)	令和元年度の施設利用者数(A) 300人 令和5年度の施設利用者数(見込)(B) 295人 差引減少見込数(A-B)
地域生活移行者数	18人 (6%)	令和元年度の施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 令和元年度の施設利用者数300人×6%

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	38人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数30人×1.27
令和5年度に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	17人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数13人×1.30
令和5年度に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	3人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数2人×1.26
令和5年度に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	18人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数15人×1.23
令和3年度から令和5年度の間に就労定着支援事業を利用する者のうち、令和5年度に就労定着支援事業を利用する者の数	55人	令和3年度から令和5年度までに就労系事業所を退所し、一般就労する者の数78人×0.7
就労定着支援事業所のうち、令和5年度に就労定着率が8割以上の事業所数	4事業所	就労定着支援事業所5事業所×0.7

成果目標④「相談支援体制の充実・強化等」

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組	実施	相談支援機能強化事業所を中心に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制を強化する。
------------------------------------	----	--

成果目標⑤「障がい福祉サービス等の質の向上」

障がい福祉サービス等の質の向上	実施	専門部会において検討を進め、体制の強化を図る。
-----------------	----	-------------------------

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

児童発達支援センターの設置	3か所	令和5年度末時点の設置箇所数
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6か所	

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和5年度末時点の設置箇所数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場あり	生活支援検討会において協議
ためのコーディネーターの配置	複数配置	令和5年度末までにコーディネーターを複数配置

(2) 活動指標

○訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	5,428時間 367人	5,538時間 372人	5,650時間 377人
----------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------

○日中活動系サービス

生活介護	9,323人日分 524人	9,404人日分 526人	9,486人日分 528人
自立訓練(機能訓練)	40人日分 8人	40人日分 8人	40人日分 8人
自立訓練(生活訓練)	460人日分 52人	460人日分 52人	460人日分 52人
就労移行支援	612人日分 69人	612人日分 69人	612人日分 69人
就労継続支援(A型)	1,119人日分 73人	1,130人日分 74人	1,141人日分 75人
就労継続支援(B型)	9,717人日分 700人	10,097人日分 732人	10,492人日分 766人
就労定着支援	18人	36人	55人
療養介護	60人	61人	62人
短期入所(福祉型)	336人日分 131人	340人日分 135人	345人日分 140人
短期入所(医療型)	29人日分 11人	30人日分 12人	30人日分 12人

○居住系サービス

自立生活援助	6人	7人	9人
共同生活援助	214人	228人	236人
施設入所支援	286人	285人	283人

○相談支援

計画相談支援	768人	817人	869人
地域移行支援	4人	5人	6人
地域定着支援	70人	73人	76人

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

開催回数	7回	7回	7回
関係者の参加者数	40人	40人	40人
目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回

各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者数

地域移行支援	10人	10人	11人
地域定着支援	57人	63人	65人
共同生活援助	48人	57人	61人
自立生活援助	3人	6人	7人

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

○福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	38人

○障がい児通所支援

児童発達支援	374人日分	354人日分	335人日分
	124人	126人	128人
放課後等デイサービス	4,412人日分	4,544人日分	4,635人日分
	409人	421人	429人
保育所等訪問支援	26人日分	28人日分	29人日分
	26人	27人	28人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	3人日分
	0人	0人	3人

○障がい児相談支援

障がい児相談支援	375人	386人	394人

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

配置人数	6人	8人	10人
			12人

○発達障がい者等に対する支援

※本市では、県が実施する家庭療育支援事業について、情報提供や実施にあたっての協力・連携を図ることとしており、活動指標は定めません。

○相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施【有:1 無:0】	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	28件	28件	28件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

○障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込	9人	9人	9人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【体制の有無 有:1 無:0】	1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【実施回数】	1回	1回	1回

【参考】

○整備見込量(定員数)

共同生活援助	199人	214人	228人	236人

○障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等

保育所(※保育所型認定こども園を含む)	116人	114人	116人	118人
認定こども園(幼保連携型・地方裁量型)	4人	4人	4人	5人
幼稚園(※幼稚園型認定こども園を含む)	40人	41人	39人	39人
放課後児童クラブ	100人	96人	101人	104人

(3) 各種サービスの計画目標

訪問系	居宅介護等	5,269	5,215	5,321	5,428	5,538	5,650	時間/月	
日中活動系	生活介護	9,116	9,163	9,243	9,323	9,404	9,486	人日/月	
	自立訓練(機能訓練)	51	36	38	40	40	40	人日/月	
	自立訓練(生活訓練)	441	460	460	460	460	460	人日/月	
	就労移行支援	755	681	612	612	612	612	人日/月	
	就労継続支援A型	1,049	1,098	1,108	1,119	1,130	1,141	人日/月	
	就労継続支援B型	8,627	8,999	9,351	9,717	10,097	10,492	人日/月	
	就労定着支援	3	10	18	18	36	55	人/月	
	短期入所支援	282	353	350	365	370	375	人日/月	
	療養介護	59	58	59	60	61	62	人/月	
居住系	共同生活援助	186	189	196	214	228	236	人/月	
	施設入所支援	292	289	287	286	285	283	人/月	
	自立生活援助	1	3	5	6	7	9	人/月	
相談支援	計画相談支援	617	679	722	768	817	869	人/月	
	地域移行支援	4	3	3	4	5	6	人/月	
	地域定着支援	68	64	67	70	73	76	人/月	
障がい児通所支援	児童発達支援	491	419	396	374	354	335	人日/月	
	放課後等デイサービス	3,855	4,040	4,580	4,412	4,544	4,635	人日/月	
	保育所等訪問支援	30	24	25	26	28	29	人日/月	
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	3	人日/月	
障がい児相談支援		319	323	361	375	386	394	人/月	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業		引き続き、障がい者への理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。						
	自発的活動支援事業		1	1	1	2	2	2	団体／年
	相談支援事業		9	9	9	9	9	9	箇所／年
	成年後見制度利用支援事業	市長申立て	4	3	4	3	3	3	件／年
		報酬助成	9	8	10	8	8	8	
	意思疎通支援事業	手話通訳等登録者数	148	161	161	177	178	195	人/年
		派遣事業実利用者数	44	41	41	45	45	45	
		手話奉仕員新規登録者数	-	16	-	16	-	17	
	日常生活用具給付等事業	合計	875	836	842	848	854	860	件／年
		介護訓練支援用具	23	15	15				
		自立生活支援用具	29	23	23				
		在宅療養等支援用具	29	20	28				
		情報・意思疎通支援用具	96	80	80				
		排泄管理支援用具	693	695	693				
		住宅改修費	5	3	3				

地域生活支援事業	移動支援事業		22,124	22,054	21,792	22,040	22,260	22,480	時間/年
	地域活動支援センター	障がい者生活介護型	4	4	4	4	4	4	人/年
		精神障がい者通所型	174	231	237	237	237	237	
		障がい者共同作業所移行型	14	12	12	12	12	12	
	訪問入浴事業		872	892	867	867	867	867	回/年
	日中一時支援事業		15,348	13,623	14,294	14,997	15,735	16,510	時間/年
	重度訪問介護利用者大学修学支援事業		利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。						
	職親委託事業		就労に関する様々なサービスが整備されてきたこともあり、第5期においては1事業者のもとで利用がありました。第6期においても一般就労に向け引き続き支援に取り組みます。						
	身体障がい者自動車改造費助成事業		11	9	9	11	12	13	件/年
	身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業		0	4	3	4	4	5	件/年
出雲市独自サービス	障がい者福祉タクシー	一般用	38,195	38,494	37,683	36,889	36,111	35,350	枚/年
		車いす用	11,477	10,803	10,460	10,128	9,807	9,495	
		ストレッチャー用	3,535	2,878	2,932	2,986	3,042	3,098	
	腎臓機能障がい者通院交通費助成事業		191	183	183	183	183	183	人/年
	自立支援医療費助成事業		4,615	4,736	4,950	5,175	5,409	5,654	人/年
	手話普及推進条例		条例に基づき以下の施策を実施していきます。 (1)手話に触れる機会の拡大 (2)手話を学ぶ機会の確保 (3)手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大 (4)手話による意思疎通支援の充実 (5)手話通訳者等の育成及び確保 (6)その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援						
	障がい者福祉施設整備費補助		第5期中の実績のうち、平成30年度(2018)は補助対象事業がないため、0件でしたが、令和元年度(2019)は4件でした。 第6期については、事業者の意向確認が困難なことから目標値を定めませんが、県と連携して事業を行います。						

12. 障がい福祉サービス給付費の推移

単位:千円

居宅介護	225,588	231,784	234,560
重度訪問介護	6,452	5,485	5,600
行動援護	1,075	825	720
同行援護	1,310	1,530	1,340
療養介護	181,187	178,797	183,210
生活介護	1,113,649	1,152,985	1,176,492
短期入所	29,755	40,743	45,330
施設入所支援	428,075	440,570	449,210
共同生活援助	254,871	270,872	276,860
自立訓練(宿泊型)	8,324	7,698	8,230
自立生活援助	276	614	600
自立訓練(機能型)	4,605	3,320	3,420
自立訓練(生活型)	24,633	28,265	29,160
就労移行支援	77,290	55,538	58,030
就労継続支援(A型)	93,199	94,174	96,230
就労継続支援(B型)	697,461	740,690	746,260
就労定着支援	755	2,972	2,870
計画相談支援	119,586	128,544	131,661
地域移行支援	1,655	1,356	1,142
地域定着支援	3,222	3,586	4,075
療養介護医療費	57,516	56,712	57,000
特定障がい者特別給付	56,283	56,786	58,000
障がい児相談支援	55,183	57,391	58,413
障がい児発達支援	69,731	59,295	56,270
放課後等デイサービス	424,169	483,844	483,023
保育所等訪問支援	4,065	3,439	3,294
小計(①+②)	3,939,915	4,107,815	4,171,000
移動支援事業	86,714	87,424	89,988
日中一時支援事業	35,929	32,266	35,420
地域活動支援センター事業	1,729	1,683	1,574
訪問入浴事業	10,861	11,087	10,267
合計(①+②+③)	4,075,148	4,240,275	4,308,249

13. 出雲市相談支援事業所一覧

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、障がい者、その家族または介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。
(令和2年10月1日現在)

1	◎	○	ふあっと	武志町693-1			●
2	◎	○	ハートピア出雲	武志町693-4	●	●	●
3			ケアステーションやわらぎ	知井宮町1192-9	●	●	●
4			フライエ	小山町362-1	●		●
5		○	かのん	神西沖町2476-1	●	●	●
6		○	さざなみ学園	神西沖町2534-2		●	●
7		○	出雲サンホーム	神西沖町1315	●	●	●
8			フィリア	瀬分町532-1	●	●	●
9		○	プレーグ	瀬分町613	●	●	●
10			やまびこ園	佐田町一窪田1988	●	●	●
11			ぽんぽん船	多伎町多岐892-7	●	●	●
12		○	光風園	湖陵町大池240-1	●	●	●
13			CSいずも相談支援事業所	大社町入南80-1	●	●	●
14		○	そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-4		●	●
15		○	太陽の里	斐川町名島90		●	
16			美野園	美野町1694-2	●	●	●
17			ほっと	佐田町一窪田1961-5	●	●	●
18			児童発達支援センターわっこ	知井宮町238			●
19			NPO 法人たすけあい平田	西代町1032-4	●	●	●
20			くま&ローズマリー相談室	湖陵町大池 482	●	●	●
21			山根クリニック特定相談支援事業所	芦渡町789-2	●	●	●
22			相談支援事業所Reve	武志町182-3	●	●	●
23			相談支援事業所わんぱく	東福町156-1	●	●	●
24			平安堂相談支援事業所	渡橋町334-1	●	●	●
25			相談支援事業所りこっと	渡橋町1198	●	●	●
26			相談支援事業所麦の家	斐川町学頭1510-2	●	●	●
27			相談支援事業所はなきりん	天神町869		●	●
28			ぽてとほうす	平野町1183		●	
29			相談支援事業所ピリエット	平田町2194-5	●	●	●
30			いんくるネットいずも	朝山町284	●	●	●

※ ◎は相談支援機能強化事業所

※ ○は委託相談支援事業所

第2次出雲市障がい者計画
[令和3年度(2021)～令和8年度(2026)]

第6期出雲市障がい福祉計画
第2期出雲市障がい児福祉計画
[令和3年度(2021)～令和5年度(2023)]

【発行】

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市 健康福祉部 福祉推進課

TEL 0853-21-2211(代)

FAX 0853-21-6598

メール fukushi@city.izumo.shimane.jp

